

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【事業年度】	第53期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	MIRARTHホールディングス株式会社
【英訳名】	MIRARTH HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 グループCEO グループCOO 社長執行役員 島田 和一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	(03)6551-2133
【事務連絡者氏名】	取締役 グループCFO 専務執行役員 中村 大助
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	(03)6551-2133
【事務連絡者氏名】	取締役 グループCFO 専務執行役員 中村 大助
【縦覧に供する場所】	MIRARTHホールディングス株式会社北関東支店 (埼玉県さいたま市大宮区高鼻町一丁目20番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	148,397	162,744	153,472	185,194	196,523
経常利益 (百万円)	9,933	10,258	5,033	12,984	12,427
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,693	6,215	4,584	8,178	8,207
包括利益 (百万円)	5,327	6,293	3,852	8,409	8,913
純資産額 (百万円)	54,632	59,601	65,142	71,669	89,107
総資産額 (百万円)	204,315	223,473	341,669	337,447	372,508
1株当たり純資産額 (円)	498.78	542.04	558.95	596.90	610.61
1株当たり当期純利益 (円)	43.22	57.10	41.90	74.39	62.69
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	42.94	56.69	41.58	73.72	62.13
自己資本比率 (%)	26.5	26.5	18.0	19.5	22.3
自己資本利益率 (%)	9.0	11.0	7.6	12.9	11.0
株価収益率 (倍)	8.6	5.2	9.0	6.9	8.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	26,330	23,189	722	36,777	7,877
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	25,090	27,871	46,354	26,329	24,807
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,654	1,132	61,531	15,464	22,042
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	38,500	32,693	47,148	41,884	47,008
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,061 (118)	1,200 (111)	1,293 (104)	1,377 (110)	1,506 (112)

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第50期の期首から適用しており、第50期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	96,949	88,949	77,364	89,226	68,227
経常利益 (百万円)	8,682	7,738	4,305	8,336	6,479
当期純利益 (百万円)	3,257	5,052	3,659	6,209	5,343
資本金 (百万円)	4,819	4,819	4,819	4,819	9,056
発行済株式総数 (株)	121,000,000	121,000,000	121,000,000	121,000,000	140,300,000
純資産額 (百万円)	47,803	51,447	52,937	56,861	57,695
総資産額 (百万円)	144,796	150,689	154,996	148,678	110,084
1株当たり純資産額 (円)	438.12	469.97	480.08	513.95	422.28
1株当たり配当額 (円)	14.00	18.00	22.00	24.00	30.00
(内1株当たり中間配当額)	(4.00)	(4.00)	(4.00)	(6.00)	(7.00)
1株当たり当期純利益 (円)	30.00	46.42	33.45	56.48	40.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	29.80	46.08	33.19	55.98	40.45
自己資本比率 (%)	32.9	34.0	34.0	38.1	52.1
自己資本利益率 (%)	7.0	10.2	7.0	11.4	9.4
株価収益率 (倍)	12.4	6.4	11.3	9.1	12.4
配当性向 (%)	46.7	38.8	65.8	42.5	73.5
従業員数 (人)	365	343	9	38	33
(外、平均臨時雇用者数)	(9)	(8)	(-)	(1)	(2)
株主総利回り (%)	110.9	94.8	123.5	169.9	175.9
(比較指標：配当込みTOPIX)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価 (円)	408	378	404	520	595
最低株価 (円)	290	261	280	370	421

(注) 1. 第51期の1株当たり配当額には、創立50周年記念配当2円を含んでおります。

2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第50期の期首から適用しており、第50期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

1972年9月 東京都板橋区大和町に「株式会社宝工務店」を設立。
1974年5月 東京都板橋区中板橋に本社移転。
1982年3月 賃貸事業開始。
1986年5月 販売、仲介業務拡大のため「株式会社宝住販」を設立。
1988年4月 不動産管理会社「株式会社宝管理（現 株式会社レーベンコミュニティ）」を設立。
1994年5月 「株式会社宝住販」マンション事業部開設。
1994年6月 自社分譲マンション「レーベンハイム」シリーズを販売開始。
1996年2月 「株式会社宝管理」を「株式会社レーベンコミュニティ」に商号変更。
1999年9月 「株式会社宝住販」を吸収合併。
2000年10月 「株式会社タカラレーベン」に商号変更。
2001年8月 本社ビル完成に伴い東京都豊島区池袋に本社移転。
2001年11月 JASDAQ市場に上場。
2001年12月 融資取次事業「株式会社タフコ（現 株式会社レーベンゼストック）」を設立。
2003年4月 東京証券取引所市場第二部に上場。
2004年3月 東京証券取引所市場第一部に上場。
2006年5月 東京都新宿区西新宿の新宿住友ビルに本社移転。
2008年10月 新タカラレーベンブランド発表。
2010年4月 自社施工による戸建分譲事業を開始。
2012年4月 新マンションブランド「LEBEN」「THE LEBEN」発表。
2012年10月 賃貸管理事業「株式会社宝ハウジング（旧 株式会社タカラプロパティ）」を子会社化。
2013年2月 エネルギー事業開始。
2013年10月 投資運用業「タカラアセットマネジメント株式会社（現 MIRARTHアセットマネジメント株式会社）」を設立。
2014年6月 「オアシス株式会社（現 株式会社タカラレーベンリアルネット）」を子会社化。
2014年10月 「株式会社日興建設（旧 株式会社日興タカラコーポレーション）」を子会社化。
2015年1月 東北営業所を廃止。「株式会社ライブネットホーム（旧 株式会社タカラレーベン東北）」を子会社化、宮城県仙台市に移転。
「株式会社住宅情報館（旧 株式会社タカラレーベン西日本）」を子会社化。
2016年1月 「株式会社日興プロパティ（現 株式会社レーベントラスト）」を子会社化。
2016年6月 「タカラレーベン・インフラ投資法人」が東京証券取引所インフラファンド市場に第一号上場。
2017年1月 新マンションブランド「NEBEL」発表。
2017年4月 大阪支社、札幌営業所開設。
2017年5月 東京都千代田区丸の内の鉄鋼ビルディングに本社移転。
2018年1月 「株式会社タフコ」を「株式会社レーベンゼストック」に商号変更。
「PAG不動産投資顧問株式会社（旧 タカラPAG不動産投資顧問株式会社）」を子会社化。
2018年3月 ベトナム・ハノイ市に駐在員事務所開設。
2018年7月 「タカラレーベン不動産投資法人」が東京証券取引所不動産投資信託証券市場（REIT市場）に上場。
2019年6月 「株式会社日興プロパティ」を「株式会社レーベントラスト」に商号変更。
2019年10月 「株式会社レーベントラスト」が「株式会社タカラプロパティ」を吸収合併。
2021年2月 資産運用業「合同会社レーベンファンディング」を設立。
2021年4月 再生可能エネルギー業「ACAクリーンエナジー株式会社（旧 株式会社レーベנקリーンエナジー）」を子会社化。
2021年6月 名古屋営業所開設。
2022年4月 「株式会社日興タカラコーポレーション」を「株式会社レーベンホームビルド」に商号変更。
2022年8月 タイ・バンコクに「Takara Leben(Thailand)Co.,Ltd.」を設立。
2022年9月 創業50周年。
2022年10月 持株会社体制への移行。「MIRARTHホールディングス株式会社」に商号変更。
「株式会社タカラレーベン西日本」が「株式会社タカラレーベン」に商号変更、「株式会社タカラレーベン東北」を吸収合併。本社を東京都千代田区丸の内に移転。
2023年2月 「タカラレーベン・インフラ投資法人」を株式公開買付により上場廃止。
2023年6月 再生可能エネルギー事業「MIRARTHグリーンテック株式会社」を設立。
2023年11月 バイオマス燃料化事業「MIRARTH Agri Tech Co., Ltd.」を設立。
2024年3月 「タカラPAG不動産投資顧問株式会社」を「MIRARTH不動産投資顧問株式会社」に商号変更。
2024年4月 「株式会社レーベנקリーンエナジー」を「MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社」に商号変更。
「タカラアセットマネジメント株式会社」を「MIRARTHアセットマネジメント株式会社」に商号変更。

3【事業の内容】

主要な当社グループは、以下のとおりであります。

当社は、不動産事業、エネルギー事業、アセットマネジメント事業、その他事業という4つのセグメントにて事業活動を行っております。

連結子会社である㈱タカラレーベンは、新築分譲マンション事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンコミュニティは、分譲マンションの総合管理事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンホームビルドは、戸建分譲事業及び建築の請負事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱タカラレーベンリアルネットは、不動産流通事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンゼストックは、リニューアル再販事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベントラストは、賃貸管理事業を中心に行っております。

連結子会社であるTakara Leben(Thailand)Co.,Ltd.は、不動産に対する投資業を中心に行っております。

連結子会社であるMIRARTHエナジーソリューションズ㈱は、再生可能エネルギー事業を中心に行っております。

連結子会社であるMIRARTHアセットマネジメント㈱は、投資運用業を中心に行っております。

連結子会社であるMIRARTH不動産投資顧問㈱は、投資運用業を中心に行っております。

(1) 不動産事業

当社グループは、新築分譲マンション事業として、「LEBEN」・「NEBEL」シリーズ等の企画開発及び販売を全国で行っております。また流動化事業として、レジデンス「LUXENA」シリーズやオフィスビル「L.Biz」シリーズ等の企画開発及びREIT市場等への売却を行っております。その他、リニューアル再販事業、新築戸建分譲事業、賃貸・管理事業、不動産仲介事業等、不動産事業全般を行っております。

(2) エネルギー事業

当社グループは、再生可能エネルギーを活用した発電事業を全国で行っております。

(3) アセットマネジメント事業

当社グループは、再生可能エネルギーの発電施設やレジデンス、オフィスビル等の不動産に関するアセットマネジメント事業を行っております。

(4) その他事業

・建設事業

連結子会社である㈱レーベンホームビルドにおいて、建設事業を行っております。

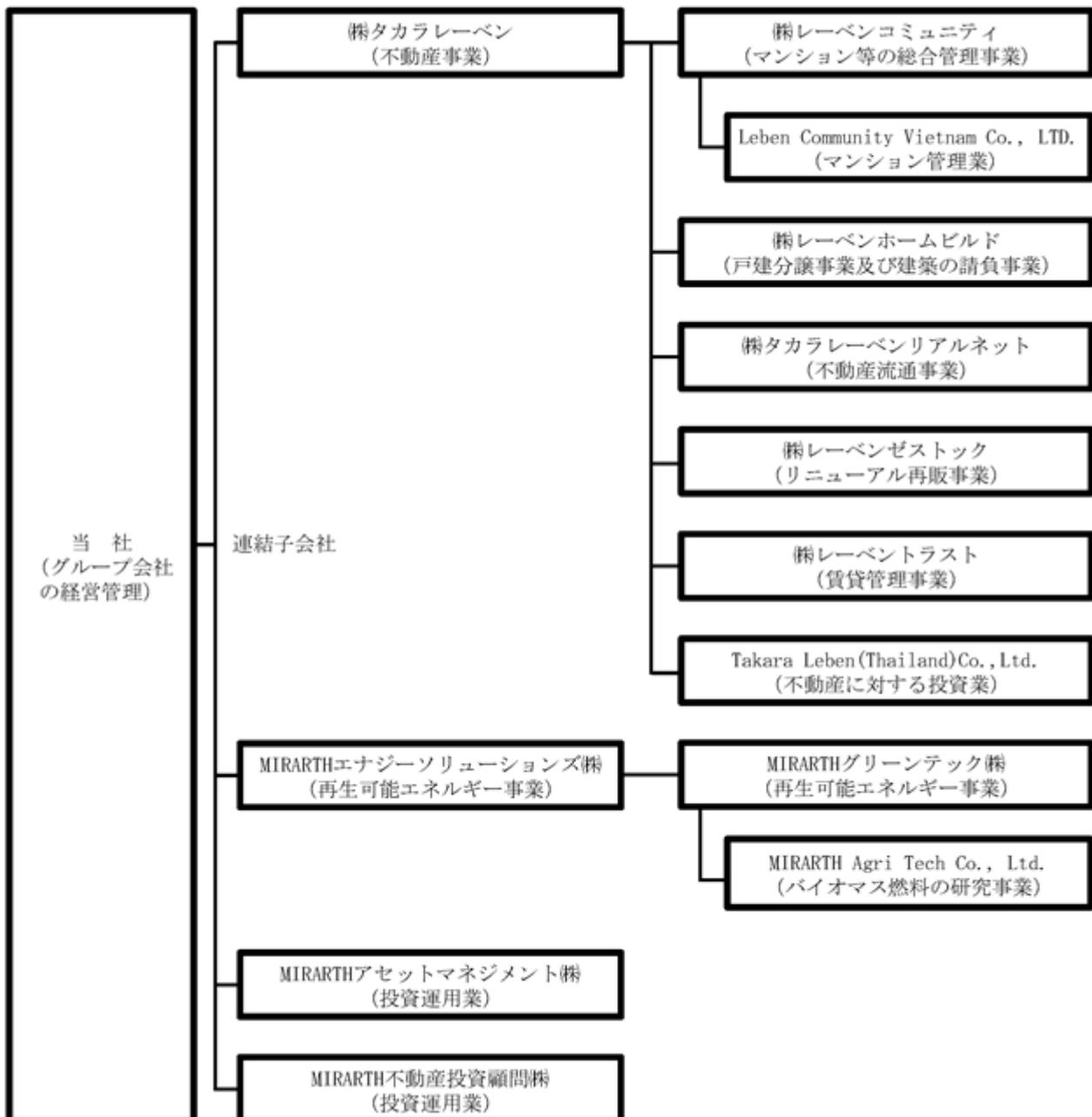
・ホテル事業

当社グループにおいて、ホテル事業を行っております。

・その他の事業

当社グループにおいて、上記以外の事業を行っております。

事業の系統図は、以下のとおりです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)タカラレーベン(注)1	東京都千代田区	400	不動産事業	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり
(株)レーベンコミュニティ	東京都港区	60	不動産事業 その他事業	100.0 (100.0)	-
(株)レーベンホームビルド	神奈川県横浜市	200	不動産事業 その他事業	100.0 (100.0)	-
(株)タカラレーベンリアルネット	東京都中央区	30	不動産事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
(株)レーベンゼストック	東京都千代田区	490	不動産事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
(株)レーベントラスト	東京都港区	60	不動産事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
TakaraLeben (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国バンコ ク都	60 百万THB	その他事業	100.0 (100.0)	-
Leben Community Vietnam Co., LTD.	ベトナム国 ハイフォン市	21,218 百万VND	不動産事業	100.0 (100.0)	-
MIRARTHエナジーソリュー ションズ(株)(注)1	東京都新宿区	2,155	エネルギー事業	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり
MIRARTHグリーンテック(株)	東京都新宿区	50	エネルギー事業	45.0 (45.0)	資金援助あり
MIRARTH Agri Tech Co., Ltd.	カンボジア王国 プノンペン都	600 千US\$	エネルギー事業	45.0 (45.0)	-
MIRARTHアセットマネジ メント(株)	東京都千代田区	250	アセットマネジ メント事業	100.0	役員の兼任あり
MIRARTH不動産投資顧問(株)	東京都千代田区	50	アセットマネジ メント事業	90.0	-
その他13社					
(持分法適用関連会社)					
港合同会社	東京都渋谷区	108	不動産事業	34.0 (34.0)	-
その他8社					

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産事業	1,506 (112)
エネルギー事業	
アセットマネジメント事業	
その他	
合計	1,506 (112)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の()内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人当たり1日8時間換算)であります。

3. 当社の企業集団は事業の種類毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
33 (2)	38.2	2.3	7,662

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産事業	33 (2)
エネルギー事業	
アセットマネジメント事業	
その他	
合計	33 (2)

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄の()内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人員数(1人当たり1日8時間換算)であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社は事業の種類毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

連結子会社

名称	当事業年度					補足説明
	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.			
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
(株)タカラレーベン	12.0	75.0	74.8	74.8	37.2	(注)3. 労働者の男女の賃金の差異 (注)4.
(株)レーベンコミュニティ	16.2	0.0	67.0	60.7	75.5	(注)3. 労働者の男女の賃金の差異 (注)5.

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出しております。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出しております。

3. 対象期間: 令和6事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

賃金: 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等は除きます。

正社員: 出向者については、当社から社外への出向者を含み、他社から当社への出向者は除きます。

パート・有期社員: 有期雇用、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員は除きます。

4. 労働者の男女の賃金の差異についての補足説明

<正社員>

正社員のうち、管理職・非管理職で区分した場合、前事業年度同様に差異は5～15%程度に縮まります。

しかしながら、女性管理職の割合が12.0%であるため、引き続き女性の登用を計画的に推進してまいります。

<パート・有期社員>

パートタイム社員と有期雇用社員が混在しているため、乖離が発生しております。

パートタイム社員と有期雇用社員を区分した場合、有期雇用社員は男性社員のみであり、パートタイム社員は乖離がありません。

5. 労働者の男女の賃金の差異についての補足説明

<正社員>

女性管理職の割合が16.2%であるため、女性の登用を計画的に推進してまいります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

Our Purpose-存在意義-とOur Values-価値観-を記載します。

Our Purpose：存在意義

サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。

Our Values：価値観

情熱・感動

環境創造に情熱を注ぎ、
人々と感動を分かちあう。

持続可能

人、自然、社会の共存を目指し、
サステナブルな世界をつくる。

価値創出

スピード感を持って変革を続け、
新しい価値を創出する。

多様性・共創

一人ひとりのアイデアを大切に、
地域社会との共創を進める。

誠実・信頼

誠実な行動で、
人と社会の安全・安心を約束する。

(2) 経営戦略等

< 戦略概要 >

2025年5月に、2028年3月期までを対象とした新中期経営計画を発表し、2030年までの長期ビジョンとして『地域社会のタカラであれ。』を掲げ、経営基盤と事業戦略における重要テーマを策定しております。攻守のバランスを重視した成長投資実行期と位置づけ、コア事業である不動産事業の安定的な成長に加えて、成長事業への投資を積極化し、中長期的な成長基盤の確立を進めてまいります。

< 重要テーマ >

経営基盤の重要テーマ

1. サステナビリティの更なる推進
2. 資本効率の追求
3. ステークホルダーとのエンゲージメント強化

事業戦略の重要テーマ

1. 生産性、収益性の向上
2. キャッシュ創出事業への積極的な投資
3. 事業ポートフォリオの最適化

<セグメント別事業方針>

a) 不動産事業

当社グループのコア事業として、新築分譲マンション・流動化・新築戸建分譲・リニューアル再販・不動産賃貸・不動産管理等を行っております。50年以上の実績に基づいた各地域での強力なネットワークと、開発・販売・管理・アフターサービスを網羅する一貫体制を活かして、総合的な不動産サービスであらゆる顧客ニーズへの対応を推進してまいります。

今後も、厳選した仕入れと環境配慮型不動産の開発、機動的なポートフォリオ管理、高品質なサービスの提供等を通じてセグメント全体で安定的な成長を目指してまいります。

b) エネルギー事業

新たな事業の柱として、太陽光発電を中心とする既存事業の拡大を図るとともに、積極的な投資を実施し、陸上風力・バイオマスなどの発電源の多様化や、蓄電所といった新たなビジネスモデルの構築を推進してまいります。

また、固定価格買取制度（FIT制度）に依存しないPPA（電力販売契約）モデルを推進することで、エネルギー事業をグループ成長の新原動力とし、第2の柱としての成長を目指してまいります。

c) アセットマネジメント事業

REIT、私募ファンド、再生可能エネルギーファンドなど、多様なアセットの運用を受託しており、引き続き運用体制の強化を推進いたします。運用受託資産規模の拡大と内部成長施策により、フィージビリティとしての持続的な成長を図ってまいります。

d) その他事業

ホテル運営、建設、介護等の各事業の成長と確立を図るとともに、当社グループのノウハウを活かし、新領域への挑戦と新たな価値の創造を目指してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、自己資本比率、LTV、D/Eレシオ及びROEを意識した経営を行っております。なお、自己資本比率23%以上（2028年3月期末）、LTV65%未満、D/Eレシオ3.0倍未満、ROE9%以上を目標としております。

(4) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化に伴う労働人口の減少といった人口動態の変化や、インフレ等による物価の上昇、国内外における経済の先行きの不透明さなど、急速な変化の中にあり、またその不確実性も高まっています。

このような環境下において、当社グループは、パーパスである「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を2022年10月に公表し、2030年に向けた長期ビジョン「地域社会のタカラであれ。」のもと、地域社会と共創し、未来の街づくりに取り組む「未来環境デザイン企業」への進化を目指して各事業に取り組んでおります。

具体的な当社グループの対処すべき課題を、「(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

不動産市況に対する対応

当社グループのコア事業であります新築分譲マンション事業は、不動産価格の高止まりや建築費の高騰、金利上昇リスクなど、様々な外的要因による市況の変化が比較的大きい業態となっております。当社グループでは、安定的な需要がある実需購買層に向けた商品開発・供給に一貫して拘ることで、外部環境に左右されにくい体質の構築を継続して進めております。また、首都圏への人口集中と地方都市の過疎化といった二極化する国内マーケットの中で、当社グループは全国8営業拠点において厳選した用地の選別を行い、顧客ニーズに合った商品展開と各都市の活性化に貢献しております。

流動化事業は、新築分譲マンション事業以上に外的要因の影響が大きい市場構造であると認識しております。引き続き、需要の底堅いレジデンスの開発・取得に注力しながら、オフィス・ホテル等も含めた資産ポートフォリオの最適化を行うことで、積極的な開発利益の追求と安定的なストック運用の両立を図ってまいります。

ESG対応の推進

当社グループでは、「脱炭素社会の実現」「サステナブルな街づくり」「Well-beingの向上」「ガバナンスの強化」の4つをサステナビリティ重要テーマに掲げ、それぞれに対応する重要課題を10個特定し、この課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

E（環境）

地球温暖化の影響に伴う気候変動や激甚化する災害への対応として、温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの活用など、脱炭素社会の実現に向けた環境への取り組みが求められております。当社グループでは、カーボンニュートラル実現に向け、グループ全体の温室効果ガス排出量削減の中長期目標及び指標（KPI）を設定し、モニタリングを実施しています。また、新築分譲マンション事業におけるZEH化推進や、エネルギー事業における再生可能エネルギー電源の多様化、発電事業者と電力の需要家が直接契約を締結するPPA（電力販売契約）モデルの積極的な推進など、グループ全体の事業を通じて脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

S（社会）

多様な暮らしのニーズに対する提案や、建物価値・サービス品質の向上、災害への対応など、当社グループは住まいの供給を通じて地域を活性化し、サステナブルな街づくりを推進してまいります。また、多様な人材が活躍できる職場風土を醸成し、ステークホルダーとの対話を通じて共創関係を築くなど、Well-beingの向上に取り組んでおります。

G（ガバナンス）

各種委員会（指名、報酬、コンプライアンス、リスクマネジメント）の設置や、公益通報窓口の適切な運用等により、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図るとともに、コンプライアンスの徹底及びコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

財務基盤の強化

当社グループは、事業用不動産や発電設備等の取得について、原則、金融機関等からの借入金により賄っており、事業拡大に伴い有利子負債が増加する傾向にあります。事業別ROIC管理による投資と還元の最適化や、各事業領域における最適なポートフォリオの構築、資金調達手法の多様化等を推進し、財務基盤の強化ならびに厳格な財務規律の維持を図ってまいります。ストックビジネスを強化しEBITDAを拡大するとともに、引き続き財務健全性を維持しつつ、自己資本比率の向上と、有利子負債比率の低減に努めてまいります。

人材確保及び人材育成

当社グループは、事業領域や事業エリアの拡大に伴い、従業員に求められるスキルや適性も多様化しております。ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進により、新卒・中途採用を問わず、優秀な人材確保に努めてまいります。階層別研修の拡充や適正な評価・報酬制度の運用により、強固な組織体制を構築するとともに、人的資本への積極的な投資を引き続き行ってまいります。また、リモートワーク環境の整備や地域限定社員制度の導入など働き方改革を推進することで、従業員の幸福度を高めると共に企業価値を向上させてまいります。

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

近年の急激なデジタル化の流れを受けて従来のサービスのみならず、お客様の利便性や企業価値向上に直結するデジタルソリューションの活用拡大が、競争優位性を維持するために必要と考えております。当社グループでは、市場ニーズに適時応えることができるよう、費用対効果を見極めながら、積極的なITへの投資を行い、デジタル技術に対するリテラシー向上と、イノベーションを実現する思考を持った人材育成を図ることにより、デジタル技術を活用したDXの推進と共にバリューチェーンの革新を進めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般

当社グループは、サステナビリティ基本方針のもと、事業活動が環境・社会に与える影響を考慮し、持続的な成長を実現するためのマテリアリティ（重要課題）を特定しています。特定したマテリアリティに対する取り組みは、サステナビリティ委員会を中心とする実効性の高いガバナンス体制のもとで全社的に推進しております。今後も、すべてのステークホルダーの皆様との対話を重視し、事業を通じた社会課題の解決と持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

<サステナビリティ基本方針>

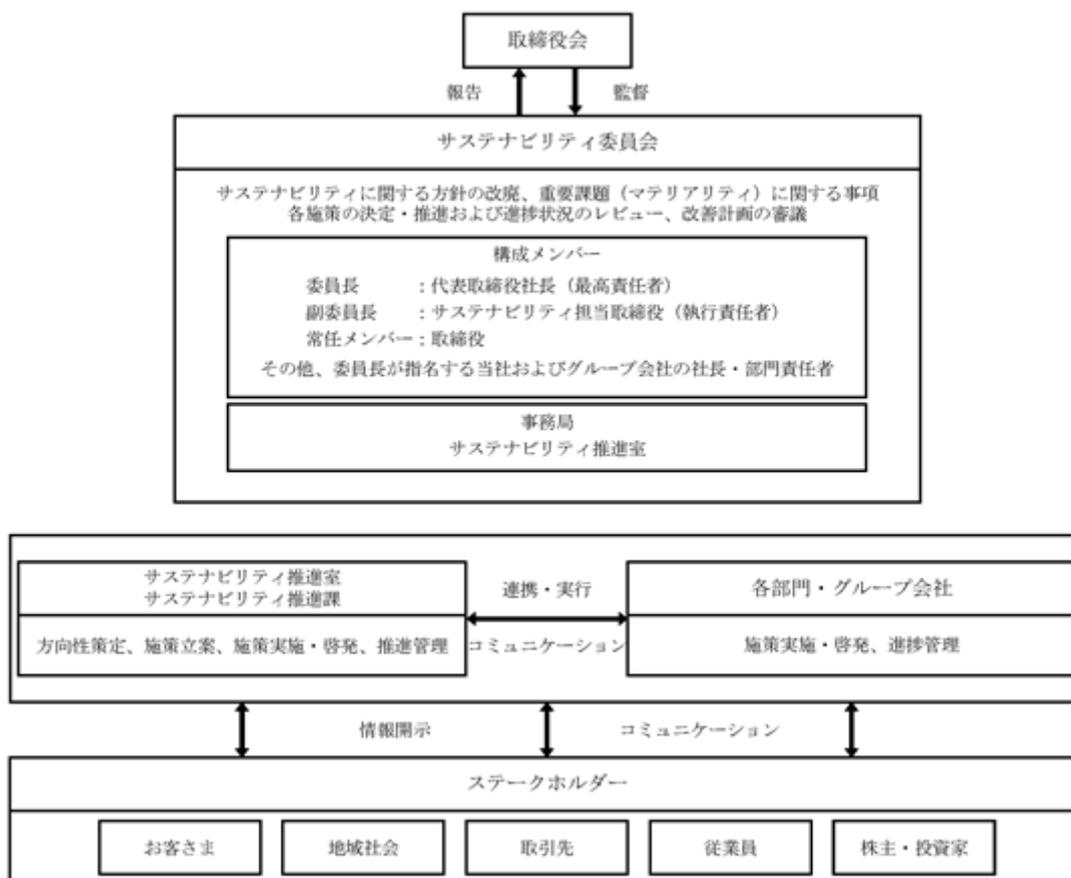
MIRARTHホールディングスグループは、「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」をOur Purpose（存在意義）として掲げ、住宅の供給や再生可能エネルギーの開発など、事業を通じたサステナビリティ活動に取り組むことで社会課題の解決とSDGs（持続可能な開発目標）達成に貢献し、さまざまなステークホルダーや社会からの信頼を得て、持続的な発展を目指します。

ガバナンス

当社グループは、「気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は重要な経営課題である」という認識のもと、サステナビリティ推進体制を構築しています。

代表取締役を委員長とし、取締役、グループ会社の社長・部門責任者によって構成される「サステナビリティ委員会」を設置しています。サステナビリティ委員会は、原則四半期に1回開催するほか、必要に応じて都度開催し、ESG戦略の推進及びサステナビリティに関する方針・施策の決定や、マテリアリティ（重要課題）の検討、推進、進捗状況のレビュー、改善計画の審議などを行い、サステナビリティ推進活動の取締役会への報告等を行っています。

<サステナビリティ推進体制図>



戦略

当社グループは、持続可能な社会への貢献と企業価値の向上を目的に、以下のプロセスによりマテリアリティ（重要課題）を特定し、対応策を実施しています。当社グループは社会的課題に対し積極的に取り組むことで、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に貢献しています。

当社グループにおけるサステナビリティ重要テーマ及びマテリアリティ特定のプロセスは、以下のとおりであります。

<サステナビリティ重要テーマ及びマテリアリティ特定のプロセス>

1．社会課題のリスト化

ESG評価機関や市場動向の分析を基に環境、社会、ガバナンス（ESG）の観点で、社会課題を洗い出しました。

2．リスクと機会の特定

各課題におけるMIRARTHホールディングスグループにとってのリスクと機会を明確にしました。この分析を通じて、企業活動の中で直面する可能性のある課題とその機会を識別しました。

3．ステークホルダーの影響の特定

MIRARTHホールディングスグループがこれらの課題にどのように影響を受けるか、またどのように影響を与えるかを評価しました。

4．重要度の評価

グループ各社の経営層が出席したワークショップでの議論を経て、特に重要な社会課題を選定しました。これらの課題はMIRARTHホールディングスグループの戦略的な意思決定に直結しており、長期的な企業成長に影響を与えます。

5．施策の検討

重要度の高い課題に対して、リスクを軽減し、機会を拡大するための施策を検討しました。ワークショップを通じて、技術革新や業務プロセスの改善など具体的な行動計画を立案しました。

6．マテリアリティの特定

上記プロセスを踏まえMIRARTHホールディングスグループのマテリアリティを特定し、妥当性を検証しました。

7．KPIの設定

選定されたマテリアリティに基づいて、具体的な成果を測定するためのKPIを設定しました。これにより、施策の効果を定期的に評価し、持続可能な成長を実現しています。なお、マテリアリティ及び目標・KPIの内容はサステナビリティ委員会にて承認された内容を公表しています。

< サステナビリティ重要テーマ及びマテリアリティ >

	サステナビリティ重要テーマ	マテリアリティ
E 環境	脱炭素社会の実現 	・気候変動・脱炭素化への対応
	再生可能エネルギーの安定供給に取り組むとともに、省エネルギー化を取り入れた環境負荷の少ない開発を目指し、気候変動問題の緩和に取り組めます。	・再生可能エネルギーの安定供給と利用促進
S 社会	サステナブルな街づくり 	・地域社会の持続的な成長の実現
	地域社会の発展と人々の暮らしの豊かさの向上を図り、社会課題やニーズの変化に対応した商品・サービスの提供を通じて持続可能な未来の実現に貢献します。	・少子高齢化、労働人口減少への対応
	Well-beingの向上 	・従業員の健康と安全の確保
	心身の健康と安全を守るとともに、多様な人材が活躍できる職場風土を醸成し、ステークホルダーとの対話を通じて共創関係を築きます。	・ダイバーシティ・エクイティ & インクルージョン (DE&I) の推進
		・人権の尊重、サプライチェーンへの対応
G ガバナンス	ガバナンスの強化 	・コーポレート・ガバナンスの強化
	健全な企業活動を推進し、意思決定の透明性を確保することで企業の社会的責任を果たし、企業価値の持続的な向上を目指します。	・リスクマネジメントの強化
		・企業倫理、コンプライアンスの徹底

リスク管理

当社は、当社グループのリスクを管理し、企業価値の持続的向上を図るために「リスクマネジメント規程」を定め、同規程に基づき、グループCRO（最高リスク管理責任者）を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置しています。「リスクマネジメント委員会」において毎年リスクを洗い出し、リスクシナリオを作成しており、それぞれのリスクシナリオを「影響度」と「発生頻度」で評価し、財務状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況、戦略面に重大な影響を及ぼすものを重要リスクとして特定しております。気候変動リスクを含む7つの個別リスクを最重要リスクとして認識し、リスクマネジメント委員会において、グループ各社が担うリスクマネジメントを統括的に管理し、取締役会が監督しています。

なお、詳細につきましては、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

指標及び目標

当社グループでは2022年3月期より、サステナビリティ重要テーマ及び特定したマテリアリティ（重要課題）に紐づくKPIを策定し、グループ全体で取り組みを推進しています。

2025年3月期の実績、2026年3月期の目標は下記のとおりです。

<目標と実績>

サステナビリティ 重要テーマ	マテリアリティ	KPI	2025年3月期		2026年3月期	
			目標	実績	目標	
脱炭素社会の実現 再生可能エネルギーの安定供給に取り組むとともに、省エネルギー化を取り入れた環境負荷の少ない開発を目指し、気候変動問題の緩和に取り組めます。	・気候変動・脱炭素化への対応	CO2排出量削減率（Scope1,2及び3）	45%（2022年度比） 1	Scope1,2：41% ²	45%（2022年度比） 1 Scope1,2：70% Scope1,2,3：45%	
		省エネルギー化に寄与する社内の取り組み件数	10件	14件	10件	
	・再生可能エネルギーの安定供給と利用促進	リニューアル・リノベーションマンションの積極展開				
		再生可能エネルギーの総発電規模	780MW ³	385MW	410MW ⁴	
		環境性能認証の取得	5棟	9棟	5棟	
		戸建住宅におけるZEH水準の採用率 ⁵	100%	100%	100%	
		新築分譲マンション事業における再エネ活用の推進				
サステナブルな街づくり 地域社会の発展と人々の暮らしの豊かさの向上を図り、社会課題やニーズの変化に対応した商品・サービスの提供を通じて持続可能な未来の実現に貢献します。	・地域社会の持続的な成長の実現	海外における住宅供給プロジェクト件数	3プロジェクト	7プロジェクト	5プロジェクト	
		再開発・建替事業の取り組み件数 ⁶	10件	14件	10件	
		マンション管理業務に対する満足度調査	5点以上/6点	5.09点	5点以上/6点	
		業務プロセス及び品質基準に関する不適合件数	10件以下	3件	10件以下	
	・少子高齢化、労働人口減少への対応	1人当たり研修時間	25時間	11.8時間 ⁷	25時間	
		DXビジネス検定の取得推進		8		
		ライフスタイルに対する新たなサービスの提案	10件	15件	10件	
Well-beingの向上 心身の健康と安全を守るとともに、多様な人材が活躍できる職場風土を醸成し、ステークホルダーとの対話を通じて共創関係を築きます。	・従業員の健康と安全の確保	ストレスチェック受診率 ⁹	100%	93.7%	100%	
		有給休暇取得率 ¹⁰	70%	70%	70%	
		男性育児休業取得率	85% ¹	57.6%	85% ¹	
		建設現場における特別パトロール（安全確認）の実施	年4回	4回	年4回	
	・ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）の推進	障がい者雇用率	2.5%	1.5%	2.5%	
		女性管理職比率	20% ¹	14.2%	20% ¹	
		女性採用比率	30%	36%	30%	
	・人権の尊重、サプライチェーンへの対応	安全大会の実施	年1回	1回	年1回	
		人権デュー・ディリジェンスの体制構築				
		サプライチェーンマネジメントの推進		11		
ガバナンスの強化 健全な企業活動を推進し、意思決定の透明性を確保することで企業の社会的責任を果たし、企業価値の持続的な向上を目指します。	・コーポレート・ガバナンスの強化	取締役会の実効性評価の実施				
		クローバック条項の導入検討				
	・リスクマネジメントの強化	重要リスクの検証、管理				
		BCPのマニュアル策定				
		コンプライアンス教育の実施	年3回	5回	年3回	
・企業倫理、コンプライアンスの徹底	全従業員に対するコンプライアンスアンケートの実施	年1回	1回	年1回		
	内部通報制度の認知率	100%	97%	100%		

1 2030年度までの中期目標として設定。

2 Scope3算定中。

3 太陽光換算によるMW数、2030年3月期までの中期目標として設定。

4 KPIを「再生可能エネルギーの稼働済み発電規模（累計）」に見直し。

5 断熱性能等級5級かつ一次エネルギー消費量等級6級を取得した住宅（再生可能エネルギー水準は除く）。

6 優良建築物等整備事業含む。

7 一部の配信型研修は集計対象外。

8 方針の見直しによりDX研修を実施。KPIを「DX人材の育成推進」に見直し。

9 実施企業のみ集計。

10 年次有給休暇が一斉付与の企業を対象に集計。

11 実施計画を策定。

(2) 気候変動への対応（TCFD提言への取組）

・気候変動に対する当社の認識

M I R A R T Hホールディングスグループ（以下、当社グループ）は、気候変動の進行は科学的事実であると認識し、台風・豪雨の激甚化、熱波や干ばつの頻発、世界的な海面上昇などの気候変動が引き起こす自然災害被害の拡大への対策は必要不可欠なものであると考えます。加えて、気候変動を自然環境と社会構造に大きな変化をもたらす、当社グループの経営とビジネス全体に重大な影響を与える（マテリアルな）課題であると位置づけています。気候変動を緩和するための全世界的な取り組みとして、温室効果ガスの排出削減に向けた枠組みの設定や排出規制の強化など、社会経済の脱炭素化への移行が予期され、不動産事業における開発・運営段階でのGHG排出量の削減や、レジリエンスの強化に対する社会的な要請が高まっていると認識しています。一方で、エネルギー事業においては、再生可能エネルギーの需要拡大が見込まれ、重要な機会として捉えています。

・TCFD賛同表明（及びTCFDコンソーシアムへの参加）

当社及びグループ会社のM I R A R T H不動産投資顧問(株)は、気候関連課題に関する情報開示を推進するため、2022年6月に金融安定理事会（FSB）により設立されたTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明しました。

本賛同を起点として、当社グループとしての気候変動が事業に及ぼすリスクと機会についての分析と対応、TCFD提言が推奨する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」に沿った情報開示の強化・充実を図っています。



ガバナンス

当社は、気候変動のリスクと機会に対応するため、取締役会による監督とサステナビリティ委員会を中心とするガバナンス体制を構築しております。気候変動対応に係る最高責任者を代表取締役社長とし、実務上の責任者である気候変動対応に係る執行責任者は、サステナビリティ担当取締役としています。気候関連課題に係る執行責任者は、サステナビリティ委員会において、気候変動による影響の識別・評価、リスクと機会の管理、適応と緩和に係る取り組みの進捗状況、指標と目標の設定等の気候変動対応に関する事項を、気候関連課題に係る最高責任者に対して、定期的に報告します。サステナビリティ委員会の出席者により、各議題について審議・検討した上で、気候関連課題に係る最高責任者により意思決定を行います。

戦略

・分析の範囲

今回行ったシナリオ分析においては当社グループの主要事業かつ気候変動の影響が比較的大きいと考えられる不動産事業とエネルギー事業の2事業を対象としました。

・参照した外部シナリオ

TCFDの提言では、2 以下を含む複数シナリオを踏まえて、自社の戦略のレジリエンスについて説明することを推奨しています。当社では気候関連リスク・機会を考慮するため、当社グループの事業を対象にシナリオ分析を行いました。シナリオ分析の概要は以下のとおりです。シナリオ分析及び当社のリスク・機会の特定・評価に係るプロセスは後述の「リスク管理」に示すとおりです。

出典機関	1.5- 2 シナリオ	4 シナリオ
IEA（国際エネルギー機関）	NZE2050	STEPS
IPCC（気候変動に関する政府間パネル）	RCP4.5	RCP8.5

[シナリオ選定理由]

IEA NZE2050（1.5- 2 シナリオ 移行リスク）

GHG排出のメインはエネルギー消費となるため、参考にできるIEAを選定。

IPCC RCP4.5（1.5- 2 シナリオ 物理リスク）

気象条件に関する標準的な参照資料とされているIPCCの報告書のうち、物理リスクの分析シナリオに対応するものを選定。

IEA STEPS（4 シナリオ 移行リスク）

GHG排出のメインはエネルギー消費となるため、参考にできるIEAを選定。

IPCC RCP8.5（4 シナリオ 物理リスク）

気象条件に関する標準的な参照資料とされているIPCCの報告書のうち、物理リスクの分析シナリオに対応するものを選定。

- ・各シナリオにおいて想定される世界像
各シナリオでは以下のような世界観を想定しています。

1.5-2 シナリオ（移行リスク大、物理的リスク小）
パリ協定目標の達成に向けて、脱炭素のための社会政策・排出規制が強化され、気候変動への対策が進捗することで、21世紀末の地球の気温上昇を産業革命前と比較して1.5 - 2 に抑えるシナリオです。政策や投資家、消費者といったあらゆる側面において脱炭素または低炭素を目指す動きが顕著になり、企業の気候変動対応が強く求められ、未対応の場合は競争優位性が低下する等の移行リスクが高まると想定されます。一方で、気候災害の高頻度化・激甚化については一定程度抑えられ、物理的リスクは相対的に低くなると想定されます。
4 シナリオ（移行リスク小、物理的リスク大）
十分な気候変動緩和対策が実現せず、温室効果ガス排出が増大し続け、21世紀末の地球の気温上昇が産業革命前と比較して4 上昇するシナリオです。自然災害の激甚化の進行が顕著となり、海面上昇や異常気象が増加するなど、物理的リスクは高まると想定されます。一方、政策や資本市場・消費者において脱炭素に向けた取り組みが停滞し、移行リスクは比較的小さく抑えられます。

・リスク、機会の特定及び対応策・戦略

当社は、脱炭素社会の実現に向かうための政策と法規制が強化される1.5 - 2 シナリオと異常気象の激甚化による気候変動の物理的な影響が生じる4 シナリオを踏まえて、リスクと機会を特定し、それらの事業への影響を以下のように評価しました。財務的影響については、前述の各シナリオを参照しながら定性的に評価を行いました。また、特定したリスクと機会に対し、当社は以下の取り組みを推進していきます。

[不動産事業]

分類	主なリスクと機会	当社の財務的な影響	期間	財務的インパクト		対応策・戦略	
				4 シナリオ	2/1.5 シナリオ		
移行 リスク	政策と法	炭素税導入による課税の強化	販売価格の上昇により、販売数が減少	短期	小	中	GHG排出に関する目標設定・管理
		省エネ政策による各種規制等の強化	規制対応のための開発コストの増加	中期	大	大	サプライヤーとの協業による省エネ性能の向上・販売戦略の強化
	技術	再エネ・省エネ技術の進化・普及	新技術の開発や導入の費用が増加	中期	中	大	新技術やサービスに関する情報収集を行い、適宜新技術の開発や導入を実施
		低排出技術移行に伴う対応の増加	新たな施策や導入に関する費用の増加	中期	小	小	専門人材の確保、組織・社内制度の構築
	市場	脱炭素ニーズ拡大を背景とした関連サプライヤーによるサービス価格の上昇	ZEB/ZEH等の環境性能の高い物件開発や建築、改修/修繕コストの増加	中期	中	中	サプライヤーとの協業による価格の安定化
	評判	風水害に強い立地の希少性が高まり、好立地の用地取得における競争激化	事業機会の損失による売上の減少	長期	大	大	立地選定及び同業他社との連携強化
気候変動に対応していない商品やブランド価値の低下		ブランド価値低下による物件販売価格及び賃料の低下に伴う売上減少	中期	小	中	新規開発案件に省エネ基準を設定、既存物件への省エネ基準の設備導入を検討	
物理 リスク	急性	風水害による建設中の物件の損傷、工期の長期化	建設関連費用の増加	短期	大	中	風水害に強い工法の採用、工事保険への加入
	慢性	気温上昇による建設現場の生産性低下	建設期間の長期化に伴うコスト増加	中期	中	中	建設現場における労働安全配慮の管理を徹底
機会	資源の効率	再エネの利用促進	外部調達する光熱費の削減	中期	小	小	オンサイト・オフサイトPPAの導入
	製品及びサービス	低排出設備・ZEB/ZEHマンションの需要増	売上の増加	中期	小	中	低排出な設備や再エネ電力の導入を推進
		公的支援スキームの活用	キャッシュアウトの削減	中期	中	中	市街地再開発事業等による事業拡大
	市場	住替え機会の創出	売上の増加	中期	中	小	ZEH/防災マンションの開発・推進
		気候変動に対応した市場参加者の評価向上	企業価値の向上による調達機会、調達額の増加	中期	中	中	気候関連情報開示の充実

[エネルギー事業]

分類	主なリスクと機会	当社の財務的な影響	期間	財務的インパクト		対応策・戦略	
				4 シナリオ	2/1.5 シナリオ		
移行 リスク	政策と法	環境アセスの厳格化や各種規制の強化	開発期間の長期化によるコスト増加	短期	小	中	各種規制に沿った事業の推進
	技術	再エネ・省エネ技術の進化・普及	新技術導入のための費用増加	中期	小	小	新技術に関する情報収集の強化、発電設備の計画的導入
	市場	省エネ競争激化による用地確保の難易度上昇	新規開発の停滞に伴う収益機会の縮小	短期	中	大	系統接続の可能な事業エリアの選定
	評判	ブランド価値の低下	顧客の減少及び資本へのアクセス制限等による収益の縮小	短期	小	小	気候変動においても堅実な対応をとることによりブランドイメージを維持
物理 リスク	急性	自然災害による稼働中の発電設備の損傷	売電量の低下による売上減少、修繕費等のコスト増加	短期	大	大	レジリエントな設計思想の導入、ハザードマップ活用によるリスク把握、利益保険の付保、修繕費用の積み立て
	慢性	異常気象の恒常化による稼働中設備の故障率増加	修繕費の増加	長期	中	中	気候変動に対応した設計思想の導入・製品基準の選定
機会	政策と法	再エネ普及の拡大・促進する法制度の整備	開発の速度と量に好影響	中期	小	大	資産拡大に向けた資金確保と人員補強
	資源の効率	再エネの自社利用	外部調達する光熱費の削減	短期	小	小	開発用地の選定と資金確保
	製品及びサービス	気候変動対応の技術・製品開発	安価な技術開発による設備投資費用等の減少	中期	小	中	新技術に関する情報収集の強化、発電設備の計画的導入
		O&M事業の拡大	O&M売上の増加	中期	小	中	O&M事業の拡大に向けた設備投資と技術者の確保
	市場	再エネ需要の拡大	新規開発・事業拡大による収益機会の増加	中期	小	大	市場調査及び新たなビジネスモデルの構築
		再エネ投資の拡大	不動産事業との売上・収益シナジーの創出	短期	小	中	再エネ・不動産への知見がある人材によるPJチームの組成
		グリーンファイナンスの活用	企業価値向上による株価上昇、金融コストの削減	短期	中	中	グリーンファイナンスに関する人材確保

リスク管理

当社が気候変動関連のリスクを管理するプロセスは以下のとおりです。

1. リスクと機会を特定、評価するプロセス

気候関連課題に関する重要なリスクと機会については、サステナビリティ委員会において議論され、気候変動対応に係る執行責任者は、年に1度、気候関連のリスクと機会の特定及び評価のために、社内の担当者を招集し、関連リスク・機会の洗い出しを行います。

2. リスク管理するプロセス及び全社的なリスク管理プログラムへの統合

気候関連課題に係る最高責任者は、サステナビリティ委員会において特定、評価された事業・財務計画上重要な気候関連リスクについて、管理担当者または部署を指定し、その対策立案を指示します。

また、リスクの軽減管理または機会の実現に向けた取り組みに当たっては、可能な場合、関連するKPI（重要指標）を定義し、モニタリング及び目標設定を行うことを試みるものとします。

気候変動対応に係る執行責任者は、各取り組みの進捗、KPIについて、年に1度以上その状況を取りまとめ、サステナビリティ委員会に報告します。

また、気候変動対応に係る最高責任者は、事業・財務計画上重要な気候関連リスクを、既存の全社リスク管理プログラムにおいても可能な範囲で考慮するよう指示し、リスク特定・評価・管理プロセスの統合を図ります。

指標と目標

当社はリスクと機会を管理、モニタリングするために重要な指標（KPI）と目標を設定しています。設定した指標と目標は以下のとおりです。

・ 温室効果ガスの排出量

1 . 2050年ネットゼロの実現

[長期目標]

2050年度までに当社グループ全体のScope1・2及び3 1 排出量をネットゼロ。

2 . 温室効果ガス排出量の削減

[中期目標]

2030年度までに当社グループ全体のScope1・2及び3排出量を2022年度比で45%削減。

Scope1・2排出量を2030年までに2022年度比で70%削減 [SBT認定]

Scope3排出量 2 を2030年までに2022年度比で45%削減 [SBT認定]

< 温室効果ガス排出量削減目標と実績 >

(単位 : t-CO₂)

	2022年度 基準年度	2023年度 実績	2030年度 目標 [SBT認定]
Scope1 + Scope2	3,593 -	2,191 (39.0%)	1,078 (70.0%)
Scope3	616,368 -	587,132 (4.7%)	339,002 (45.0%)

1 Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出 (都市ガス等燃料の燃焼) 。

Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

Scope3 : Scope1,2 以外の間接排出 (事業者の活動に関連する他社の排出) 。

2 Scope3排出量については、カテゴリー1 (購入した商品及びサービス)、カテゴリー2 (資本財) 及びカテゴリー11 (販売商品の使用) を対象としております。

2030年度目標は、国際的な気候変動イニシアチブであるSBTi (Science Based Targets initiative) より、科学的根拠に基づいた「SBT (Science Based Targets) 」の認定を取得しています。

なお、各種パフォーマンス指標の実績はサステナビリティサイト上で順次開示予定です。

<https://mirarth.co.jp/sustainability/environment/data/>

(3) 人的資本

当社グループは、パーパス「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」の実現に向け、経営戦略の重要な基盤として人的資本戦略を位置づけています。長期ビジョン達成のために私たちが目指す「あるべき姿」と、人的資本における「リスクと機会」を踏まえ、具体的な「人材戦略」及び「指標・目標」を設定しています。これらの戦略を通じて、人材育成と働きがいのある環境構築を推進し、経済価値と社会価値の双方を創造することで、持続的な価値向上を目指します。

<人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針>

当社グループは、事業領域や事業エリアの拡大に伴い、従業員に求められるスキルや適性も多様化しております。ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進により、新卒・中途採用を問わず、優秀な人材確保に努めてまいります。階層別研修の拡充や適正な評価・報酬制度の運用により、強固な組織体制を構築するとともに、人的資本への積極的な投資を引き続き行ってまいります。また、リモートワーク環境の整備や地域限定社員制度の導入など働き方改革を推進することで、従業員の幸福度を高めると共に企業価値を向上させてまいります。

<人材育成方針>

パーパスの実現に向け、高いビジネス基礎力と信頼される人格を持ち、自らが率先してチャレンジすることでチームを目標達成へ導ける人材の育成を目指します。

当社グループは、従業員一人ひとりが未来に向けた持続的な成長を共に創造する存在であるという考えのもと、人事制度を運用しています。

㈱タカラレーベンでは、変化する時代への対応とパーパスに基づき、経営計画達成に必要な人材を安定的に生み出す新人事制度に改定しました。

新制度では、昇格昇給に関わる行動評価において、パーパス・バリューズに基づく評価項目とし、体現する従業員を評価できる評価基準に設定することで、従業員の自己成長と働き甲斐の創出を目指します。

また、ベースアップはもとより、転勤する従業員へのサポートとして転勤手当や寒冷地手当を新設するなど、安心して働ける環境の構築も推進しています。併せて、昨今の物価上昇や政府方針に基づき平均3.3%（定期昇給分を含む昇給率は9.8%）の賃上げを行い、従業員が安心して就労できる環境構築に努めるとともに、従業員のエンゲージメントの向上とタカラレーベンの企業競争力強化を図っていきます。

<人事制度基本方針>

経営計画達成に必要な人材を安定的に生み出す人事制度

- ・パーパスに基づき策定したバリューズを軸とした、会社が求める人材像を明確に打ち出し、従業員がキャリアビジョンを描ける仕組みの構築
- ・適正な人件費配分による優秀な人材の獲得・定着とモチベーション向上
- ・優秀な管理職人材を生み出すための教育と選抜の実施
- ・期中での評価者と被評価者の面談を義務付けることによる公平性・透明性の高い評価・処遇の実行による従業員の納得感と成長意欲の向上

また、従業員一人ひとりの成長と組織としての総合力の向上を目指し、以下のとおり、教育研修基本方針を定め、さまざまな研修を実施しています。

<教育研修基本方針>

- ・ビジョンに基づく育成だけでなく、一社会人としてステークホルダーに対し誇れる人材の育成
- ・各従業員が、自己成長感を覚え、キャリアデザインを構築できるプログラムの実施
- ・人事評価制度と連動した、階層ごとに必要となる指導育成力、組織管理能力等、組織や仕事のマネジメント能力の向上
- ・各業務の遂行に必要な専門知識、技術等、業務処理能力の習得

<人的資本戦略の全体像>



3【事業等のリスク】

1. リスクマネジメント基本方針

MIRARTHホールディングスグループは、お客さま・パートナー・役員・従業員及びその家族の安全の確保及び社会的責任の遂行、地球環境との調和、永続的な事業の継続、企業価値の向上をリスクマネジメントの基本方針とし、各リスクの抽出・管理を行っております。

また、推進体制として「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体においてリスクマネジメントの徹底を図っております。

2. リスクマネジメント体制

(1) リスクマネジメント委員会について

当社ではグループの安定的かつ持続可能な成長を支えるために、グループ全体のリスクを統括するリスクマネジメント委員会を定期的に開催することで、積極的かつ戦略的なリスク管理を実践しております。

開催頻度

リスクマネジメント委員会は年4回の定例会議に加え、業界や市場の変化等に対応するため必要に応じて開催しております。これにより、リスクに対する迅速な意思決定と適切な対応が確保されております。

委員構成

当社のリスクマネジメント委員会は、グループCROを委員長に、グループCFOと2名の社外取締役を委員とする構成となっており、これにより、機動的かつ専門的な視点からリスクを評価・意思決定できる体制となっております。また、法務部門の責任者を委員会に加えることで、法的観点からの検討を強化し、より包括的なリスク管理を実現しています。加えて、監査役がオブザーバーとして参加することで、リスクマネジメントプロセスの監督機能と客観性を確保しております。

議事内容

リスクマネジメント委員会の議事は多岐にわたりますが、主に以下の項目に焦点を当て議事を行っております。

- ・リスクマネジメント委員会にて、「リスクマップ」としてあげられたリスク項目の対応状況
- ・上記以外のリスク項目について、対応方針の変更や見直し等のリスク対応状況
- ・新たなリスクについて、重要度や対応優先度についての協議、決定
- ・企業戦略とリスクポートフォリオの整合性の確認
- ・今後のリスクマネジメント運営方針の協議、決定

開催実績

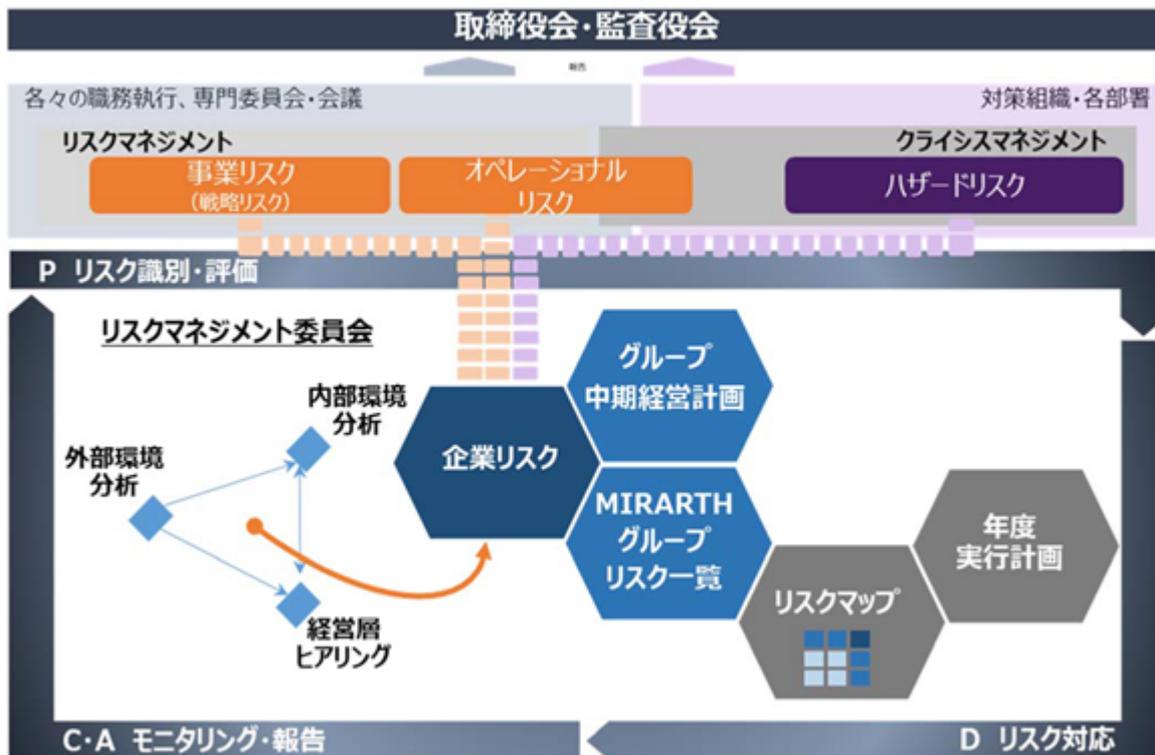
2024年度においては、リスクマネジメント委員会を計5回開催しました。これらの会議では、当社グループの事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理し、企業価値の維持・向上を目指し、主に次の点について協議等を行いました。

- 第1回（4月8日開催）：全社的な潜在リスクを網羅的に洗い出し、発生可能性と影響度を評価し、優先対応リスクを特定。
- 第2回（7月8日開催）：リスクアセスメントの有効運用のため、当社グループ全体で四半期ごとのリスク再評価体制を構築し、運用を開始。
- 第3回（10月15日開催）：初回の運用として実施された第2四半期のPDCAサイクル結果を報告・協議し、リスク管理体制の実効性向上と今後の改善方向性を確認。
- 第4回（12月9日開催）：リスク管理規程細則を策定し、管理体制を強化。取締役会決議事項の諮問フローについても協議。
- 第5回（1月14日開催）：2025年度の最重要・重要リスクを評価し、優先順位を見直し。第3四半期のPDCA結果を協議し、実効性のあるリスクマネジメント体制強化を推進。

3. リスクマネジメントプロセス

当社グループのリスクマネジメントプロセスは以下のとおりです。

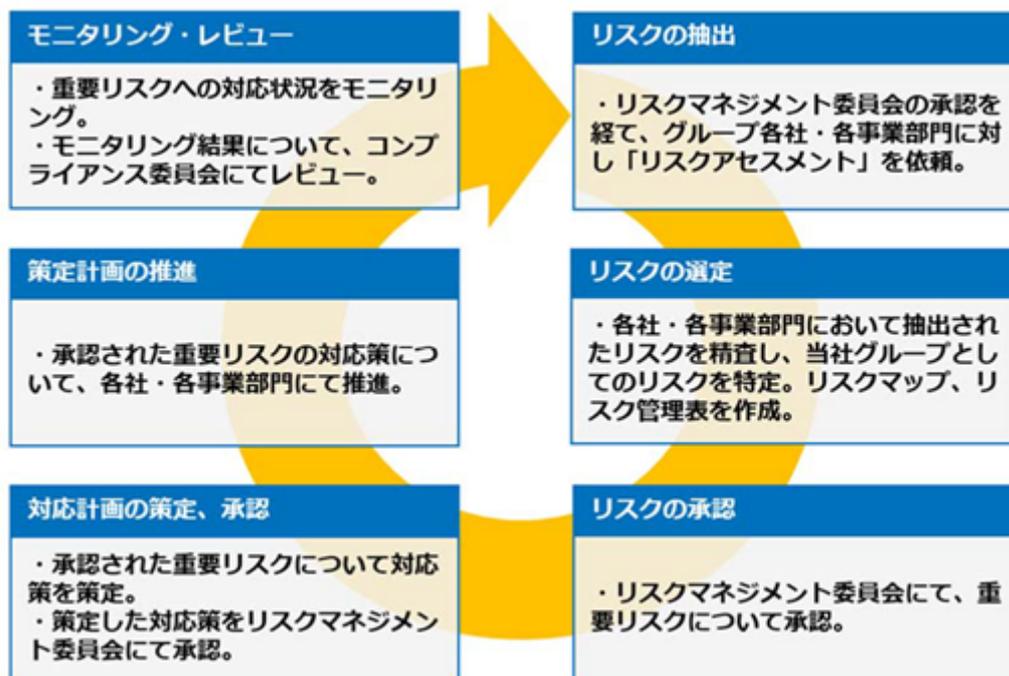
[概念図]



(1) リスクの特定

リスクマネジメントにおいては、世の中にある無数のリスクの中から、当社が対処すべきリスクの特定と、その優先順位付けが欠かせない要素となっております。当社グループでは以下フローに従い、リスクの特定と優先順位付けを行いました。

[リスク特定のフロー図]



グループ各社におけるリスクの洗い出し

グループ各社に対し「事業戦略リスク」「オペレーショナルリスク」「ハザードリスク」について網羅的に洗い出し、その「影響度」と「発生頻度」等を評価し定量的なスコアリングを行い、この評価に基づいて優先順位を付けます。高い影響度と頻度を持つリスクは、優先的に対応を検討します。

また、あわせてそれぞれのリスクの現況やリスクシナリオ、機会や対応案についても一次的な検討を行います。

リスクの抽出

にて提出されたリスクについて、提出されたリスクを横断的に俯瞰・比較し、50項目を抽出しました。

抽出に際しては内外の環境分析や経営層のヒアリングを行い、優先度はもとより、当社グループの中期経営計画や、置かれている環境等を考慮いたしました。また、一次的な検討を行ったそれぞれのリスクの現況やリスクシナリオ、機会や対応案について、記載レベルの平準化、統一化を行い確定させました。

リスクの特定（リスクマップ掲載事項）

にて抽出された50の重要リスクについて、リスクマネジメント委員会の委員それぞれから、リスクマップに掲載すべき事項、及び最優先事項について個別に意見を聞き、リスクマネジメント委員会での協議を経て、リスクマップに掲載すべき13項目を抽出しました。

最重要リスクの特定

にて抽出されたリスクマップ掲載事項となる13のリスク項目から、当社グループが最優先で対応し、ウォッチすべき最も重要なリスクを7項目特定しました。

にて提出された全リスクのうち、リスクマップ掲載事項となる最重要リスク（Aランク）、Aランクを除くリスクマップ掲載事項となる重要リスク（Bランク）、にて抽出されたリスクからAランクとBランクを除いたリスク（Cランク）の分類は次のとおりです。

	2024年度			2025年度		
	事業戦略リスク	オペレーショナルリスク	ハザードリスク	事業戦略リスク	オペレーショナルリスク	ハザードリスク
Aランク	5個	1個	-	7個	-	-
Bランク	8個	2個	-	6個	-	-
Cランク	4個	25個	2個	5個	30個	2個

(2) リスクの評価

リスクの評価方法は、各社各事業部門にて洗い出されたリスクについて、「影響度」と「発生頻度/発生可能性」を掛け合わせてスコアリングを行い、評価しました。

「影響度」について

人的な被害や、金銭的な損害、売上・利益の棄損、信用、監督官庁等からの処分・指導の5つの定義に基づき、それぞれの影響の大きさを「大・中・小」の3段階で評価しております。

「発生頻度・発生可能性」の評価について

「発生頻度」は当該リスクがどの程度の頻度で発生する可能性があるか、また「発生可能性」については、当該リスクの発生確率を当社所定の基準に従い「高・中・低」の3段階で評価しております。なお、リスクの項目により「頻度」あるいは「可能性」で評価することとしております。

なお、判断基準は次のとおりです。

リスク分析の判断基準

影響度		定義					
等級	表記	人	金銭	売上/利益		信用	処分・指導
3	大	顧客や従業員、ステークホルダーに死傷者が発生するもの。	1億円以上の財政的損失	売上高の目標（あるいは想定）を、10%以上の下方修正させる要因となるもの。	営業利益、経常利益、当期純利益の目標（あるいは想定）のいずれかを、30%以上の下方修正させる要因となるもの。	・年単位の長期にわたり売り上げや利益に影響を及ぼす。 ・ステークホルダーとの良好な関係が破綻する。	監督官庁等から、免許停止処分以上の処分を受けるもの。
2	中	顧客や従業員、ステークホルダーに身体的・精神的な影響が相当程度およびぶもの。	1,000万円以上、1億円未満の財政的損失	売上高の目標（あるいは想定）を、5%以上10%未満の下方修正させる要因となるもの。	営業利益、経常利益、当期純利益の目標（あるいは想定）のいずれかを10%以上30%未満の下方修正させる要因となるもの。	・数か月に売り上げや利益に影響を及ぼす。 ・ステークホルダーとの間で一時的に良好な関係が停止する。	監督官庁等から、免許業上その他、法令や規約に基づく処分を受ける（処分内容が外部に開示される。）
1	小	顧客や従業員、ステークホルダーに身体的・精神的な影響が軽微ながらおよびぶもの。	1,000万円未満の財政的損失	売上高の目標（あるいは想定）を、5%未満の下方修正させる要因となるもの。	営業利益、経常利益、当期純利益の目標（あるいは想定）のいずれかを10%未満の下方修正させる要因となるもの。	・一時的に売り上げや利益に影響を及ぼす。 ・ステークホルダーが当社に対し、不快な印象を持つ。	監督官庁等から、口頭注意、指摘を受ける（外部には開示されない）。

発生可能性（頻度）			発生可能性（確率）		
等級	表記	内容	等級	表記	内容
3	高	1年に1度以上の頻度	3	高	80%以上の確率で発生
2	中	数年に1度の頻度	2	中	20%以上80%未満の確率で発生
1	低	10年に1度の頻度	1	低	20%未満の確率

「リスク」について

抽出された各リスクについて、関係する各社各部門がその現況をどのように理解し認識しているかについて、また当該リスクが顕在化した時に各社各部門において、どのようなことが想定されるのかを取りまとめしております。

これらにより、漠然としたリスクを具体化し、リスク対応のイメージをより明確にしております。

「機会」について

当該リスクを「機会」と捉えたときに、どのようなシナリオが想定されるかを具体的にイメージさせ、リスクテイクしていく際の検討資料とします。

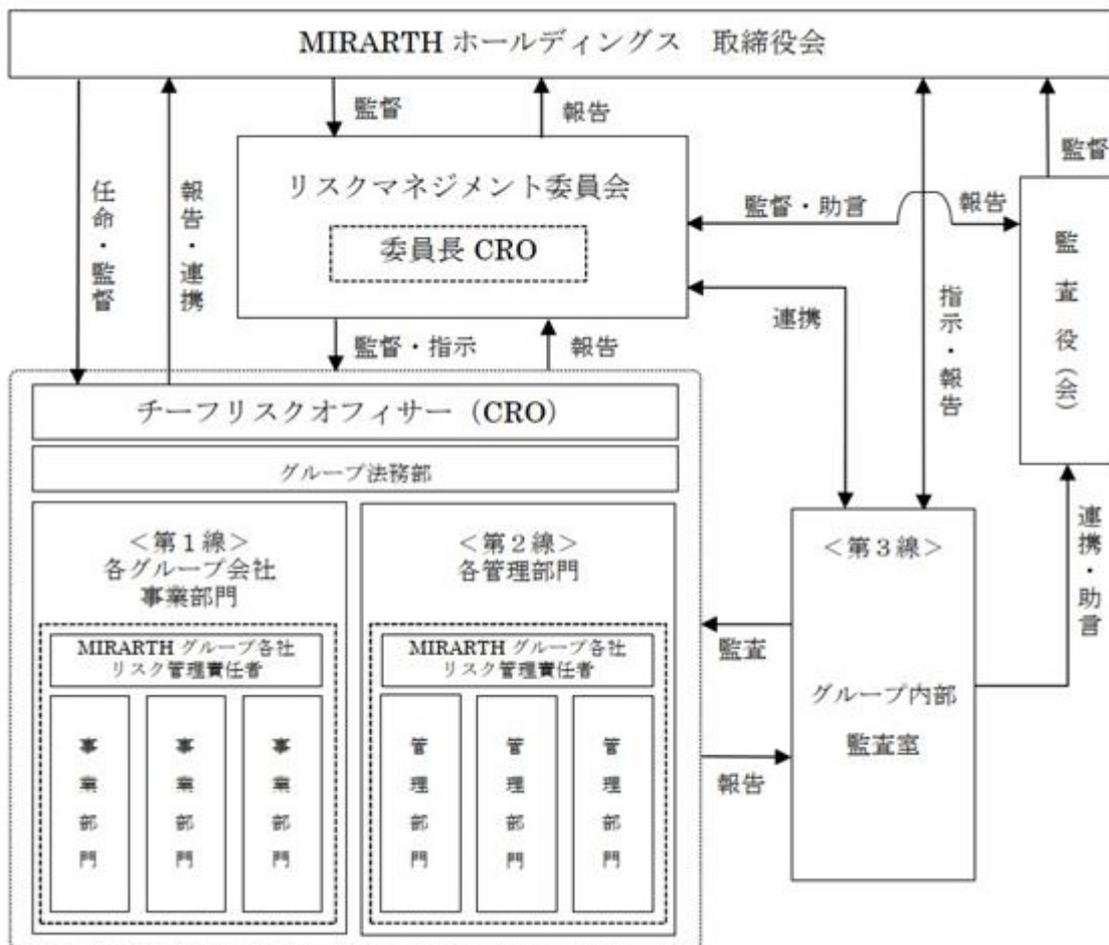
(3) リスクの対応

特定されたリスクに対する適切な対策や対処策を策定します。対処策にはリスクの軽減、回避、転嫁、受容などが含まれます。リスクが許容範囲内に収まるようにすべく、アクションレベルで具体的に記載します。

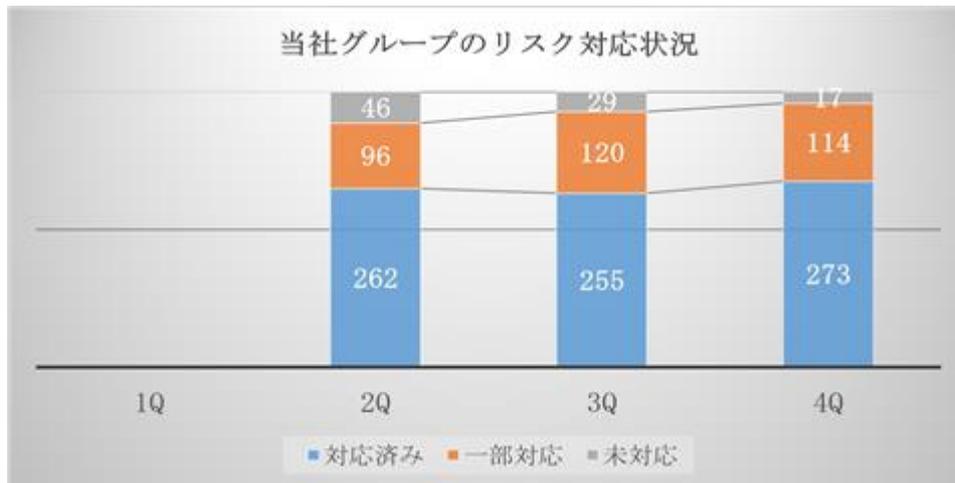
(4) リスクのモニタリングと報告

抽出されたリスク項目の内、リスクマップに掲載した13のリスク項目については、四半期に一度の頻度で開催されるリスクマネジメント委員会において、それぞれのリスクの状況をモニタリングし、必要に応じて戦略やプロセスの修正を行ってまいります。なお、最優先リスクとして特定された7項目につきましては、これらとは別により詳細に現況とリスクシナリオ、機会、リスク対応についての効果を確認することで、リスクの変動を追跡し、報告を行うとともに、必要に応じた修正や調整をより詳細に行います。

[体制図及び運用フロー]



(5) リスクマネジメントの対応状況 (2024年度)

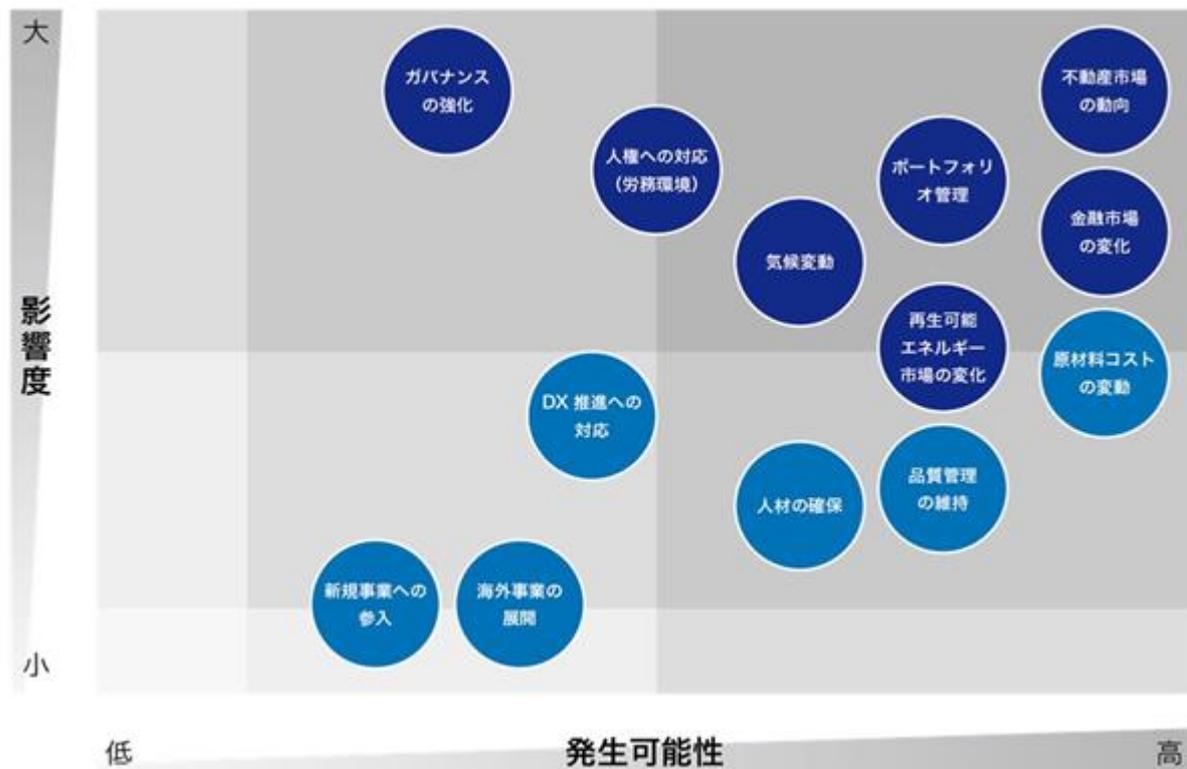


当初の四半期（第2四半期）で多くのリスクへの対応策が「対応済み」となり、その後の進捗は鈍化しているものの、継続的にリスク評価と対応策の見直しを行い、リスクレベルの低減を図っております。また、第3四半期において、より効果的な対応策への見直し等を実施したことから、「対応済み」が減少したケースもあり、運用面での課題やその改善活動を行っております。これらの結果から、リスクマネジメント推進活動は一定の成果を上げつつも、対応の遅れや、理解・運用面の強化が今後の重要課題であると考えております。

4. 当社グループの具体的なリスクについて

(1) リスクマップ

リスクマップは、特定されたリスクの重要度と優先順位を可視化し、経営戦略の立案段階からリスク管理の視点を組み込むとともに、実効性のあるリスク対応策を策定・実行するための重要なツールとして活用しております。



(2) リスク見直しの実施

変更前	変更後	変更理由
金利市場の変化 (Aランク)	金融市場の変化 (Aランク)	金利のみならず為替や株式市場など金融全般の動向が事業に与える影響が大きく、多角的に捉える必要があるため
再生可能エネルギー市場の変化 (Bランク)	再生可能エネルギー市場の変化 (Aランク)	当社が今後注力すべき成長分野であり、経済環境の変動や行政規制の強化が事業運営に重大な影響を及ぼす可能性が高いため
労務環境 (Aランク)	人権への対応(労務環境) (Aランク)	社会的責任の重要性が増す中で人権への対応が企業価値の維持・向上に不可欠な課題であるため
内部統制機能の維持・強化 (Aランク)	ガバナンスの強化 (Aランク)	内部統制に加え、多様なステークホルダーに対する企業の責任を果たすための体制強化と、経営の透明性や健全性の向上のため
海外事業の展開 (Cランク)	海外事業の展開 (Bランク)	昨今のグローバル経済環境の変化や海外市場での事業拡大に伴うリスクが増大していることから、より高いレベルでの管理が必要と判断したため

変更点は下線部です。

(3) 重要リスク一覧

項番	重要リスク	リスクの内容	機会	対応	関連マテリアリティ
1	不動産市場の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・経済政策の方針変更(法規制、法令解釈や運用方針の変更) ・ライフスタイルの変化(DINKs、共働き世帯の増加、高齢者のマンションへの住み替え、テレワークの進展) ・住宅ニーズの多様化 ・政治情勢、景気動向の変化 ・人口動態の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品、サービスによる需要創出、成長機会の獲得 ・減税政策の要件緩和 ・用地、物件取得機会の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集活動の強化 ・購買層のニーズ反映 ・多様な商品の提供 ・多様な資金調達手法の取り組み強化 ・継続的なパフォーマンスのモニタリング、対策の実行 	地域社会の持続的な成長の実現
2	金融市場の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・市場金利の上昇局面における資金調達コストの増加 ・住宅ローン金利の変動による顧客購入マインドの変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格調整後の実需層による分譲マンション購入機会の増加 ・金利上昇局面で相対的に割安になった不動産リートへの投資 	<ul style="list-style-type: none"> ・借入抑制による自己資本比率向上 ・金融機関との連携強化による資金調達の多様化 	地域社会の持続的な成長の実現
3	ポートフォリオ管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の採算変化 ・事業の継続、撤退の判断時期 ・仕入や投資と回収期間の不均衡の発生 ・企業評価(成長性等)への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社グループ利益体質の最適化、安定化 ・予算精度向上による対外的信用の獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内システム等の活用による、事業部ごと、PJごとの損益、採算性の可視化の推進 ・ポートフォリオ会議等を行い、過度な仕入、投資の抑制 	コーポレート・ガバナンスの強化
4	ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・不正行為、誤報告、情報漏洩等の発生 ・損失の発生、信頼性への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務プロセスの改善による組織全体のパフォーマンス向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイト監査によるガバナンス体制の維持、強化支援 ・内部統制に関わる組織、人員の連携強化 ・グループ間の連携、管理体制強化 	コーポレート・ガバナンスの強化 リスクマネジメントの強化

項番	重要リスク	リスクの内容	機会	対応	関連マテリアリティ
5	気候変動	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害などの発生リスクの増加 ・環境配慮型商品の提供に伴うコスト増加 ・気候変動対策への取組み遅延による投資家からの低評価による株価への影響 ・温室効果ガスの使用、排出規制や省エネルギー規制の強化 ・法規制強化による建築基準の厳格化 ・自然災害の激甚化による各種コスト変動 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題への関心の高まりによる再生可能エネルギー市場の活性化 ・環境配慮型商品や、災害に強い商品、建物に対する需要の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電所の開発 ・二酸化炭素排出量の削減 ・気候変動シナリオの分析 ・外部評価機関の基準に沿った社内体制の構築 ・グリーン認証の取得 ・建物や施設の耐震化の推進 ・BCP体制の構築 	気候変動・脱炭素化への対応 再生可能エネルギーの安定供給と利用促進
6	人権への対応 (労務環境)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性やモチベーションへの影響 ・人材の流動化 ・ハラスメントの発生 ・労働時間による心身への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の満足度とモラルの向上 ・従業員の生産性向上 ・優秀な人材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権方針の作成、人権デューデリジェンスの実施 ・モニタリングの実施 ・相談通報窓口の整備 ・違反者への罰則 ・規則やポリシーの策定 ・柔軟な労働制度の導入 ・定期的な健康診断やストレス管理プログラム ・福利厚生制度の充実 	従業員の健康と安全の確保 エクイティ&インクルージョン(DE&I)の推進
7	再生可能エネルギー市場の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・政策の変更、FIT制度変更による事業機会の変化 ・原子力発電所の再稼働 ・送電網等インフラ設備の維持管理 ・脱炭素化トレンドの変更 ・発電所開発における生態系への影響 ・新技術の開発、台頭 ・電力会社の出力抑制要請(再生エネルギー電力の供給過多) ・電力グリッドの老朽化、容量不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーニーズの拡大による、売電価格の上昇 ・環境への貢献企業としてのブランディング ・FITに代わる新制度の導入 ・BCP対応に伴う再生可能エネルギーの導入 ・バックアップ電源としての蓄電所の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・電源の多様化推進 ・長期売電契約の締結 ・エネルギー企業との提携 ・PPAなど新たな事業への取り組み ・エネルギー事業におけるエリア戦略の実施 ・蓄電池導入による出力抑制時ダウンサイトカバーの検討 	再生可能エネルギーの安定供給と利用促進

項番	重要リスク	リスクの内容	機会	対応	関連マテリアリティ
8	品質管理の維持	<ul style="list-style-type: none"> 顧客満足度への影響 法的責任の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客満足度の向上 ブランド価値の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 厳格な品質管理システムの導入 定期的な品質監査と改善活動 教育とトレーニングの強化 	地域社会の持続的な成長の実現 人権の尊重、サプライチェーンへの対応
9	原材料コストの変動	<ul style="list-style-type: none"> 利益率の変動による業績への影響 	<ul style="list-style-type: none"> コスト削減の機会 新たな供給源の開拓 	<ul style="list-style-type: none"> 取り組むべきプロジェクトの取捨選択 長期契約の締結や価格固定契約の導入 商品先物取引やオプション取引の活用 予算見直しとプロジェクトの再評価の定期実施 	地域社会の持続的な成長の実現
10	新規事業への参入	<ul style="list-style-type: none"> 新規市場や、関連する法規制への理解浸透 資金調達 新規事業の採算性 地域社会との関係 	<ul style="list-style-type: none"> 成長の機会の提供 競争力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市場のニーズや競合状況の把握 地域とのパートナーシップの構築 撤退基準の明確化 	再生可能エネルギーの安定供給と利用促進 地域社会の持続的な成長の実現
11	DX推進への対応	<ul style="list-style-type: none"> 企業競争力への影響 情報管理等に関する評判等への影響 業務遂行への影響 	<ul style="list-style-type: none"> コスト削減 生産性の向上 顧客満足度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> DX、ITを推進するための組織文化の変革 従業員のスキルアップや継続的な学習の機会の提供 適切なセキュリティ対策の実施 	少子高齢化、労働人口減少への対応
12	海外事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> 進出国の政治、経済情勢、法規制、制度等 現地パートナーシップ等の事業運営 自然災害の激甚化、テロ、暴動の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 新規市場開拓による成長可能性 ニッチ市場の開拓 新規事業展開の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 進出国情報の収集、モニタリング 関係部署間での市場管理、事業運営管理、情報の共有、分析 BCP体制の構築 	地域社会の持続的な成長の実現
13	人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 人材流出等による人材不足を起因とした労働生産性の低下 業務品質、競争力の保持 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の生産性、品質及び、競争力の向上 新しいアイデアやイノベーションの創出 	<ul style="list-style-type: none"> 競争力のある待遇や福利厚生の提供 教育プログラムやトレーニングの充実化 多様な人材を受け入れる文化の醸成と、包括的な職場環境の提供 人事制度の適切な評価と運用 1on1 相談窓口の設置 	少子高齢化、労働人口減少への対応

(4) 最重要リスク説明

不動産市場の動向

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業環境リスク
小分類	不動産市場の動向	担当部署（本部／部）	グループ経営企画部
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	大
リスクシナリオ	<p>当社グループでは不動産関連事業がその収益の多くを占めております。よって、不動産市場の動向を的確に捉えることは、当社の今後を左右する最重要事項であり、特に住宅需要の変化には注視しております。住宅需要は、景気動向をはじめ、お客様のライフスタイルの変化の影響を受けやすく、また、住宅取得に関する国の各種施策や、その他の不動産を取り巻く法規や規制、ルールの制定や改廃、解釈の変更等の影響を受け、更には国や地域の人口動態の影響も看過できないものであります。</p> <p>具体的なリスクシナリオとしては、景気後退・経済成長鈍化局面での住宅購入・賃貸需要、オフィス需要の減退等不動産取引の停滞、金利上昇局面での資金調達コスト増加、不動産投資利回り悪化、不動産価格下落圧力等、法規制・環境規制強化局面では、建築基準法改正、省エネ基準強化、脱炭素化に向けた規制強化（CO2排出量制限等）による開発計画の見直し、追加コスト発生、また、人口減少・高齢化による住宅需要減退、空き家増加等を想定しております。</p>		
機会	<p>新商品や新サービスの創出のきっかけとなり、用地・物件取得機会の増加が見込まれます。不動産市場動向に左右されない、不動産事業以外の事業の模索や拡大が見込まれます。</p>		
対応策	<p>不動産市場の動向については、経営企画部門において、月に1度、外部の専門家を交えた定期的な情報交換を行うとともに、その動向について社内に共有を行っております。市場のトレンドやニーズについては、当社の製販一体のメリットを生かし、顧客趣向や購買動向を、商品企画に反映できる体制を構築しており、これにより多様な商品の提供を行っております。</p> <p>また、経済動向を見据え多様な資金調達手法について検討と取り組みを強化しており、これにより市場の変動に柔軟に対応できる仕組みづくりを行っております。</p> <p>また、不動産事業のみに依存しない事業ポートフォリオの構築を進めております。主にはストック事業であるエネルギー事業、フィー事業であるアセットマネジメント事業の拡大を図っており、安定収益の確保に注力しております。</p>		

金融市場の変化

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業環境リスク
小分類	金融市場の変化	担当部署（本部／部）	グループ財務部
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	<p>現在の金融市場において、不動産事業は低金利下での価格上昇が続く一方、高価格帯マンションの販売難やリートの価格調整、リモートワークによるオフィス需要の二極化、建築コストの上昇といった課題を抱えています。一方、再生可能エネルギー事業は、脱炭素化の流れと政府の支援策を背景に市場が拡大しており、太陽光発電を中心に導入が進むものの、系統連系や出力安定化、蓄電池導入が重要なテーマとなっています。</p> <p>両事業における具体的なリスクシナリオとして、金融引き締めによる金利上昇は、不動産事業では資金調達コストの増加、住宅ローン金利上昇による購買意欲の低下、不動産価格の下落を引き起こす可能性があります。再生可能エネルギー事業においても、多額の先行投資を要する事業の資金調達コスト増加に繋がり、さらに政府支援策の変更や技術革新の遅れ、自然災害による設備損壊、電力価格やサプライチェーンへの影響も懸念されます。</p>		
機会	<p>金利上昇局面では、価格調整後の実需層による分譲マンション購入機会の増加、相対的に割安になった不動産リートへの投資機会につながり、インフレヘッジとしても期待できます。また、金融市場の変動により、競合他社の事業縮小による当社グループの市場シェア拡大につながる機会となります。</p>		
対応策	<p>当社グループは、不動産事業と再生可能エネルギー事業の多角化を進め、ROIC管理徹底や在庫圧縮で財務基盤を強化し、金融市場の変動に強い経営を目指します。市場金利の動向を注視し、金融機関との連携を深めながら、金利上昇に備えた財務健全性の維持や借入手法の多様化、物件価値の維持・向上に努めます。</p> <p>また、グリーンファイナンス活用による金融機関連携強化、環境負荷低減に取り組み、持続的な成長を目指してまいります。</p>		

ポートフォリオ管理

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業環境リスク
小分類	ポートフォリオ管理	担当部署（本部／部）	グループ財務部 グループ経営企画部
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	<p>当社グループでは不動産事業を中心に、エネルギー事業、アセットマネジメント事業に取り組んでおります。これら3つのセグメントにおいて、個別の事業の採算性の検討は非常に重要なテーマであり、これら事業のバランスの良いポートフォリオを保持することは、当社グループの持続的な発展に必要不可欠です。よってこれらそれぞれの事業セグメントにおいては、個別の事業の採算性や、事業の継続・撤退の判断を迅速に行うことが求められ、また、当社グループが目標として掲げている財務指標のコントロールは、リスク管理の観点からは欠かせない要素となります。</p> <p>具体的なリスクシナリオとしては、採算性の把握や事業の継続、撤退判断、利益率の変動や他ポートフォリオへの資源配分等の最適化、ROEやROIC等企業の評価指標への影響による企業評価（株価）への反映を想定しております。</p>		
機会	<p>効果的な資産配分と投資戦略を実施することで、高いリターンを追求できます。また、多様なセグメントに投資することで、リスクを分散しつつ収益機会を広げることができます。最適な事業ポートフォリオの構築により、収益性の高い事業への集中投資ができるようになり、リターンを増加させる機会となります。</p>		
対応策	<p>月に1度、ポートフォリオ会議を開催し、会社の状況を把握し、過度な投資や事業用不動産等の取得を抑制しております。ポートフォリオ、ROEやROIC等企業の評価指標分析を取締役会での経営判断指標として適宜報告、共有しております。また、社内システムを活用し、事業部ごとに事業の採算性が正確に把握できるような仕組みの構築を進めております。</p>		

ガバナンスの強化

大分類	事業戦略リスク	中分類	組織・ガバナンスリスク
小分類	ガバナンスの強化	担当部署（本部／部）	グループ経営企画部 グループ内部監査室
発生頻度／可能性	中	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	内部統制の重要性は論を待たず、当社グループとしてもその拡充はグループ各社にガバナンスを利かせる有効な方策であり、不正行為やコンプライアンス抵触事案の発生抑止、また万一発生した際の迅速な対応へと繋がるものと考えており、今後もその拡充と充実化を図っていききたいと考えております。 具体的なリスクシナリオとして、業務上の誤謬、経営者や従業員による不正行為、コンプライアンス抵触事案が発生するリスクに加え、組織内の監視機能不全による問題の長期化や、リスク顕在化時の迅速な対応ができないことによる被害拡大といったリスクを想定しております。		
機会	リスクの早期発見やリスクの適切な管理を行うことで、企業の信頼度の向上とともに、持続的な事業提供に繋がります。また、業務プロセス改善等により、組織全体のパフォーマンスが向上します。		
対応策	内部監査室の体制強化を通じて、実効的な監査サイクルの構築、内部監査人の専門性向上、そして必要に応じたオフサイト監査の充実を図ります。これにより、計画外のリスクも継続的に評価し、ガバナンス体制を維持・強化します。また、内部統制システムに関わる組織・人員の連携を強化し、役割範囲の明確化と定期的な情報・課題共有を進めます。さらに、連結グループ会社との連携および管理体制を強化し、グループ全体の統制力を向上させてまいります。		

気候変動

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業環境リスク
小分類	気候変動	担当部署（本部／部）	サステナビリティ推進室
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	当社グループでは、気候変動を自然環境と社会構造に大きな変化をもたらす、当社グループの経営とビジネス全体に影響を与える重要な課題であると位置づけています。気候変動における移行リスクと物理リスクは、当社グループの事業へ影響を及ぼす可能性があります。温室効果ガスの使用・排出規制や省エネルギー規制など法規制の厳格化といった移行リスクは、マンション等の建築物に対する省エネルギー基準の厳格化や、環境配慮型商品の採用・提供等が求められることにつながり、これに伴い当社の収益面に影響が生じる可能性があります。気候変動に起因する台風・豪雨などの自然災害の激甚化や事故等の発生といった物理リスクは、建物被害や工事期間の延長によるコスト増等、事業へ悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループにおける気候変動への取組み状況は、投資家の当社への投資判断に影響を及ぼすことが考えられます。		
機会	当社グループでは、エネルギー事業を成長事業と位置付けており、再生可能エネルギーの需要拡大は重要な機会として捉えています。発電規模及び関連サービスの提供を拡大することで、他社との差別化を図り競争力を高めることができます。また、低排出な設備や再生可能エネルギー電力の導入、防災への関心の高まりは、住宅においては住み替えや修繕の需要を生み、また、そのような需要を喚起することで、当社事業の成長を促進する機会となります。		
対応策	再生可能エネルギー発電所の開発を推進するとともに、気候変動への適応策の構築や環境性能の高い物件開発や物件における再生可能エネルギーの活用を推進し、環境への負荷を最小限に抑える取り組みを徹底します。また、四半期に一度開催されるサステナビリティ委員会にて、気候変動ポリシー・温室効果ガス削減計画に基づく審議を行い、必要な社内体制構築を進めるなど、組織全体で事業推進における温室効果ガス削減に取り組めます。		

人権への対応（労務環境）

大分類	事業戦略リスク	中分類	人事労務
小分類	人権への対応（労務環境）	担当部署（本部／部）	グループ人事戦略部
発生頻度／可能性	中	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	<p>労務環境は、労働者の健康と安全、企業の生産性と持続可能性、法令遵守、社会的評価など多方面に渡り、企業において重要なファクターであると認識しております。</p> <p>特に昨今では適正労働時間の管理はもとより、リモートワークへの対応や従業員への健康管理等、従業員が健全に就業できる職場環境の構築が、優秀な人材の確保やその定着に大きく影響するものと考えております。</p> <p>現在当社では Well-beingの方針のもと、その環境構築のため在宅勤務の適用拡大や従業員幸福度のサーベイに基づいた各種施策の投下、またハラスメント防止を目的とした研修などを実施しております。</p> <p>従業員の健全な労務環境の整備の不備・遅延は、優秀な人材の確保やモチベーション低下による生産性に影響を及ぼすだけでなく、当社の社会的評価の低下にもつながり、事業を継続していくうえで競争劣位になるリスクを含んでいるものと考えております。</p>		
機会	<p>本リスクに対し、周りに先んじた社会環境に応じた労務環境構築、法令遵守体制が確立された環境を構築することにより、優秀な人材の確保や生産性の向上をもたらす、当社事業継続において優位に働くものと考えております。</p>		
対応策	<p>当社グループでは、Well-beingの方針のもと、その環境構築のため在宅勤務の適用拡大や、従業員幸福度実施による従業員の状況把握とその結果に基づいた各種施策の投下、またハラスメント防止を目的とした研修等を実施しております。</p> <p>労働環境においてはグループ人事戦略部にてグループ各社の労働時間の月次管理を行い、そのチェック体制の構築とそのリスクの軽減に努めております。</p> <p>従業員のエンゲージメントに関しては、人事制度における評価の運用の質の向上や、1on1による風通しの良い職場環境の構築、また幸福度調査実施による従業員の状況把握とその結果に基づいた改善策のKPIを設定し、その推進に努めております。また取締役の評価にも従業員のエンゲージメント向上の項目を組み込んでおり、さらに360度診断の実施、その後の本人への結果フィードバック等経営レベルでの取り組みを行っております。</p> <p>人権への対応では、人権方針の作成、人権デューデリジェンスを行い、人権尊重の取り組みを進めております。</p>		

再生可能エネルギー市場の変化

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業環境リスク
小分類	再生可能エネルギー市場の変化	担当部署（本部／部）	グループ経営企画部
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	<p>当社グループにおいて、再生可能エネルギー事業はコア事業である不動産事業と比して未だ成長段階にありますが、政府としても補助金等を投下することで市場の活性化に努めていることから、さらなる事業規模拡大、事業多角化を見据え、注力しているところであります。</p> <p>具体的なリスクシナリオとして、政策変更に伴う補助金、FIT制度変更、原子力発電所の再稼働による事業機会の変化による事業採算性、収益性への影響、電力会社が出力抑制を行うことでの売電量のダウンスайдリスク、また、世界的な脱炭素化の潮流が変化し、化石燃料への回帰や新たなエネルギー源の台頭による再生可能エネルギーの優位性が失われた場合の事業継続への影響等を想定しております。</p>		
機会	<p>売電収入増加や環境貢献ブランディングによる企業価値向上、BCP対応強化や新制度対応を通じた物件競争力向上、さらには蓄電所事業といった新たな収益源を創出する大きな機会となります。</p>		
対応策	<p>電気事業者（オフテイク）との長期売電契約を締結することで、安定的な収益確保が可能となり、本リスクを軽減できると考えられます。また、全国規模でエネルギーを供給することで、特定エリアでの出力抑制による収益減少をヘッジし、さらに蓄電池の導入等により出力抑制時の損失をカバーする方策を検討してまいります。</p>		

5. 危機管理体制（クライシスマネジメント）

当社は、不測の事態が発生した場合に迅速かつ確に対応を行うために、危機管理体制を整備しています。事業にもたらす損害の影響度に応じ危機を以下の4段階の管理レベルに分け、危機管理チームを設置し対応にあたります。

(1) 委員会体制

危機が発生した場合、対策組織長が危機の管理レベルに応じて直ちに対策組織の設置を命じ、事態の早期終息を図ります。

		管理レベルA	管理レベルB	管理レベルC	管理レベルD
対策組織	設置区分	対策組織設置		各部署	
	対策組織長（ 1 ）	社長		総務業務管掌役員、経営企画業務管掌役員	
	事務局	事務局長：総務業務管掌役員（ 2 ）			
	主管部署	総務業務担当部署		-	
連絡窓口		総務業務担当部署			

管理レベルの設定	管理レベルの決裁は社長が行う (不在の場合は、グループCROとし、尚も不在の場合には総務業務管掌役員が代行する)
----------	---

- 対策組織長が出張等により不在の場合は、管理レベルA、BについてはグループCROが代行し、尚も不在の場合は総務業務管掌役員がこれを代行する。
管理レベルC、Dにおいては発生した危機に基づく職責に応じた最上位の者が責任者を代行する。
- 対策組織長を代行する等事務局長が不在の場合、管理レベルA・Bは総務業務担当部署の長が代行する。

(2) 委員会構成（メンバー）

危機の管理レベルA、Bは、対策組織長を社長、事務局長を総務業務管掌の本部長として、危機の管理レベルC、Dは、発生した対象危機について業務分掌表に基づく職責ある各部署を主管部署として委員会を構成します。

(3) 運用基準

対象危機に対して対策組織長である社長が管理レベルの設定を行います。管理レベルA・Bは、対策組織長を社長として事務局を設置し、管理レベルC・Dは、対策組織長を各事業本部長（または本部長）として責任部署を指名し、危機対応にあたります。

< 事業継続計画（BCP） >

当社は、地震などの大規模自然災害や感染症、人為的な災害（戦争、テロ、事故等）の事態が発生した場合において、役員・従業員等の人命の安全を確保し、会社資産の被害を最小限に留め、事業の継続・早期復旧を果たすために、事業継続計画（BCP）策定の取組みをしています。

(1) 基本方針

当社は従業員の安全を確保し、組織全体の事業活動を可能な限り維持または早期復旧に努めることで、ステークホルダーに対して社会的責任を果たすことを基本方針とします。

具体的には、以下の3点を柱として事業継続体制を構築・運用してまいります。

人命の安全確保を最優先する。

重要業務を継続・早期復旧し、経営の損失の最小化を図る。

地域社会の安全や復興に貢献する。

(2) 運用体制（サイクル）

当社は、グループ全体に影響を与える可能性のある重大事項等は、即時報告として情報を把握して必要に応じて意思決定を行います。即時報告に該当する項目は以下のとおりです。

項番	項目	例
1	人命に関する重大事項	従業員や事業に関する者等における死亡者の発生
2	資産の保全に関する重大事項	保有資産・建設現場等に火災・倒壊等の重大被害が発生
3	事業継続に関する重大事項	重要業務が継続困難となる状況の発生（システム障害、資金の枯渇、本社立入禁止等）
4	企業としての信用に関する事項	個人情報流出等の法的紛争が生じる危険性を含む事項、顧客トラブル等レピュテーションリスクに繋がる可能性がある事項、対外広報に関する事項
5	その他グループに重大な損害を生じさせるおそれがある事項	

即時報告に該当しない項目は、定期報告として発災3時間後を第一報として、以降17時まで3時間ごとに情報を把握し、発災翌日以降から1週間が経過するまで行います。

事業継続計画（BCP）の策定に伴い、事業継続マネジメント（BCM）の体制を構築します。

(3) 対象リスク

大地震や風水害等の自然災害に限定せず、当社の操業度を著しく低下させるリスクを対象とします。

(4) BCP対応範囲

当社の組織全体の操業度が著しく低下し、復旧まで時間がかかる局面を対応範囲とします。

(5) 発動基準

当社は、日本国内及び海外事業拠点に震度6弱以上の地震の発生時、または不測の事態により組織全体の事業継続が維持できない等の非常事態の発生時に、対策組織長がBCPを発動するものとします。

(6) 事業継続マネジメント（BCM）体制の構築

当社は、事業継続計画（BCP）関連文書において、平時の点検や訓練による検証等に基づき、定期的な見直しと改善を図ります。また、事業の大幅な変更・再構築、事業拡大、拠点の移転、重要業務の変更等が生じた場合にも事業継続計画（BCP）を見直すものとします。これらのPDCAサイクルを確立することで、事業継続マネジメント（BCM）体制を構築します。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、企業の省力化・デジタル化を中心とする設備投資の活発化や、好調なインバウンド需要等により緩やかな景気の回復が見られました。一方で、国内の物価上昇による個人消費の伸び悩みや海外情勢の不確実性など、今後の経済環境の見通しについては依然として不透明感があり、引き続き注視が必要な状況です。

当社グループが属する不動産業界における事業環境は、新築分譲マンション市場においては、原材料高や深刻な人手不足による建築コストの高騰といった調達環境を背景に販売価格は上昇しているものの、依然として実需層の高い購買意欲は顕在です。エンドユーザーのライフスタイルの多様化や、地方中核都市におけるコンパクトシティ化の推進によって、立地や生活利便性に対するニーズに加えコンパクトマンションの需要も続伸しており、分譲マンション販売は堅調に推移しております。

不動産経済研究所の調べによりますと、2024年の全国における新築分譲マンションの発売戸数は59,467戸と前年比で8.6%減少となりました。年間発売戸数が6万戸を下回るのは4年ぶりとなりましたが、2024年のマンション平均価格は6,082万円（2023年5,910万円、2.9%増）で8年連続の上昇となり、1973年調査開始以来の最高値を更新しております。

なお、同研究所の調べによりますと2025年の全国におけるマンション発売戸数は全国で約6.2万戸を見込んでおり、新築分譲マンション市場は今後も比較的良好な需給バランスの状態が続いていくものと考えております。そのような中、当社グループは2024年売主グループ別供給戸数ランキングで全国7位となり、新築分譲マンション市場において安定的に供給を行う役割を担っております。

当社グループのパーパス「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を具現化するために2030年3月期に向けた「長期ビジョン」を2023年10月に策定いたしました。

「地域社会のタカラであれ。」

不動産デベロッパーには、どんなミライがあるのか。

現場で鍛えたチカラは地域社会の価値になるのか。

ミラースは2030年に向け、自らを改革し答えを出す。

フロー型をストック循環型へつなぎ、私たちはモデルを進化させる。

不動産を街・地域・環境へつなぎ、私たちはドメインを拡張する。

不動産収益を社会価値へつなぎ、私たちはバリューを再定義する。

ミラースは各地域に根ざした「らしさ」を徹底的に学び、

「点」の開発を「線」でつなぎ、「面」の活性化を推進することで、

地域社会にとってタカラのような存在になる。

地域を元気に、日本を元気に、そして世界を元気にする。

策定にあたり、メッセージのメインターゲットを社員とし構成することで、当社グループの社員が自らに問いを発し続け、地域活性に資する存在となって欲しいとの想いを込めております。

また、2030年までに行う具体的な「指標」を別途設定し、長期ビジョンの想いを当社グループ会社の各セグメントに接続し、事業の成長や変化の方向性を揃え、促す役割を果たしています。

今後はこの長期ビジョンに基づき、グループ各社が2030年までのあるべき姿を描いていくとともに、各社の目標と各社員の日々の業務にも反映させることで、「不動産事業」「エネルギー事業」「アセットマネジメント事業」等グループ間の垣根を越えたシナジーを生み出し、不動産総合デベロッパーの枠を超え「未来環境デザイン企業」として、人と地球の未来を幸せにすることを目指してまいります。

当連結会計年度の経営成績は、売上高196,523百万円（前年同期比6.1%増）、営業利益14,364百万円（前年同期比7.1%減）、経常利益12,427百万円（前年同期比4.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益8,207百万円（前年同期比0.4%増）となっております。

(売上高)

不動産事業においては、新築分譲マンション2,339戸（JV持分含む）、収益不動産の売却、新築戸建分譲、中古マンションの販売、アパート、マンション、オフィス等の賃貸収入及び管理戸数79,624戸からの管理収入等により、178,512百万円となっております。

エネルギー事業においては、発電施設の売電収入等により、9,921百万円となっております。

アセットマネジメント事業においては、運用報酬等により、1,162百万円となっております。

その他事業においては、建設の請負、大規模修繕工事の受注、各種手数料収入等により、6,927百万円となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は196,523百万円と前年同期比6.1%の増加となっております。

(売上原価)

新築分譲マンションの引渡の増加等に伴い、154,212百万円と前年同期比6.6%の増加となっております。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、人的資本やDX基盤の構築への積極的な投資等により、27,946百万円と前年同期比11.2%の増加となっております。

(営業外損益)

営業外収益は、受取保険金が増加したこと等により、1,340百万円と前年同期比12.3%の増加となっております。

営業外費用は、アレンジメントフィーの減少等により、3,278百万円と前年同期比10.6%の減少となっております。

(特別損益)

特別利益は、固定資産交換差益の計上があったものの、前連結会計年度は関係会社株式売却益の計上があったこと等により、144百万円と前年同期比565百万円の減少となっております。

特別損失は、関係会社株式評価損及び工事補償損失の計上、事務所移転費用の増加があったこと等により、1,014百万円と前年同期比459百万円の増加となっております。

セグメントごとの経営成績は次のとおりとなっております。

(不動産事業)

新築分譲マンション、流動化、新築戸建分譲、リニューアル再販、不動産賃貸、不動産管理、不動産その他等により、当事業売上高は178,512百万円（前年同期比9.6%増）となっております。

(エネルギー事業)

稼働済み発電施設の売却計画の見送り及びケーブル盗難対策や修繕コストの発生により、当事業売上高は9,921百万円（前年同期比28.4%減）となっております。

(アセットマネジメント事業)

運用報酬については、運用資産規模が着実に積み上がった結果、当事業売上高は1,162百万円（前年同期比58.2%増）となっております。

(その他事業)

建設の請負、大規模修繕工事の受注、各種手数料収入等により、当事業売上高は6,927百万円（前年同期比11.2%減）となっております。

財政状態の状況

当社グループの当連結会計年度の資産、負債及び純資産の状況は、新築分譲マンションや収益不動産の仕入等により、総資産は372,508百万円と前連結会計年度末に比べ35,060百万円増加しております。

(流動資産)

事業用資産の順調な仕入等により、流動資産は215,263百万円と前連結会計年度末に比べ23,325百万円増加しております。

(固定資産)

事業用資産を順調に購入したこと等により、固定資産は157,198百万円と前連結会計年度末に比べ11,756百万円増加しております。

(流動負債)

短期借入金の増加等により、流動負債は134,075百万円と前連結会計年度末に比べ11,537百万円増加しております。

(固定負債)

新規仕入に伴う長期借入金の増加等により、固定負債は149,325百万円と前連結会計年度末に比べ6,084百万円増加しております。

(純資産)

公募及び第三者割当による新株式発行、親会社株主に帰属する当期純利益の計上、自己株式の処分等により、純資産の合計は89,107百万円と前連結会計年度末に比べ17,438百万円増加しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ、5,123百万円増加し、47,008百万円となっております。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は7,877百万円(前連結会計年度は36,777百万円の増加)となっております。これは主に売上債権の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は24,807百万円(前連結会計年度は26,329百万円の減少)となっております。これは主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は22,042百万円(前連結会計年度は15,464百万円の減少)となっております。これは主に株式の発行による収入及び短期借入金の増加によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a) 売上高の実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比(%)
不動産事業 (百万円)	178,512	109.6
エネルギー事業 (百万円)	9,921	71.6
アセットマネジメント事業(百万円)	1,162	158.2
報告セグメント計 (百万円)	189,596	106.9
その他 (百万円)	6,927	88.8
合計 (百万円)	196,523	106.1

(注) セグメント間の取引については、相殺消去しております。

b) 期中契約戸数

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		前年同期比(%)
	戸数	金額(百万円)	戸数	金額(百万円)	
不動産事業	2,513	134,283	3,103	170,575	127.0
合計	2,513	134,283	3,103	170,575	127.0

c) 契約残高

セグメントの名称	前連結会計年度末 (2024年3月31日現在)		当連結会計年度末 (2025年3月31日現在)		前年同期比(%)
	戸数	金額(百万円)	戸数	金額(百万円)	
不動産事業	1,554	71,979	1,727	81,568	113.3
合計	1,554	71,979	1,727	81,568	113.3

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、コア事業であります不動産事業における新築分譲マンションにおいて、全国での主要な中心市街地や都心部の駅至近等、用地を厳選して供給することで、顧客ニーズに即した付加価値の高い物件に高い購買意欲が見られ、販売進捗は好調に推移し、2,339戸（JV持分含む）の引渡しを行いました。またエネルギー事業において、2022年11月にタカラレーベン・インフラ投資法人の投資口を公開買付が成立し、これまでの発電施設を開発し売却するフロー収益中心のビジネスモデルから、発電施設を保有し継続的な売電収入を得るストック収益中心のビジネスモデルへと方針を転換しました。Non-Fit、風力、バイオマス発電等エネルギー源の多様化を進め、第2の柱として更なる成長を進めていく所存です。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因としては、外部環境では主にはマーケット環境等が挙げられますが、内部環境面では特に借入金の依存度について注視しております。コア事業である不動産事業においては、借入金を前提とした事業となっておりますので、適切な自己資本を確保しつつ、安定的な事業成長のため、借入金の依存度について重要経営指標の1つとし数値目標を設定しております。本目標につきましてはタカラレーベン・インフラ投資法人の投資口への公開買付により借入金が増加したことも鑑み、2025年5月12日に公表した新中期経営計画ではLTV目標を原則65%未満としております。なお、当連結会計年度末におけるLTVは60.9%となっております。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性について、当社グループでは、コア事業であります不動産事業において、用地取得及び建設資金の一部を金融機関等からの借入により調達しております。また、主要取引銀行等とコミットメントライン契約を締結しており、迅速な資金手当てが可能となっております。なお、近年の事業領域の拡大、投資事業の伸展により、借入金が増加傾向にありますが、投資回収サイクルの確立を図ると共に、自己資本比率を向上させ、適切なポートフォリオを構築することで、安定した資金を確保出来るものと考えております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主力であります不動産事業は、購入者マインド及び供給者の供給動向に左右される傾向があります。購入者マインドは、景気動向、金利動向、住宅税制、消費税、地価動向等の影響を受け、また、供給者の供給動向は、土地の仕入代、ゼネコン等外注業者の外注価格の変動、外注業者の破綻、金融動向の影響を受けやすいことから、これらの動向が変動した場合には、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

なお、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和5年12月22日内閣府令第81号）附則第3条第4項により、2024年3月31日以前に締結された契約については記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は21,670百万円であり、主なものは、事業用資産の取得21,022百万円、その他648百万円等であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	不動産事業	統括業務施設	162	0	- (-)	-	549	711	33 (2)
賃貸マンション他 (東京都中央区 他)	不動産事業	賃貸用マン ション、賃貸 店舗、事務所	5,261	10	6,981 (5,319.84)	-	700	12,953	-
メガソーラー施設 (岩手県八幡平市 他)	エネルギー 事業	メガソーラー 施設	20	2,880	529 (268,213.30)	-	17	3,448	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主に建設仮勘定等であります。

2. 従業員数欄の()内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人当たり1日8時間換算)であります。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱タカラレーベン	本社 (東京都千代田区)	不動産事業	統括業務 施設	261	-	- (-)	3	262	527	545 (7)
㈱レーベン コミュニティ	本社 (東京都港区)	不動産事業	統括業務 施設	147	2	- (-)	-	185	335	415 (80)
㈱レーベンホーム ビルド	本社 (神奈川県横浜市)	不動産事業	統括業務 施設	45	-	- (-)	-	13	58	138 (2)
㈱タカラレーベン リアルネット	本社 (東京都中央区)	不動産事業	統括業務 施設	25	-	- (-)	-	25	50	60 (6)
㈱レーベン ゼストック	本社 (東京都千代田区)	不動産事業	統括業務 施設	30	-	- (-)	-	5	35	32
㈱レーベン トラスト	本社 (東京都港区)	不動産事業	統括業務 施設	124	0	- (-)	0	18	144	125 (13)
MIRARTHエ ナジーソリュー ションズ(株)	本社 (東京都新宿区)	エネルギー 事業	統括業務 施設	20	-	- (-)	-	11	32	52
MIRARTHア セットマネジメ ント(株)	本社 (東京都千代田区)	アセットマ ネジメント 事業	統括業務 施設	26	-	- (-)	-	1	28	18 (1)
MIRARTH 不動産投資顧問(株)	本社 (東京都千代田区)	アセットマ ネジメント 事業	統括業務 施設	37	-	- (-)	0	29	66	13 (1)
合同会社グリーン エネルギー 他	メガソーラー 施設 (栃木県那須郡他)	エネルギー 事業	メガソー ラー施設	239	40,933	8,073 (5,150,287.45)	-	5,615	54,860	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア等であります。

2. 従業員数欄の()内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人当たり1日8時間換算)であります。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	248,000,000
計	248,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	140,300,000	140,300,000	東京証券取引所 プライム市場	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
計	140,300,000	140,300,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ．第1回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2012年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 1
新株予約権の数（個）	76
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 30,400（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2
新株予約権の行使期間	自 2012年7月10日 至 2052年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 51,700 資本組入額 25,850（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4．イ．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ．イ．にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

（ ）新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記（ ）に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

（ ）本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記3. に準じて決定する。

6. 2013年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

ロ．第2回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2013年4月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 1
新株予約権の数（個）	70
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 28,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2
新株予約権の行使期間	自 2013年5月15日 至 2053年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 123,100 資本組入額 61,550（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4．イ．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ．イ．にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

（ ）新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記（ ）に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

（ ）本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記3. に準じて決定する。

6. 2013年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

八．第3回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2014年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 2
新株予約権の数（個）	69
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 27,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2
新株予約権の行使期間	自 2014年5月14日 至 2054年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 74,800 資本組入額 37,400（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4．イ．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ．イ．にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

（ ）新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記（ ）に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

（ ）本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3. に準じて決定する。

二．第4回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2015年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 3
新株予約権の数（個）	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 32,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2
新株予約権の行使期間	自 2015年7月15日 至 2055年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 189,200 資本組入額 94,600（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4．イ．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ．イ．にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

（ ）新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記（ ）に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

（ ）本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ．相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ．相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3．に準じて決定する。

ホ．第5回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2016年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 2
新株予約権の数（個）	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 32,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2
新株予約権の行使期間	自 2016年5月11日 至 2056年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 192,400 資本組入額 96,200（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4．イ．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ．イ．にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

（ ）新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記（ ）に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

（ ）本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3. に準じて決定する。

へ。第6回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2017年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社執行役員 5
新株予約権の数（個）	190
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 76,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2
新株予約権の行使期間	自 2017年7月12日 至 2057年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 126,800 資本組入額 63,400（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。

イ．権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

ロ．出勤停止以上の懲戒を受けたとき

ハ．新株予約権の割当てを受けた日から3年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任または退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき

ニ．当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき

ホ．対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ．相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ．相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3．に準じて決定する。

ト．第7回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2018年8月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 7
新株予約権の数（個）	210
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 84,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2
新株予約権の行使期間	自 2018年8月29日 至 2058年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 101,600 資本組入額 50,800（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。

イ．権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

ロ．出勤停止以上の懲戒を受けたとき

ハ．新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任または退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき

ニ．当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき

ホ．対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3. に準じて決定する。

チ．第8回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2019年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 6
新株予約権の数（個）	210
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 84,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2
新株予約権の行使期間	自 2019年7月31日 至 2059年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 116,400 資本組入額 58,200（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。

イ．権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

ロ．出勤停止以上の懲戒を受けたとき

ハ．新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任または退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき

ニ．当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき

ホ．対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ．相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ．相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3．に準じて決定する。

リ・第9回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2020年7月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 5
新株予約権の数（個）	299
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 119,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2
新株予約権の行使期間	自 2020年8月2日 至 2060年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 91,600 資本組入額 45,800（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。

イ．権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

ロ．出勤停止以上の懲戒を受けたとき

ハ．新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任または退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき

ニ．当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき

ホ．対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ．相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ．相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3．に準じて決定する。

又．第10回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2021年7月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 4
新株予約権の数（個）	1,352
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 135,200（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）2
新株予約権の行使期間	自 2021年8月1日 至 2061年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 24,200 資本組入額 12,100（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。

イ．権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

ロ．出勤停止以上の懲戒を受けたとき

ハ．新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき

ニ．当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき

ホ．対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ．相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ．相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3．に準じて決定する。

ル．第11回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2022年7月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 7
新株予約権の数（個）	1,637
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 163,700（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）2
新株予約権の行使期間	自 2022年8月24日 至 2062年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 26,200 資本組入額 13,100（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。

イ．権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

ロ．出勤停止以上の懲戒を受けたとき

ハ．新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき

ニ．当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき

ホ．対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ．相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ．相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3．に準じて決定する。

ヲ．第12回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2023年7月3日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 子会社の取締役 6 子会社の執行役員 8
新株予約権の数（個）	1,708
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 170,800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）2
新株予約権の行使期間	自 2023年8月2日 至 2063年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 32,100 資本組入額 16,050 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1． 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2． 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3． 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4． 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。

イ．権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

ロ．出勤停止以上の懲戒を受けたとき

ハ．新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき

ニ．当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき

ホ．対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ．相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ．相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

- 5．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記3．に準じて決定する。

ワ．第13回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2024年7月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社執行役員 1 グループ会社の取締役 8 グループ会社の執行役員 5
新株予約権の数（個）	1,503
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 150,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）2
新株予約権の行使期間	自 2024年7月31日 至 2064年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 34,200 資本組入額 17,100（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1． 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2． 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3． 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4． 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。

イ．権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

ロ．出勤停止以上の懲戒を受けたとき

ハ．新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき

ニ．当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき

ホ．対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記3. に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年6月4日 (注)1	16,000,000	137,000,000	3,512	8,332	3,512	8,329
2024年7月2日 (注)2	3,300,000	140,300,000	724	9,056	724	9,054

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 458円

発行価額 439.08円

資本組入額 219.54円

払込金総額 7,025百万円

2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 439.08円

資本組入額 219.54円

割当先 S M B C 日興証券株式会社

(5)【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	26	37	342	111	383	74,479	75,378	-
所有株式数(単元)	-	225,764	71,597	325,473	131,062	2,924	644,497	1,401,317	168,300
所有株式数の割合 (%)	-	16.11	5.11	23.23	9.35	0.21	45.99	100	-

(注)1. 自己株式数4,444,408株は、「個人その他」に44,444単元及び「単元未満株式の状況」に8株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が16単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
一般社団法人村山財産管理	東京都千代田区永田町2丁目12番4号	25,633	18.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	15,476	11.39
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	3,469	2.55
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式 会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号	2,076	1.53
ゴールドマン・サックス証券株式 会社 B N Y M (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 (東京都千代田区丸の内1丁目4番5 号)	2,052	1.51
有限会社村山企画	東京都板橋区成増4丁目33番10号	1,800	1.32
M I R A R T Hホールディングス取引先 持株会	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,478	1.09
島田 和一	東京都足立区	1,299	0.96
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,250	0.92
M I R A R T Hホールディングス従業員 持株会	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,241	0.91
計	-	55,778	41.06

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は15,476千株であります。

2. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は3,469千株であります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,444,400	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 135,687,300	1,356,873	同上
単元未満株式	普通株式 168,300	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	140,300,000	-	-
総株主の議決権	-	1,356,873	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
MIRARTH ホールディングス (株)	東京都千代田区 丸の内一丁目8番2号	4,444,400	-	4,444,400	3.17
計	-	4,444,400	-	4,444,400	3.17

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1	501
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日(2025年6月25日)までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	6,000,000	2,238,000,000	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使)	458,300	170,945,900	-	-
保有自己株式数	4,444,408	-	4,444,408	-

(注) 1. 当事業年度の引き受ける者の募集を行った取得自己株式は、2024年6月4日を払込期日とする公募による自己株式の処分6,000,000株であります。

2. 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日(2025年6月25日)までに取得又は処理した株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

利益還元については、会社の最重要課題の一つとして位置づけており、事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適正な配当を安定的、継続的に行うことを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

また当社は「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる」旨の定款を定めておりますが、当事業年度におきましては、期末配当を株主総会の決議をもって決定しました。

当期においては、外部環境の変化にも自社の企業体力で乗り切れる体制を構築しつつ、今後の再成長のための内部留保とのバランスを考えた配当を行う予定であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2024年11月11日 取締役会決議	949	7.0
2025年6月25日 定時株主総会決議	3,124	23.0

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を「Our Purpose（存在意義）」とし、サステナビリティを巡る課題への対応は重要な経営課題であるとの認識のもと、単に利益を追求するだけでなく、法令及び企業倫理を遵守し、企業社会の一員として社会的責任を果たし、企業価値の持続的な向上を目指します。

そのために当社グループでは、お客さま・従業員・取引先・地域社会・株主といったすべてのステークホルダーの皆さまの幸せを常に考え、経営環境の変化に柔軟に対応すべく、迅速な意思決定を行うとともに、コンプライアンスを徹底することで健全な企業活動を推進し、意思決定の透明性を確保することをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

ア．企業統治の体制の概要

当社は、業務執行状況の適切な監督・監査のため、取締役会による監督と、監査役による監査体制、そして執行役員制度により、取締役の経営監督責任と執行役員の業務執行責任を明確にする体制を採用しております。

(取締役会)

取締役会は「企業戦略等の大きな方向性を示す」「経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う」「独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行う」ことを主要な役割・責務として、これを実践するための権限が与えられております。取締役は現在、社外取締役4名を含む7名であり、代表取締役島田和一を議長として、取締役中村大助、同秋澤昭一、社外取締役山岸直人、同内田要、同金丸祐子及び同小野保子を構成員とした取締役会を原則月1回の頻度で開催し、また必要に応じ臨時取締役会を開催することで、慎重かつ迅速な意思決定を行うとともに業務執行状況を取締役相互に監督しております。

2024年度の各取締役の取締役会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
		取締役会
代表取締役	島田 和一	19回 / 19回 (100%)
取締役	中村 大助	15回 / 15回 (100%)
取締役	秋澤 昭一	15回 / 15回 (100%)
社外取締役	山平 恵子	17回 / 19回 (89%)
社外取締役	山岸 直人	19回 / 19回 (100%)
社外取締役	内田 要	15回 / 15回 (100%)
社外取締役	金丸 祐子	15回 / 15回 (100%)
取締役	山本 昌	4回 / 4回 (100%)
社外取締役	川田 憲治	4回 / 4回 (100%)
社外取締役	辻 千晶	4回 / 4回 (100%)

- (注) 1. 取締役中村大助氏、同秋澤昭一氏、社外取締役内田要氏及び同金丸祐子氏の取締役会の出席状況は、2024年6月26日就任以降、2024年度に開催された取締役会の回数に基づくものであります。
2. 取締役山本昌氏、社外取締役川田憲治氏及び同辻千晶氏の取締役会の出席状況は、2024年6月26日退任までに2024年度に開催された取締役会の回数に基づくものであります。

取締役会における2024年度の具体的な検討内容として、持株会社としての管理体制の強化や、経営と執行の分離の推進による経営判断の迅速化、セグメントごとの採算性と事業責任の明確化や経営資源の有効活用のほか、さらなるガバナンスの強化を図るための持株会社体制の最適化等について検討を行いました。また、経営の基本方針としてパーパス（存在意義）とバリューズ（価値観）を示し、パーパスに基づく企業活動を推進しております。経営上の重要事項については、社外役員間のみならず、社内外役員間、さらには執行役員等との間で情報共有及び意見交換を行いました。経営上の重要事項として、取締役会において審議した事項は以下のとおりであります。

- ・経営戦略の立案として、当社グループ各社における各責任者の選任を行い、経営責任の明確化を図りました。また、人的資源への投資として賃金のベースアップ等に関する積極的な意見交換も実施しております。
- ・経営戦略の執行として、当社及び当社グループ各社における各種取引や会社の設立等の重要な業務執行の決定を行い、また当社グループ各社の財務状況を鑑みながら適宜投融資や債務保証等の執行を行いました。
- ・その他に取締役会の実効性評価を行い、その結果、グループガバナンス体制の強化や、当社グループ全体における危機管理体制や人的資本の投資を含む経営戦略に関する議論の充実を図ることについて、今後の取り組みを議論しました。

（監査役会）

監査役会は、取締役の職務の執行の監査や、会計監査を、独立した客観的な立場から適切に実施することを主要な役割・責務として、これを実践するための権限が与えられております。監査役会は、原則月1回の頻度で開催し、現在、常勤監査役三浦由布子、同木村正樹及び非常勤監査役渡部彰仁の3名で構成されており、その全員を社外監査役とすることで、取締役会の運営状況や取締役の業務執行状況等の、より適正な監査が行われる体制を確保しております。監査役及び監査役会の活動状況については、（3）監査の状況 監査役監査の状況をご参照ください。

（その他委員会）

その他、当社は、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として、任意の諮問機関である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会は社外取締役山岸直人を委員長として、同内田要及び代表取締役島田和一を構成員としており、報酬諮問委員会は社外取締役内田要を委員長として、同山岸直人及び代表取締役島田和一を構成員としております。

2024年度の各委員の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況	
		指名諮問委員会	報酬諮問委員会
社外取締役 （報酬諮問委員会委員長）	山平 恵子	10回 / 11回（91%）	10回 / 11回（91%）
社外取締役 （指名諮問委員会委員長）	山岸 直人	11回 / 11回（100%）	11回 / 11回（100%）
社外取締役	内田 要	8回 / 8回（100%）	8回 / 8回（100%）
社外取締役	金丸 祐子	6回 / 8回（75%）	6回 / 8回（75%）
代表取締役	島田 和一	10回 / 11回（91%）	10回 / 11回（91%）
社外取締役	川田 憲治	3回 / 3回（100%）	3回 / 3回（100%）
社外取締役	辻 千晶	3回 / 3回（100%）	3回 / 3回（100%）

（注）1．社外取締役内田要氏及び同金丸祐子氏の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の出席状況は、2024年6月26日就任以降、2024年度に開催された指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の回数に基づくものであります。

2．社外取締役川田憲治氏及び同辻千晶氏の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の出席状況は、2024年6月26日退任までに2024年度に開催された指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の回数に基づくものであります。

指名諮問委員会における2024年度の具体的な検討内容として、CEO等の後継者の育成や選定のためのサクセッションプランを決定し、これを元に後継候補者に対する研修や360度診断を実施し、その他必要に応じて委員である社外取締役による後継候補者との面談を行いました。これらの情報を参考にし、グループ各社含めた取締役の選任についての検討を行いました。また、スキルマトリクスの検討及び決定も行いました。

報酬諮問委員会における2024年度の具体的な検討内容として、現状の役員報酬制度、役員評価に関する問題点を元に、インセンティブに対する役員の評価を、業績結果の比重を高めると共に、コンプライアンス遵守を意識した評価とする役員報酬制度の改善に向けた検討を行いました。また、役員の不祥事防止を目的としたクロック・バック・マルス条項の導入に向けた検討を行いました。その他会社業績、役員の評価を元に、各役員に対するインセンティブ支給の検討を行いました。

また、当社は、コンプライアンス委員会を原則月1回の頻度で開催し、リスクマネジメント委員会を原則四半期に1回開催するほか、必要に応じて都度開催することとしており、当社及び子会社並びに関連会社のコンプライアンスの徹底、リスクの評価・管理等を行うとともに、グループ内部監査室長及び各監査役等が定期的な監査を子会社及び関連会社へ実施することにより、子会社及び関連会社の業務の適正を確保するための体制としております。コンプライアンス委員会は、社外取締役金丸祐子を委員長として、同小野保子、取締役秋澤昭一及び常務執行役員山地剛を構成員としており、リスクマネジメント委員会は、常務執行役員山地剛を委員長として、取締役中村大助、社外取締役金丸祐子及び同小野保子を構成員としております。

2024年度の各委員のコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況	
		コンプライアンス委員会	リスクマネジメント委員会
代表取締役（委員長）	島田 和一	10回 / 12回（83%）	4回 / 5回（80%）
グループCRO（副委員長）	山地 剛	11回 / 12回（92%）	5回 / 5回（100%）
取締役	中村 大助	9回 / 9回（100%）	4回 / 4回（100%）
取締役	秋澤 昭一	9回 / 9回（100%）	4回 / 4回（100%）
社外取締役	山平 恵子	10回 / 12回（83%）	4回 / 5回（80%）
社外取締役	山岸 直人	12回 / 12回（100%）	5回 / 5回（100%）
社外取締役	内田 要	9回 / 9回（100%）	4回 / 4回（100%）
社外取締役	金丸 祐子	7回 / 9回（78%）	3回 / 4回（75%）
常勤監査役	三浦 由布子	12回 / 12回（100%）	5回 / 5回（100%）
常勤監査役	木村 正樹	9回 / 9回（100%）	4回 / 4回（100%）
非常勤監査役	渡部 彰仁	9回 / 9回（100%）	4回 / 4回（100%）
取締役	山本 昌	3回 / 3回（100%）	1回 / 1回（100%）
社外取締役	川田 憲治	3回 / 3回（100%）	1回 / 1回（100%）
社外取締役	辻 千晶	2回 / 3回（67%）	1回 / 1回（100%）
常勤監査役	遠藤 誠	3回 / 3回（100%）	1回 / 1回（100%）
非常勤監査役	本間 朝美	3回 / 3回（100%）	1回 / 1回（100%）

（注）1．取締役中村大助氏、同秋澤昭一氏、社外取締役内田要氏、同金丸祐子氏、常勤監査役木村正樹氏及び非常勤監査役渡部彰仁氏のコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の出席状況は、2024年6月26日就任以降、2024年度に開催されたコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の回数に基づくものであります。

2．取締役山本昌氏、社外取締役川田憲治氏、同辻千晶氏、常勤監査役遠藤誠氏及び非常勤監査役本間朝美氏のコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の出席状況は、2024年6月26日退任までに2024年度に開催されたコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の回数に基づくものであります。

コンプライアンス委員会における2024年度の具体的な検討内容として、事業活動における法令遵守及び倫理的行動の徹底を図るため、内部通報窓口を通じて寄せられた通報等について、迅速かつ適切に事実関係の調査を行い、必要な対応を検討し、通報内容に応じて関連部署と連携したうえで、是正措置や改善策を講じました。また、内部通報を行った通報者の保護のため、通報者の匿名性の確保や不利益な取扱いの禁止を徹底いたしました。加えて、当社が抱える係争についての情報共有及び協議を行うとともに、当社グループ会社及び従業員が遵守すべき法令などの浸透方策について協議いたしました。

リスクマネジメント委員会における2024年度の具体的な検討内容として、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクを適切に管理し、企業価値の維持・向上を図るため、全社的な視点から事業活動における潜在的なリスクを洗い出し、その発生可能性と影響度を評価しました。これらの評価に基づき、優先的に対応すべきリスクを特定し、リスクアセスメントを作成いたしました。また、作成したリスクアセスメントを有効に運用するため、当社グループにおいて、四半期ごとにリスクの再評価を実施する体制を構築・運用しました。各組織におけるリスクの変化や新たなリスクの発生状況を定期的に把握し、その結果をリスクマネジメント委員会に報告することで、全社的なリスク管理体制の継続的な改善を図っております。

さらに、当社は、サステナビリティ委員会を原則四半期に1回開催するほか、必要に応じて都度開催し、当社グループのサステナビリティに係る方針の策定、重要課題であるマテリアリティの特定と定期的な見直し、環境に関する方針と施策の決定及びサステナビリティ推進活動の取締役会への報告等を行っております。サステナビリティ委員会は、代表取締役島田和一を委員長、取締役中村大助を副委員長として、同秋澤昭一、社外取締役山岸直人、同内田要、同金丸祐子、同小野保子、常務執行役員高橋衛及び同山地剛を構成員としております。

2024年度の各委員のサステナビリティ委員会への出席状況は次のとおりであります。

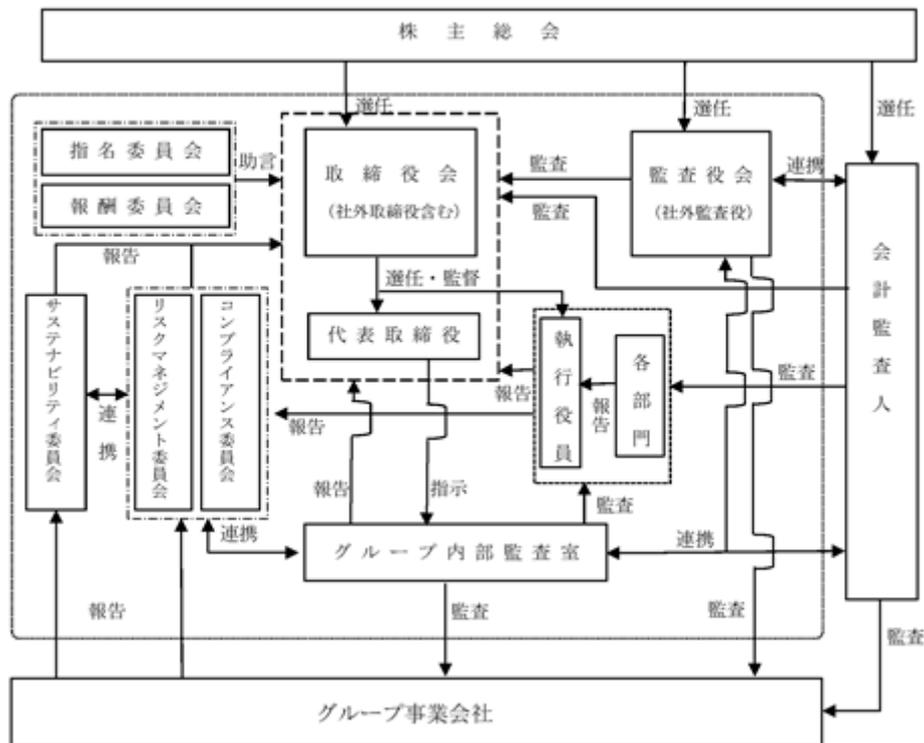
役職名	氏名	出席状況
		サステナビリティ委員会
代表取締役（委員長）	島田 和一	3回 / 4回（75%）
取締役	中村 大助	3回 / 3回（100%）
取締役	秋澤 昭一	3回 / 3回（100%）
社外取締役	山平 恵子	4回 / 4回（100%）
社外取締役	山岸 直人	4回 / 4回（100%）
社外取締役	内田 要	3回 / 3回（100%）
社外取締役	金丸 祐子	3回 / 3回（100%）
取締役	山本 昌	1回 / 1回（100%）
社外取締役	川田 憲治	1回 / 1回（100%）
社外取締役	辻 千晶	0回 / 1回（0%）

（注）1．取締役中村大助氏、同秋澤昭一氏、社外取締役内田要氏及び同金丸祐子氏のサステナビリティ委員会の出席状況は、2024年6月26日就任以降、2024年度に開催されたサステナビリティ委員会の回数に基づくものであります。

2．取締役山本昌氏、社外取締役川田憲治氏及び同辻千晶氏のサステナビリティ委員会の出席状況は、2024年6月26日退任までに2024年度に開催されたサステナビリティ委員会の回数に基づくものであります。

サステナビリティ委員会における2024年度の具体的な検討内容として、サステナビリティに関するKPIの設定及び進捗状況のモニタリング、TCFD開示その他の各種サステナビリティ情報の開示に関する事項、CDP気候変動質問書への回答の決定を行いました。また、気候変動への対応として、2024年3月に改訂した温室効果ガス排出量削減目標に対するSBT認定の取得について審議を行ったほか、環境に関する算定データの開示の決定、削減目標及び削減計画における進捗状況のモニタリング並びに削減施策に関する方針の策定を行いました。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制図は、以下のとおりであります。



イ．当該体制を採用する理由

当社は、業務の意思決定及びその執行を監督・監査し、当社グループ全体のリスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の向上を図る一方で、迅速な意思決定を行うことができる体制を確保するため、上記のような体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

ア．内部統制システムの整備の状況

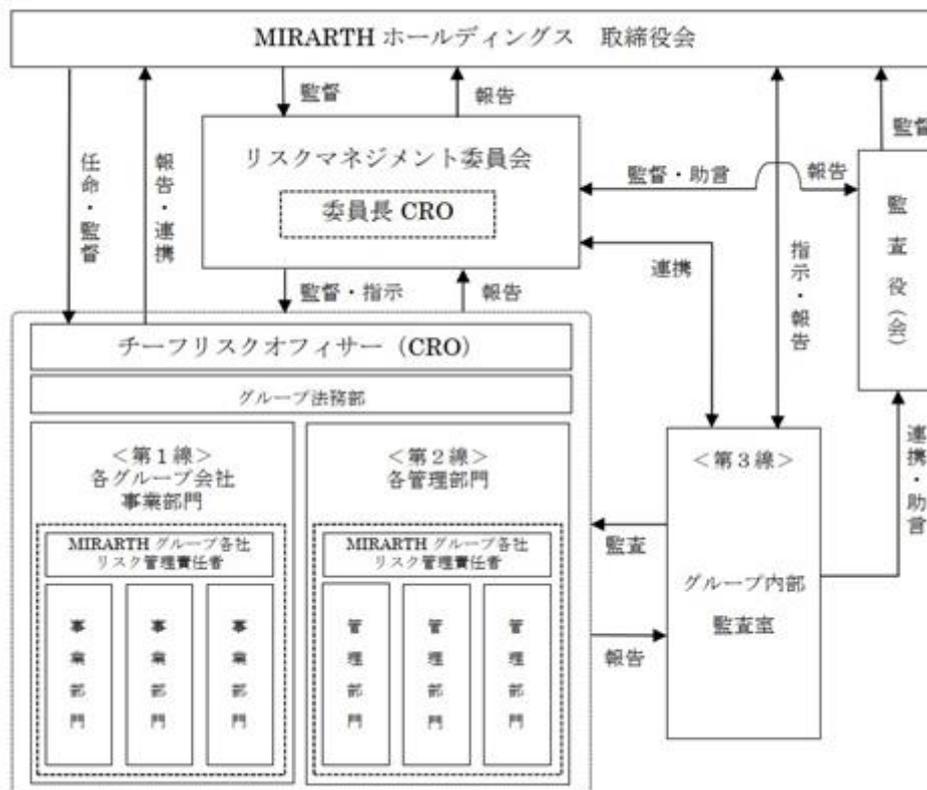
当社は、「内部統制基本規程」を設け、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社の業務の適正を確保する内部統制の基本体制、整備、運用、評価、更新及びこれらに付随する基本的事項と手続きについて定めております。

イ．リスク管理体制の整備の状況

a) リスク管理体制

当社は、当社グループのリスクを管理し、企業価値の持続的向上を図るために「リスクマネジメント規程」を定め、同規程に基づき、グループCRO（最高リスク管理責任者）を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、又は決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底しております。同委員会において当社グループのリスク管理体制の整備及び継続的改善を行うために、同委員会は取締役又は執行役員の中からグループCRO（最高リスク管理責任者）を任命し、また、リスクマネジメント委員会を必要に応じ適宜、招集権者に対して招集を要請することにより、個々のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制としております。また、「リスクマネジメント委員会」での協議・決定事項は「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、適宜、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告をすることで、リスク発生時を想定したうえでの迅速な意思決定を行う体制としております。

当社グループのリスク管理体制図は、以下のとおりであります。



b) 反社会的勢力への対策

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針として、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また、所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加する等情報の収集に努めております。

また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

ウ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「関係会社管理規程」において子会社及び関連会社に関する管理方針、管理組織について定め、当社の取締役、執行役員及び監査役を子会社及び関連会社へ派遣し、また、子会社及び関連会社からの報告会を定期的に行うことにより、情報の共有化、経営の効率化を図っております。

エ．責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、社外監査役及び会計監査人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、社外監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令が規定する最低責任限度額としております。

オ．役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社（MIRARTH不動産投資顧問㈱を除きます。）におけるすべての取締役、監査役、執行役員及び管理監督・指揮命令を行う従業員を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。
- ・被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、役員等の犯罪行為・不正行為等に起因する損害については、填補の対象外としております。

カ．取締役の定数

当社は、取締役を15名以内とする旨定款に定めております。

キ．取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、定款により、取締役の選任について、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととする旨を定めております。

また、取締役会の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ク．取締役会で決議できる株主総会決議事項

・剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によっても定めることができる旨定款に定めております。剰余金の配当等を取締役会の決議によっても定めることができるとすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議をもって中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

・取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ケ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 3名 (役員のうち女性の比率30.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 兼 グループCEO 兼 グループCOO 兼 社長執行役員	島田 和一	1965年12月4日生	1987年5月 当社入社 1998年6月 当社取締役開発部長 2000年6月 当社常務取締役開発本部長 本社開発部長兼建築部長 2006年6月 当社代表取締役副社長兼開発本部長 2012年4月 当社代表取締役副社長兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO)兼総合企画本部長 2014年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO) 2019年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 2019年6月 当社代表取締役兼最高経営責任者(CEO) 兼社長執行役員 2022年10月 当社代表取締役 兼グループCEO 兼グループCOO 兼社長執行役員(現任) ㈱タカラレーベン 代表取締役 兼CEO兼社長執行役員 2024年6月 ㈱タカラレーベン 取締役副会長(現任) 住宅産業信用保証㈱ 社外取締役(現任) 2025年6月 (一社)全国住宅産業協会 理事(現任)	(注)3	1,299
取締役 兼 グループCFO 兼 専務執行役員 兼 サステナビリティ 推進室長	中村 大助	1968年2月12日生	1991年4月 ㈱太陽神戸三井銀行(現㈱三井住友銀行) 入行 2014年4月 同行 所沢法人営業部長 2016年4月 同行 法人戦略部 部付部長 2017年4月 同行 日本橋東法人営業部長 2019年4月 同行 神田法人営業第一部長 2020年4月 同行 執行役員 神田法人営業第一部長 2021年4月 同行 執行役員 東日本第一法人営業本部長 2023年4月 同行 常務執行役員 ホールセール部門副責任役員 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 ホールセール事業部門事業部門長補佐 2024年5月 当社常務執行役員 2024年6月 当社取締役 兼グループCFO 兼常務執行役員(グループ財務部・グループ経 理部管掌) ㈱タカラレーベン 取締役 兼専務執行役員 2025年4月 当社取締役 兼グループCFO 兼専務執行役員 兼サステナビリティ推進室長(現任)	(注)3	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役(不動産セグメント管掌)	秋澤 昭一	1965年5月10日生	1988年4月 藤和不動産(株)(現三菱地所レジデンス(株))入社 1997年5月 (有)エイテック 代表取締役 2002年1月 (株)インタス 取締役 2004年2月 パシフィックマネジメント(株) (パシフィックホールディングス(株)) 執行役員 2008年6月 パシフィックリアルティ(株) 代表取締役 (有)パシフィック・プロパティーズ・インベストメント 代表取締役 2011年1月 スター・マイカ(株) 戦略事業部長 2012年2月 同社 取締役戦略事業本部長 ファン・インベストメント(株)(現スター・マイカ・プロパティ(株)) 代表取締役 2014年12月 スター・マイカ(株) 代表取締役 2016年6月 ライジング・フォース(株) (現大東建託アセットソリューション(株)) 代表取締役 2019年6月 当社取締役 兼執行役員投資開発本部長 2020年4月 当社取締役 兼常務執行役員投資開発本部長 2021年4月 当社取締役 兼常務執行役員投資開発事業本部事業本部長 2022年10月 当社執行役員 (株)タカラレーベン 代表取締役 兼COO 兼副社長執行役員 2024年6月 当社取締役(不動産セグメント管掌)(現任) (株)タカラレーベン 代表取締役 兼社長執行役員(現任)	(注)3	221
取締役	山岸 直人	1961年8月5日生	1986年4月 警察庁 入庁 1990年4月 香川県警察本部刑事部捜査第二課長 1991年8月 埼玉県警察本部警備部公安第一課長 1993年8月 警察庁交通局交通規制課課長補佐 1994年8月 建設省(現国土交通省)道路局路政課課長補佐 1996年9月 警察庁交通局運転免許課課長補佐 1998年8月 奈良県警察本部警務部長 2000年8月 兵庫県警察本部警備部長 2002年8月 警察庁警備局警備課理事官 2004年8月 警察庁警備局付(内閣情報調査室) 2006年9月 神奈川県警察本部警備部長 2008年8月 総務省人事・恩給局参事官 2010年8月 和歌山県警察本部長 2012年8月 神奈川県警察本部警務部長 2013年8月 警察庁交通局運転免許課課長 2014年6月 皇宮警察本部副本部長 2016年2月 新潟県警察本部長 2018年3月 警察大学校国際警察センター所長 兼警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) 2019年1月 北海道警察本部長 2020年8月 退職 2021年1月 三井住友海上火災保険(株) 顧問 2022年6月 当社取締役(現任) 2022年12月 (一社)全国道路標識・標示業協会 参与 2023年5月 (一社)全国道路標識・標示業協会 専務理事(現任) 2023年6月 (一社)UTMS協会 監事(非常勤)(現任)	(注)3	5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	内田 要	1954年6月14日生	1978年4月 建設省(現国土交通省)入省 2004年7月 国土交通省総合政策局政策課長 2005年8月 同省 総合政策局総務課長 2006年7月 同省 大臣官房総務課長 兼大臣官房審議官(大臣官房) 2007年7月 同省 大臣官房審議官(総合政策局) 2009年7月 同省 大臣官房総括審議官 2010年8月 同省 土地・水資源局長 2011年7月 同省 土地・建設産業局長 2012年7月 (独)都市再生機構副理事長 2014年7月 内閣官房 内閣審議官 兼内閣官房地域活性化統合事務局長 2015年1月 内閣官房 内閣審議官 兼内閣官房地域活性化総括官(内閣審議官 内閣官 房産業遺産の世界遺産登録推進室長) 併内閣府地方創生推進室長 2015年7月 辞職 2015年11月 (一社)不動産協会 副理事長 専務理事 2017年4月 麗澤大学 客員教授(現任) 2023年7月 (一社)不動産協会 顧問(現任) 2023年7月 (一財)土地総合研究所 理事長(現任) 2024年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	金丸 祐子	1979年8月25日生	2006年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 森・濱田松本法律事務所入所 2013年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2018年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 2022年7月 アキュリスファーマ(株) 社外監査役(現任) 2023年1月 外苑法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2023年2月 B l e a f(株) 社外監査役 2023年6月 (株)エーアイ 社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年7月 H E R O Z(株) 社外取締役(監査等委員)(現任) 2024年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	小野 保子	1965年11月4日生	1989年4月 (株)太陽神戸銀行(現(株)三井住友銀行)入行 1997年4月 同行 金融市場営業部 部長代理 2006年11月 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe(イギリス) (現SMB C Bank International plc) 上席部長代理 2009年12月 (株)三井住友銀行 国際法人営業部 融資オフィサー 2010年4月 同行 国際法人営業部 グループ長 2012年4月 同行 国際法人営業部 副部長 2014年4月 S M B C S S C(マレーシア)社長 2016年5月 (株)三井住友銀行 総務部 上席推進役 2017年4月 同行 資産監査部 部付部長 2019年4月 S M B C コンシューマーファイナンス(株) 顧問 2019年6月 同社 常勤監査役 (株)S M B C モビット 非常勤監査役 2022年6月 S M B C 信用保証(株) 非常勤監査役 2023年7月 S M B C コンシューマーファイナンス(株) 海外担当 顧問 2024年5月 イオンフィナンシャルサービス(株) 社外監査役(現任) 2025年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	三浦 由布子	1984年3月10日生	2005年12月 中央青山監査法人(現 PwC Japan 有限責任監査法人)入所 2008年5月 公認会計士登録 2012年2月 ノバルティスファーマ(株)入社 コーポレート経理部 2019年6月 (株)スタディスト常勤監査役 2020年6月 当社常勤監査役(現任) 2020年10月 (株)日興タカラコーポレーション(現 (株)レーベンホームビルド) 監査役 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役 2022年3月 (株)モンスターラボホールディングス(現(株)モンスターラボ) 社外監査役 2022年6月 (株)レーベンゼストック 監査役(現任) 2022年10月 (株)タカラレーベン 監査役(現任) 2023年12月 パシフィックコンサルタンツ(株) 社外監査役(現任) 2024年5月 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役(現任)	(注)4	-
常勤監査役	木村 正樹	1964年6月11日生	1987年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 2006年4月 同行 弘明寺支店 支店長 2008年4月 (株)りそなホールディングス 内部監査部監査員 2008年7月 同社 内部監査部上席監査員 2011年7月 (株)りそな銀行 信託業務管理部グループリーダー 2016年10月 同行 運用管理室 室長 2017年4月 同行 信託管理室 室長 2020年1月 りそなアセットマネジメント(株) 出向 運用リスク管理部長 2021年4月 同社 出向 執行役員業務部長 兼IT戦略部担当 兼運用リスク管理部担当 2021年10月 同社 転籍 執行役員業務部長 兼IT戦略部担当 兼運用リスク管理部担当 2024年4月 (株)りそな銀行 入行 りそなアセットマネジメント(株) 出向 顧問 2024年6月 当社常勤監査役(現任) (株)タカラレーベン 監査役(現任) M I R A R T Hアセットマネジメント(株) 監査役(現任) M I R A R T Hエナジーソリューションズ(株) 監査役(現任)	(注)4	-
非常勤監査役	渡部 彰仁	1961年12月3日生	1984年4月 (株)商工組合中央金庫 入庫 2005年7月 同金庫 福島支店長 2007年7月 同金庫 新潟支店長 2010年7月 同金庫 総務部参事役 2011年7月 同金庫 業務推進部参事役 2012年6月 同金庫 コンプライアンス統括室長 2013年12月 同金庫 与信統括部長 2015年8月 (株)商工中金経済研究所 常務執行役員 2019年4月 商工中金リース(株) 常務執行役員 2024年6月 当社非常勤監査役(現任) (株)タカラレーベン 監査役(現任) (株)レーベントラスト 監査役(現任) 2025年6月 (株)レーベンホームビルド 監査役(現任) M I R A R T H不動産投資顧問(株) 監査役(現任)	(注)4	-
計					1,527

(注)1. 取締役山岸直人氏、内田要氏、金丸祐子氏及び小野保子氏の4氏は社外取締役であります。

2. 監査役三浦由布子氏、木村正樹氏及び渡部彰仁氏の3氏は社外監査役であります。

3. 2025年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
本間 朝美	1959年1月21日生	1981年4月 ㈱埼玉銀行(現㈱りそな銀行) 入行 1999年11月 ㈱あさひ銀行(現㈱りそな銀行) 新狭山支店長 2001年10月 同行 池袋支店長 2003年3月 ㈱りそな銀行 池袋支店営業第二部長 2005年9月 りそなビジネスサービス㈱ 出向 2010年2月 同社 転籍 ローン融資サポート 部長 2015年4月 同社 執行役員経営企画部長 2016年4月 同社 取締役 2017年4月 同社 常務取締役 2018年6月 当社 社外監査役 2019年4月 りそなビジネスサービス㈱ 顧問 2019年6月 当社 常勤監査役 2019年10月 ㈱レーベントラスト 監査役 2020年5月 ㈱タカラレーベン西日本(現㈱タカラレーベン) 監査役 2022年5月 ㈱タカラレーベンリアルネット 監査役 2022年10月 当社 非常勤監査役 2023年6月 ㈱レーベンコミュニティ 監査役(現任)	-

6. 当社では、執行役員制度を導入しており、執行役員は上記のほか、以下の9名であります。

執行役員	手島 芳貴
執行役員	高橋 衛
執行役員	高荒 美香
執行役員	山地 剛
執行役員	鈴木 健介
執行役員	三浦 淳
執行役員	安田 健
執行役員	横田 新哉
執行役員	山本 康裕

社外役員の状況

当社は、社外取締役を4名選任しており、また、当社の監査役3名は、全員が社外監査役であります。

また、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、当社と人的関係及び取引関係等を有していないこと、及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、並びに金融機関をはじめとする各企業での豊富な経験や実績を有すること、又は税務・会計・法律等の各専門分野において幅広い知識・見解を有していること等を基準としております。

社外取締役小野保子氏は、当社の借入先である株式会社三井住友銀行の資産監査部付部長であった経歴があり、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合(2025年3月31日時点)は約29.1%であります。同社の資産監査部付部長を退任されてからすでに6年以上が経過しております。そのため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

社外監査役木村正樹氏は、当社の借入先である株式会社りそな銀行の勤務でありましたが、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合(2025年3月31日時点)は約2.95%であり、また、同社を退職されてからすでに1年以上が経過していることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

社外監査役渡部彰仁氏は、当社の借入先である株式会社商工組合中央金庫の与信統括部部長でありましたが、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合(2025年3月31日時点)は約0.13%であり、また、同社の与信統括部部長を退任されてからすでに9年以上が経過していることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

その他の社外取締役、社外監査役と当社との間には、人的関係及び取引関係等はありません。なお、各社外役員が所有する当社の株式数は、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、その立場から必要に応じた意見を述べる等、取締役の業務執行状況を常に監査・監督しております。常勤監査役については、社内に精通し経営に対する理解が深く、監査の環境整備及び社内の情報収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築及び運用の状況を日常的に監視し、客観的な意見表明、助言を行っており、十分に経営の適正性が保たれているものと判断しております。

社外取締役は、月次で行われている監査役会との面談を通じて、現状と課題を把握し、取締役会にて発言することとしており、また社外監査役は、グループ内部監査室及び会計監査人との連携を図りつつ、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要会議への出席、重要書類の閲覧、職務執行状況の聴取、重要拠点の監査を実施しております。

なお、社外監査役は、グループ内部監査室から監査内容を確認し適宜意見聴取を行っており、また、会計監査人が適正な監査を行っているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況等について、報告・説明を受け、各種財務諸表等の監査を行っており、実効性と効率性のある監査体制を築くよう努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員、手続

当社は監査役会設置会社であり、監査役会はいずれも独立社外役員として東京証券取引所に届けられた3名の社外監査役で構成されております。

なお、常勤監査役三浦由布子氏は公認会計士の資格を持ち、監査法人や一般事業会社にて税務・会計の分野に携わっており、また同じく常勤監査役である木村正樹氏及び非常勤監査役である渡部彰仁氏はいずれも金融機関において支店長や部長職を歴任しており、いずれも財務及び会計や組織運営等に関する知見を有しております。

また、上記監査役3名は子会社である㈱タカラレーベンの監査役を兼務しており、実質的には常勤監査役3名体制にて当社及び㈱タカラレーベン一体として監査を行っております。

b. 当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会の活動状況 開催頻度、具体的な検討内容等

当社では、上記の社外監査役3名が各々の監査活動において、適法性・妥当性の観点より取締役及びその他の従業員による職務執行状況の監査を行っております。各監査役の監査結果は月1回以上開催される監査役会及び適宜開催される監査役ミーティングにて報告され議論を重ねたうえで監査報告書に集約されております。また監査に際しては、グループ内部監査室が実施する業務監査結果並びに会計監査人が実施する会計監査の内容等も聴取し、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

監査役の具体的な活動内容は、取締役会への出席・監査役会の開催（下表参照）の他、コンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会（76頁参照）及び経営会議等の重要会議への出席及び意見申述、グループ監査役会の主催や内部監査室及び監査法人との監査報告会による情報連携と監査の実効性向上を図っております。また社内取締役や社外取締役とはそれぞれ独立して月次での面談を通じた意見交換や提言等を行っております。また各部門・拠点（各監査役が兼務する子会社の会計監査を含む）への往査により取締役や執行役員他幹部社員や従業員との面談等による状況把握を行っております。このほか稟議書や会計関連等の重要書類の閲覧と検証、更には内部通報制度（ヘルプライン）における通報窓口対応と通報事案への会社の対応状況や再発防止の実効性の検証等を中心としております。

2024年度の監査役会における具体的な検討内容（決議・協議内容）は下記に記載のとおりです。監査役会では監査の結果認識された課題等について協議を重ね、取締役会やコンプライアンス・リスクマネジメント両委員会等の場で、また代表取締役ほか幹部社員との面談等を通じて意見具申や提言を行いました。

< 監査役会での決議事項、監査役ミーティングを含む主な報告・協議事項 >

・ 決議事項

監査役選任議案への同意、監査法人の監査結果報告書の承認、常勤監査役・監査役会議長の選任、監査役報酬の承認、監査役会監査計画の承認、監査法人の監査報酬への同意

・ 報告・協議事項

取締役会等の運営状況や付議事項等の適法性及び内容の確認、法定書類・開示書類等の記載内容の確認、内部通報事案等の情報共有と対応状況及び再発防止体制等、コンプライアンス・リスク管理体制のあり方、グループ子会社の業務運営状況及び親会社による統制状況等

各監査役の取締役会及び監査役会への出席状況は下記のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況	
		取締役会	監査役会
常勤監査役	三浦 由布子	19回 / 19回 (100%)	12回 / 12回 (100%)
常勤監査役	木村 正樹	15回 / 15回 (100%)	9回 / 9回 (100%)
非常勤監査役	渡部 彰仁	15回 / 15回 (100%)	9回 / 9回 (100%)
常勤監査役	遠藤 誠	4回 / 4回 (100%)	3回 / 3回 (100%)
非常勤監査役	本間 朝美	4回 / 4回 (100%)	3回 / 3回 (100%)

(注) 1. 常勤監査役木村正樹氏及び非常勤監査役渡部彰仁氏の取締役会及び監査役会の出席状況は、2024年6月26日就任以降、2024年度に開催された取締役会及び監査役会の回数に基づくものであります。

2. 常勤監査役遠藤誠氏及び非常勤監査役本間朝美氏の取締役会及び監査役会の出席状況は、2024年6月26日退任までに2024年度に開催された取締役会及び監査役会の回数に基づくものであります。

c. 当事業年度の重点監査項目等

当事業年度において監査役会で定めた重点監査項目は以下のとおりであります。

重点監査項目	監査のポイント
法令遵守・リスク管理体制他の内部統制システム（会社法）に関する監査	・会社法の規定に基づく内部統制システムにおける各体制の監査
財務報告に係る内部統制に関する監査	・内部統制報告書の監査 ・会計監査人の相当性判断
グループ管理機能に関する監査	・グループリスク管理体制の強化と推進 ・HDのグループ管理機能の強化に関する監査 ・HD取締役会による経営監視機能強化

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査の充実及び強化を図るため、社長直属の独立室としてグループ内部監査室（7名）を設置しております。また、「内部監査規程」を制定し、内部監査の計画の立案及び実施にあたっては、監査役監査、会計監査人監査との調整を充分に行い、各機能の効率的運用が図られる体制としております。また、監査役は、グループ内部監査室から監査内容を確認し適意見聴取を行う等、実効性と効率性のある監査体制を築くよう努めております。レポーティングラインについては、グループ内部監査室が、監査活動結果について定期的に取締役会や監査役会へ直接報告を行う体制としており、これを運用することでグループ内部監査室と取締役・監査役の連携体制を確保しております。

会計監査の状況

ア. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

イ. 継続監査期間

1999年3月期以降

ウ. 業務を執行した公認会計士

指有限責任社員 業務執行社員 石原 鉄也

指有限責任社員 業務執行社員 下川 高史

エ. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士17名、その他13名であります。

オ. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人については、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」などを参考として、会計監査人候補を総合的に評価し決定しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により、会計監査人を解任します。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。また、同監査法人の業務執行社員は一定期間を超えて関与することのないような措置をとっております。同監査法人とは監査契約書を締結し、当該契約書に基づいた報酬の支払いをしております。

なお、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）の処分を受けました。監査役会は、太陽有限責任監査法人より今回の処分について説明を受けましたが、当社の会計監査人としての適格性には影響はないものと判断しております。

カ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人の評価については、上記のとおり日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえて行っております。

監査計画並びに毎四半期決算に係る監査結果について、同監査法人から報告を受けその内容を検証するとともに主要な会計上の論点に関して質問・議論を行いました。また特に重要となる会計監査人の独立性や職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制については、監査法人における品質管理システムに関する説明会において、その概要及び日本公認会計士協会及び公認会計士・監査審査会（金融庁）による直近の外部レビュー結果に対するその後の改善状況等の説明を受け、特段の問題がないことを確認しました。

また会計監査人が監査を行う際に特に重要と考えた事項を監査報告書に記載する「監査上の主要な検討事項（KAM）」に関しては、監査法人が候補として選定した項目を中心に、期中に実施された経営上の諸施策が会計処理に及ぼす影響等も勘案しながら期中を通じた監査役会との協議の結果、以下の2項目に決定されました。

- ・エネルギー事業のために保有する固定資産の減損検討
- ・不動産及び発電施設の売却取引に係る収益認識

監査役会は最終的に確定したKAMに関する監査法人の決定理由と、これらの項目についての当社の対応及び監査法人の評価が適切であることを確認しました。

以上の論点に加え、期中における同監査法人と経営者や経理部門、内部監査部門その他関連する部署との連携状況についても勘案したうえで、監査法人の監査業務及び監査結果について相当であると判断するとともに、再任することを決定しております。

監査報酬の内容等

ア．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	34	-	36	2
連結子会社	39	-	24	-
計	73	-	60	2

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であります。

イ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（グラントソントン）に属する組織に対する報酬（ア．を除く）

該当事項はありません。

ウ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

エ．監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬については、監査体制、監査日数等を勘案し監査役会との協議のうえ決定しております。

オ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査報酬につきましては、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当社の規模や業務内容に照らして、監査計画の内容、監査業務の遂行状況、及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討・協議を行い同意しております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額の決定に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指しております。また、その報酬額の水準につきましては、同業他社及び同規模の企業との比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づき報酬の額を決定しており、健全かつ効率的で安定した継続企業へと結び付けることを目的としております。

役員報酬に関する具体的な基本方針の内容は、次のとおりです。

() 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ．決定方針の決定方法

決定方針は、報酬諮問委員会において審議・承認し、報酬諮問委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。当社は2023年12月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

ロ．決定方針の内容の概要

a．基本方針

当社は、役員の報酬等の額の決定に際しては、株主総会で決議された範囲内で、業績や潜在的リスク、グループ経営に対する責任度合い、中期経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで、任意の諮問機関である報酬諮問委員会の諮問に基づき決定するものとし、業務執行取締役については報酬の一定割合を業績や各取締役の貢献度と連動させることで、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能するように設定し、健全かつ効率的で安定した継続企業へと結びつけるものとします。

業務執行取締役の役員報酬に関する具体的な基本方針の内容は、次のとおりとします。

- ・当社企業価値の向上に資するものであること。
- ・優秀な人材を確保、維持できる金額水準と設計であること。
- ・当社の中長期経営戦略を反映する設計であり、それを動機づけるものであること。
- ・株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えており、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること。
- ・基本報酬に加え、個人評価連動及び業績連動を導入して設計された報酬体系に基づき決定されること。

b．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、役位、職責、在任年数に応じて業界水準や他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案し作成された基本報酬テーブルに基づき、これを12月で等分にしたものが月例報酬として支給されます。

c．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の計算方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬以外の報酬については、現金賞与、及び株式報酬型ストックオプションとし、当該期における業績目標やESG目標等の達成度合いに応じて支給・不支給を決定するものとし、また合わせて、事業年度毎に次の5つの評価項目（『P.C.F.P.A.』評価）をそれぞれ達成度合いに応じて5段階で評価し、任意の諮問委員会である報酬諮問委員会の諮問を受けて決定します。

- ・業績（Performance）・・・自部門の業績
- ・コンプライアンス（Compliance）・・・法令順守、モラル等
- ・先見性（Foresight）・・・状況把握・分析能力、事業計画立案能力
- ・体力（Physical）・・・事業推進能力
- ・親和性（Affinity）・・・関係構築能力

なお、具体的な支給額又は支給数については、各業務執行取締役の個別の評価により決定しますが、現金賞与については、当社の当該期の業績目標が未達であっても、各業務執行取締役の管掌する部門における目標達成状況等に応じて支給することができるものとします。その目標となる業績指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

株式報酬型ストックオプションは、一定期間後行使可能なA種ストックオプションと、退職時行使可能なB種ストックオプションとします。

d．基本報酬額・業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の割合については、原則として、「取締役基本報酬：現金賞与：A種ストックオプション：B種ストックオプション＝5：2：2：1」とします。

個別報酬額の決定は諮問機関である報酬諮問委員会にて決定します。報酬諮問委員会は、その支払い総額を、都度取締役会にて報告します。

- () 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項及び当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個別報酬額については、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、取締役会において決議された取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に基づき、取締役会の決議により授けられた報酬諮問委員会で決定しております。取締役の個人別報酬額の決定権限を報酬諮問委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性及び説明責任を強化するためです。

上記のとおり、取締役の個別報酬額については、報酬諮問委員会で決定し、その支払い総額を取締役に報告する措置を講じており、これらの手続きを経て取締役の個人別報酬額が決定されていることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、報酬諮問委員会の各構成員については次のとおりであります。

委員長 内田 要 (社外取締役) 委員 山岸直人 (社外取締役)
委員 島田和一 (代表取締役 兼 グループCEO 兼 グループCOO 兼 社長執行役員)

- () 非金銭報酬等の内容

当社の非金銭報酬については株式報酬型ストックオプションとし、原則として当該期の業績が目標を達成する等した場合に発行いたします。なお、各業務執行取締役の業績達成評価により、株式報酬型ストックオプションの付与数、あるいは不支給を決定します。その目標となる業績指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行います。

株式報酬型ストックオプションは、一定期間後行使可能なA種ストックオプションと、退職時行使可能なB種ストックオプションであります。

- () 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第45期定時株主総会において定款で定める取締役の員数(15名以内)に対し年額600百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は3名)であります。また別枠で、2021年6月25日開催の第49期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額600百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は8名であります。

監査役の報酬限度額は、1999年7月16日開催の臨時株主総会において定款で定める監査役の員数(5名以内)に対し年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は3名)であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	282	129	84	68	-	3
社外役員	65	65	-	-	-	10

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。

2. ストックオプションは、割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であり、支給人員は取締役2名であります。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
島田 和一	193	取締役	提出会社	90	57	46	-

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の政策保有株式の保有方針につきましては、取引関係等の円滑化を主な目的としており、株価の状況等から、保有継続の是非を判断し、保有の合理性が認められる場合に保有しております。

政策保有株式の保有の適否については、取締役会等において、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を適宜検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	8	315
非上場株式以外の株式	7	2,339

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	-	保有していた非上場株式が新規上場したため

(注) 非上場株式以外の株式の増加銘柄数1は、保有していた株式が新規上場したことによる増加であり、取得価額の発生はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 非上場株式の減少銘柄数1は、保有していた株式が新規上場したことによる減少であり、売却価額の発生はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
タカラレーベン不動産投資法人	14,385	14,385	当社が同法人のスポンサーであり、良好な関係維持・強化を図るため保有しております。	無
	1,237	1,461		
(株)アズパートナーズ	517,000	-	業界動向及び事業領域拡大のための情報収集を目的に、2024年4月4日の当該銘柄の上場以前より株式を保有しております。新規上場に伴い、2024年度より特定投資株式に該当しております。	無
	960	-		
(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ	43,280	43,280	プロジェクト融資を中心に継続的な銀行取引を行っており、引続き円滑な財務活動を確保するため保有しております。	無(注2)
	42	33		
(株)筑波銀行	141,000	141,000	茨城県内のプロジェクトを中心に借入等の銀行取引を行っており、引続き財務活動を確保するため保有しております。	有
	35	42		
(株)武蔵野銀行	10,000	10,000	長期に及ぶ大型プロジェクトに融資をいただいております。今後も円滑な財務活動を確保するため保有しております。	有
	32	29		
(株)りそなホールディングス	20,000	20,000	エリアや事業に囚われない融資をいただいております。引続き円滑な財務活動を確保するため保有しております。	無
	25	19		
(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ	1,000	1,000	東京都内を中心に新築マンション事業に限ることなく多岐にわたる事業への融資をいただいております。引続き円滑な財務活動を確保するため保有しております。	無(注2)
	5	4		

(注) 1. 定量的な保有効果については測定が困難なため記載しておりません。保有目的の合理性を検証した方法につきましては、「a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」をご参照ください。

2. 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しています。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等へ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,427,740	4,480,044
受取手形、売掛金及び契約資産	1,483,335	1,433,775
販売用不動産	4,547,381	4,553,551
販売用発電施設	565	565
仕掛販売用不動産	4,576,598	4,592,729
未成工事支出金	40	34
その他	17,053	17,359
貸倒引当金	277	297
流動資産合計	191,937	215,263
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	33,724	33,508
減価償却累計額	5,969	5,969
建物及び構築物（純額）	4,527,755	4,527,539
機械装置及び運搬具	63,287	71,697
減価償却累計額	10,834	15,380
機械装置及び運搬具（純額）	4,552,453	4,556,316
工具、器具及び備品	1,265	1,673
減価償却累計額	966	1,070
工具、器具及び備品（純額）	4,5299	4,5602
土地	4,533,759	4,533,826
リース資産	345	355
減価償却累計額	118	149
リース資産（純額）	226	205
建設仮勘定	4,53,264	4,58,711
有形固定資産合計	117,759	127,201
無形固定資産		
のれん	3,420	3,014
その他	4,4643	4,54,881
無形固定資産合計	8,063	7,895
投資その他の資産		
投資有価証券	2,597	3,125
長期貸付金	200	-
繰延税金資産	4,258	4,680
その他	3,512,563	3,514,295
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	19,619	22,100
固定資産合計	145,441	157,198
繰延資産	68	47
資産合計	337,447	372,508

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	17,346	19,899
買掛金	9,772	8,514
短期借入金	4 25,621	4 43,238
1年内償還予定の社債	2,806	1,006
1年内返済予定の長期借入金	4 44,102	4 39,462
リース債務	34	36
未払法人税等	3,571	2,874
前受金	2 9,167	2 7,321
賞与引当金	850	864
完成工事補償引当金	614	891
その他	8,648	9,963
流動負債合計	122,537	134,075
固定負債		
長期借入金	4 130,673	4 136,185
社債	7,008	6,887
リース債務	214	188
役員退職慰労引当金	100	59
退職給付に係る負債	1,314	1,408
資産除去債務	200	534
繰延税金負債	2,489	2,773
その他	1,239	1,287
固定負債合計	143,240	149,325
負債合計	265,778	283,401
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,819	9,056
資本剰余金	3,375	8,083
利益剰余金	61,514	66,783
自己株式	4,066	1,657
株主資本合計	65,643	82,265
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	127	583
為替換算調整勘定	36	62
退職給付に係る調整累計額	17	42
その他の包括利益累計額合計	73	688
新株予約権	277	326
非支配株主持分	5,674	5,826
純資産合計	71,669	89,107
負債純資産合計	337,447	372,508

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1 185,194	1 196,523
売上原価	2 144,603	2 154,212
売上総利益	40,590	42,311
販売費及び一般管理費	3 25,133	3 27,946
営業利益	15,457	14,364
営業外収益		
受取利息	34	23
受取配当金	174	153
受取手数料	122	137
受取保険金	228	422
持分法による投資利益	238	272
雑収入	395	330
営業外収益合計	1,193	1,340
営業外費用		
支払利息	2,795	3,017
アレンジメントフィー	646	-
雑損失	223	261
営業外費用合計	3,666	3,278
経常利益	12,984	12,427
特別利益		
段階取得に係る差益	-	0
投資有価証券売却益	145	-
負ののれん発生益	-	0
固定資産交換差益	-	143
関係会社株式売却益	563	-
特別利益合計	709	144
特別損失		
固定資産除却損	-	4 36
減損損失	5 508	-
事務所移転費用	31	189
関係会社株式売却損	14	-
関係会社株式評価損	-	506
工事補償損失	-	282
特別損失合計	554	1,014
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益	13,139	11,557
匿名組合損益分配額	147	230
税金等調整前当期純利益	12,991	11,326
法人税、住民税及び事業税	4,470	3,843
法人税等調整額	244	815
法人税等合計	4,714	3,028
当期純利益	8,276	8,298
非支配株主に帰属する当期純利益	98	90
親会社株主に帰属する当期純利益	8,178	8,207

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	8,276	8,298
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	198	456
為替換算調整勘定	40	98
退職給付に係る調整額	25	60
その他の包括利益合計	133	614
包括利益	8,409	8,913
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,311	8,822
非支配株主に係る包括利益	98	90

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,819	4,820	55,971	4,174	61,436
当期変動額					
剰余金の配当			2,635		2,635
親会社株主に帰属する当期純利益			8,178		8,178
連結除外による変動額			1		1
連結子会社の増資による持分の増減		1,301			1,301
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		174			174
自己株式の処分		31		108	140
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1,444	5,543	108	4,207
当期末残高	4,819	3,375	61,514	4,066	65,643

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	71	3	8	59	220	3,544	65,142
当期変動額							
剰余金の配当							2,635
親会社株主に帰属する当期純利益							8,178
連結除外による変動額							1
連結子会社の増資による持分の増減							1,301
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							174
自己株式の処分							140
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	198	40	25	133	56	2,129	2,319
当期変動額合計	198	40	25	133	56	2,129	6,526
当期末残高	127	36	17	73	277	5,674	71,669

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,819	3,375	61,514	4,066	65,643
当期変動額					
新株の発行	4,237	4,237			8,474
剰余金の配当			2,931		2,931
親会社株主に帰属する当期純利益			8,207		8,207
連結除外による変動額			7		7
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		470		2,408	2,879
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4,237	4,707	5,268	2,408	16,622
当期末残高	9,056	8,083	66,783	1,657	82,265

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	127	36	17	73	277	5,674	71,669
当期変動額							
新株の発行							8,474
剰余金の配当							2,931
親会社株主に帰属する当期純利益							8,207
連結除外による変動額							7
自己株式の取得							0
自己株式の処分							2,879
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	456	98	60	614	49	151	816
当期変動額合計	456	98	60	614	49	151	17,438
当期末残高	583	62	42	688	326	5,826	89,107

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	12,991	11,326
減価償却費	5,370	5,965
減損損失	508	-
事務所移転費用	-	189
関係会社株式評価損	-	506
のれん償却額	509	405
負ののれん発生益	-	0
引当金の増減額(は減少)	179	305
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	174	154
受取利息及び受取配当金	209	177
受取保険金	-	422
株式報酬費用	196	293
支払利息	2,795	3,017
固定資産交換差益	-	143
売上債権の増減額(は増加)	4,892	4,567
棚卸資産の増減額(は増加)	15,692	12,926
仕入債務の増減額(は減少)	10,934	1,308
前受金の増減額(は減少)	1,029	1,845
その他	1,736	2,351
小計	44,957	14,875
利息及び配当金の受取額	192	162
利息の支払額	2,695	3,115
法人税等の支払額	5,676	4,467
保険金の受取額	-	422
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,777	7,877
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	35	194
定期預金の払戻による収入	-	230
有形固定資産の取得による支出	25,589	21,010
有形固定資産の売却による収入	1,271	2
無形固定資産の取得による支出	1,895	1,079
関係会社株式の取得による支出	604	1,723
長期貸付金の回収による収入	380	-
投資有価証券の取得による支出	0	0
投資有価証券の売却による収入	0	-
会員権の取得による支出	-	35
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	518	³ 1,168
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による収入	-	102
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	445	-
その他	215	71
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,329	24,807

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	67,503	17,618
長期借入れによる収入	124,207	74,604
長期借入金の返済による支出	75,498	76,309
社債の発行による収入	5,745	876
社債の償還による支出	190	2,806
リース債務の返済による支出	34	35
株式の発行による収入	-	8,474
自己株式の処分による収入	-	2,634
自己株式の取得による支出	-	0
非支配株主への払戻による支出	4,768	-
非支配株主からの払込みによる収入	5,761	-
配当金の支払額	3,161	2,928
非支配株主への配当金の支払額	22	83
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,464	22,042
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	10
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,017	5,123
現金及び現金同等物の期首残高	47,148	41,884
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	246	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 41,884	1 47,008

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 26社

主要な連結子会社の名称

株式会社タカラレーベン

株式会社レーベンコミュニティ

株式会社レーベンホームビルド

株式会社タカラレーベンリアルネット

株式会社レーベンゼストック

株式会社レーベントラスト

Takara Leben (Thailand) Co., Ltd.

MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社

MIRARTHアセットマネジメント株式会社

MIRARTH不動産投資顧問株式会社

2024年4月1日付で、株式会社レーベנקリーンエナジーは、MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社に社名を変更しております。

2024年4月1日付で、タカラアセットマネジメント株式会社は、MIRARTHアセットマネジメント株式会社に社名を変更しております。

津軽パワー株式会社及び乙部風力開発合同会社他1社は、株式を取得等したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

タカラレーベン・インフラ投資法人他3社は、当社保有持分を売却等したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 3社

主要な非連結子会社の名称

合同会社RS

合同会社SDX

LS岡山津山合同会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(3) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、連結財務諸表「注記事項(開示対象特別目的会社関係)」に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 9社

主要な持分法適用会社の名称

港合同会社

SENTRO SOUTH PROPERTY VENTURES他3社は、株式を取得等したため、当連結会計年度より持分法の適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数 3社

主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

合同会社RS

合同会社SDX

LS岡山津山合同会社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 14社、5月末日 1社、8月末日 1社、9月末日 1社、12月末日 7社、1月末日 2社

(2) 連結財務諸表作成にあたっては、決算日が連結決算日と異なる連結子会社については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、連結子会社が保有する発電所については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～25年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

完成工事補償引当金

自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

不動産事業

a. 新築分譲マンション事業

新築分譲マンション事業は、マンションの各分譲住戸を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産販売契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

取引価格は、不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額の受領日と同日としているため、物件引渡しと同時に売買代金の支払いを受けております。

b. 流動化事業

流動化事業は、賃貸レジデンス、オフィスビル等を取得し、リーシング並びにリノベーション等により資産価値を高めた後、事業会社等へ販売する事業であります。

流動化事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。

c. 不動産管理事業

不動産管理事業は、マンションの管理等を行っている事業であり、顧客との契約内容に基づき受託業務を提供する義務を負っております。当該履行義務は業務が行われた時点で充足されるものであり、当該時点において収益を計上しております。

エネルギー事業

エネルギー事業は、稼働済み発電施設の売却収入及び発電施設の売電収入による事業であります。

稼働済み発電施設の売却収入における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。また、発電施設の売電収入については、売電契約に基づき、主として顧客への引渡時点において収益を計上しております。

アセットマネジメント事業

アセットマネジメント事業は、タカラレーベン不動産投資法人等に対するアセットマネジメント業務を提供する事業であり、顧客との契約に基づき運用等を行う義務を負っております。当該履行義務は業務が提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を計上しております。また、運用資産の取得・譲渡に係る業務の履行義務は、受入れ又は引渡される一時点で充足されるものであり、当該受入れ又は引渡時点において収益を計上しております。

その他事業

その他事業は、主に建設の請負事業であり、顧客との建物請負工事契約に基づき、建設工事を行う義務を負っております。当該建物請負工事契約においては、当社グループの義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。よって建設の請負事業においては工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引価格は建物請負工事契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は請負代金全額を受領と同日としているため、建物引渡しと同時に請負代金の支払いを受けております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的目的の取引は行わない方針であります。

ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年以内の均等償却を行っております。

ただし、金額の僅少なものについては発生年度に一括で償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

・固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に減損損失として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
機械装置及び運搬具	13百万円	- 百万円
土地	494	-
計	508	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の物件単位にグルーピングを行っております。

この各資産グループについては、当連結会計年度において、減損損失の兆候がないと判断し、減損損失を計上しておりません。

なお、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについては、不動産鑑定士による鑑定評価額等又は使用価値を回収可能価額として、減損損失の測定を行っております。この鑑定評価額等は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案し算定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを基に算定しております。当該将来キャッシュ・フローは、関連する会社の経営会議等によって承認された収支計画に基づき見積りを行っております。収支計画の見積りに当たり、エネルギー事業においては、売電収入の基礎となる売電見込み及び売電単価、使用期間並びに中長期エネルギー事業戦略による事業の拡大による運営の効率化等を踏まえて算定しております。なお、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスとなる資産については、回収可能価額を零として評価しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」の金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、「電子記録債務」及び「買掛金」として区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に表示していた27,119百万円は、「電子記録債務」17,346百万円、「買掛金」9,772百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
売掛金	115百万円	174百万円
完成工事未収入金	-	765
契約資産	8,220	2,834

- 2 前受金のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
契約負債	8,994百万円	7,143百万円

- 3 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資その他の資産 その他(非連結子会社及び関連会社株式)	4,942百万円	6,283百万円

- 4 担保に供している資産及びこれに対応する債務は以下のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
現金及び預金	2,226百万円	536百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	200	979
販売用不動産	26,918	40,256
仕掛販売用不動産	63,755	79,994
建物及び構築物	23,616	21,385
機械装置及び運搬具	44,170	48,442
工具、器具及び備品	78	97
土地	18,468	24,293
建設仮勘定	2,002	5,298
その他(無形固定資産)	3,700	3,875
計	185,138	225,160

(2) 上記に対する債務

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	22,788百万円	35,320百万円
1年内返済予定の長期借入金	35,825	35,448
長期借入金	118,832	124,698
計	177,446	195,467

5 資産の保有目的の変更

前連結会計年度（2024年3月31日）

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において仕掛販売用不動産7百万円、販売用発電施設85百万円を建物及び構築物3百万円、土地4百万円、機械装置及び運搬具83百万円、長期前払費用2百万円（投資その他の資産の「その他」）に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物6,031百万円、工具、器具及び備品22百万円、土地13,343百万円、建設仮勘定1,795百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用不動産に振替えた20,342百万円のうち、10,882百万円を売上原価に計上しております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物30百万円、機械装置及び運搬具2,576百万円、長期前払費用11百万円（投資その他の資産の「その他」）を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当連結会計年度において売却しており、2,617百万円を売上原価に計上しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において販売用不動産162百万円、仕掛販売用不動産9百万円を建物及び構築物9百万円、土地162百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物5,135百万円、工具、器具及び備品7百万円、土地4,525百万円、建設仮勘定40百万円、ソフトウェア0百万円（無形固定資産の「その他」）を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用不動産に振替えた9,654百万円のうち、4,701百万円を売上原価に計上しております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において土地6百万円、建設仮勘定51百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当連結会計年度において売却しており、57百万円を売上原価に計上しております。

6 偶発債務（保証債務）

金融機関からの借入に対する保証債務

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
当社グループ顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	11,700百万円	18,582百万円
Minato Vietnam Co., Ltd.	647	-
WISE ESTATE 3 Co., Ltd.	524	47
WISE ESTATE 8 Co., Ltd.	367	-
WISE ESTATE 10 Co., Ltd.	489	-
WISE ESTATE 13 Co., Ltd.	-	614
計	13,730	19,244

7 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関59社（前連結会計年度63社）と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	84,333百万円	90,728百万円
借入実行残高	53,894	55,521
差引額	30,439	35,207

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う、簿価切下げ後（洗替）の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
16百万円	67百万円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前連結会計年度34%、当連結会計年度33%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前連結会計年度66%、当連結会計年度67%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
広告宣伝費	5,336百万円	5,416百万円
販売促進費	2,398	2,811
給料手当	4,536	5,050
賞与引当金繰入額	1,082	1,174
退職給付費用	213	227
役員退職慰労引当金繰入額	26	1
貸倒引当金繰入額	1	19

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	- 百万円	34百万円
工具、器具及び備品	-	0
その他（無形固定資産）	-	0
計	-	36

5 減損損失

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社グループは、当連結会計年度において、賃貸不動産、発電施設及びホテルの収益性の低下等により、以下の資産又は資産グループについて減損損失（508百万円）を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
賃貸不動産	土地	愛媛県松山市	39
発電施設	機械装置及び運搬具	北海道茅部郡	13
ホテル	土地	京都府京都市	408
	土地	京都府京都市	46
合計			508

また、科目別の内訳は、土地494百万円、機械装置及び運搬具13百万円であります。

当社グループは、賃貸不動産、発電施設及びホテルについては個別の物件単位にグルーピングを行っております。

賃貸不動産及びホテルの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。また、発電施設の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	222百万円	665百万円
組替調整額	0	-
法人税等及び税効果調整前	222	665
法人税等及び税効果額	23	208
その他有価証券評価差額金	198	456
為替換算調整勘定：		
当期発生額	40	98
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	33	-
組替調整額	0	73
法人税等及び税効果調整前	33	73
法人税等及び税効果額	7	13
退職給付に係る調整額	25	60
その他の包括利益合計	133	614

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	121,000,000	-	-	121,000,000
合計	121,000,000	-	-	121,000,000
自己株式				
普通株式 (注)	11,192,607	-	289,900	10,902,707
合計	11,192,607	-	289,900	10,902,707

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少289,900株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	277
合計		-	-	-	-	-	277

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,976	18	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年10月30日 取締役会	普通株式	659	6	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,981	利益剰余金	18	2024年3月31日	2024年6月27日

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1.	121,000,000	19,300,000	-	140,300,000
合計	121,000,000	19,300,000	-	140,300,000
自己株式				
普通株式 (注) 2. 3.	10,902,707	1	6,458,300	4,444,408
合計	10,902,707	1	6,458,300	4,444,408

(注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加19,300,000株は、公募による新株の発行による増加16,000,000株及び第三者割当による新株の発行による増加3,300,000株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少6,458,300株は、公募による自己株式の処分による減少6,000,000株及びストック・オプションの行使による減少458,300株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	326
合計		-	-	-	-	-	326

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,981	18	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	949	7	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,124	利益剰余金	23	2025年3月31日	2025年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	42,740百万円	48,044百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	35	-
顧客からの預り金	821	1,035
現金及び現金同等物	41,884	47,008

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
保有不動産の保有目的の変更により販売用不動産及び仕掛販売用不動産から固定資産に振替えた金額	93百万円	171百万円
保有不動産の保有目的の変更により固定資産から販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えた金額	21,193	9,708
保有不動産の保有目的の変更により固定資産から販売用発電施設に振替えた金額	2,617	57

3 株式等の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式等の取得により新たに連結子会社となった会社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに出資のための収入(純額)及び支出(純額)との関係は次のとおりです。

津軽パワー株式会社

流動資産	384 百万円
固定資産	4,489
流動負債	35
固定負債	3,349
子会社株式の取得価額	1,489
現金及び現金同等物	320
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	1,168

乙部風力開発合同会社

流動資産	815 百万円
子会社株式の取得価額	815
現金及び現金同等物	815
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	-

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

統括業務施設(「建物及び構築物」、「工具、器具及び備品」)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

統括業務施設における工具、器具及び備品及び車両運搬具であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	50	71
1年超	70	88
合計	120	160

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関から調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済及び償還期間は主として3年以内であります。

借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、各事業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債については、各金融機関ごとの金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。また、営業債務及び借入金等は、当社財務部にて資金計画表を作成する等の方法により資金管理をしております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ管理規程に基づき管理をしております。連結子会社についても、当社のデリバティブ管理規程に準じて、管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「短期貸付金（流動資産の「その他」）」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券(*1)	2,138	2,138	-
(2) 長期貸付金	200	200	-
資産計	2,338	2,338	-
(3) リース債務(流動)	34	34	-
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	174,776	174,719	57
(5) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	9,815	9,886	71
(6) リース債務(固定)	214	202	12
負債計	184,841	184,843	2
デリバティブ取引(*2)	-	-	-

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券(*1)	2,809	2,809	-
資産計	2,809	2,809	-
(2) リース債務(流動)	36	36	-
(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	175,647	176,558	911
(4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	7,894	7,763	131
(5) リース債務(固定)	188	177	11
負債計	183,767	184,536	769
デリバティブ取引(*2)	-	-	-

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式	458	316

(*2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	42,740	-	-	-
受取手形及び売掛金	115	-	-	-
短期貸付金	250	-	-	-
長期貸付金	-	200	-	-
合計	43,106	200	-	-

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	48,044	-	-	-
受取手形及び売掛金	174	-	-	-
短期貸付金	450	-	-	-
合計	48,669	-	-	-

2. 短期借入金、長期借入金、社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	25,621	-	-	-	-	-
長期借入金	44,102	45,154	18,409	13,467	11,018	42,624
社債	2,806	1,006	2,736	3,265	-	-
リース債務	34	33	32	31	31	86
合計	72,565	46,194	21,178	16,764	11,049	42,710

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	43,238	-	-	-	-	-
長期借入金	39,462	35,376	35,368	13,390	10,204	41,846
社債	1,006	2,736	3,265	886	-	-
リース債務	36	36	34	31	31	54
合計	83,744	38,149	38,667	14,308	10,235	41,900

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	2,138	-	-	2,138
資産計	2,138	-	-	2,138

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	2,809	-	-	2,809
資産計	2,809	-	-	2,809

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	200	-	200
資産計	-	200	-	200
リース債務（流動）	-	34	-	34
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	174,719	-	174,719
社債（1年内償還予定の社債を含む）	-	9,886	-	9,886
リース債務（固定）	-	202	-	202
負債計	-	184,843	-	184,843

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（流動）	-	36	-	36
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	176,558	-	176,558
社債（1年内償還予定の社債を含む）	-	7,763	-	7,763
リース債務（固定）	-	177	-	177
負債計	-	184,536	-	184,536

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております（上記「長期借入金」参照）。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	139	75	64
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,989	1,880	109
	小計	2,129	1,955	173
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	9	13	4
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	9	13	4
合計		2,138	1,969	169

当連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	1,115	79	1,035
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,115	79	1,035
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	9	14	4
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,684	1,880	195
	小計	1,694	1,894	200
合計		2,809	1,974	835

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	146	145	0
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	146	145	0

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度においては、該当事項はありません。

当連結会計年度において、有価証券について506百万円(関係会社株式506百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	39,785	39,785	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	39,785	39,785	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度及び中小企業退職金共済制度を併用しております。なお、当社及び一部の連結子会社が採用する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(2)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,003百万円	1,215百万円
勤務費用	158	191
利息費用	9	13
数理計算上の差異の発生額	37	65
退職給付の支払額	70	110
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	46	-
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	30	-
退職給付債務の期末残高	1,215	1,243

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	97百万円	99百万円
退職給付費用	61	63
退職給付の支払額	7	27
中小企業退職金共済制度への拠出額	5	10
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	46	-
吸収分割に伴う増加額	-	39
退職給付に係る負債の期末残高	99	164

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,353百万円	1,448百万円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	39	39
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,314	1,408

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	158百万円	191百万円
利息費用	9	13
数理計算上の差異の費用処理額	0	8
簡便法で計算した退職給付費用	56	53
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	30	-
確定給付制度に係る退職給付費用	254	265

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	36百万円	73百万円
合 計	36	73

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	25百万円	48百万円
合 計	25	48

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
割引率	1.05～1.15 %	1.75～1.87 %
予想昇給率	2.34～2.95	2.34～2.46

3. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出型年金制度への要拠出額は、当連結会計年度1百万円であります。

また、当社グループの中小企業退職金共済制度への要拠出額は、前連結会計年度5百万円、当連結会計年度10百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売費及び一般管理費	196	293

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回B種新株予約権	第2回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 1名	当社取締役 7名 当社執行役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1,2	普通株式 130,000株	普通株式 120,400株
付与日	2012年7月9日	2013年5月14日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2012年7月10日 至 2052年7月9日	自 2013年5月15日 至 2053年5月14日

	第3回B種新株予約権	第4回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 2名	当社取締役 7名 当社執行役員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 129,200株	普通株式 133,600株
付与日	2014年5月13日	2015年7月14日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2014年5月14日 至 2054年5月13日	自 2015年7月15日 至 2055年7月14日

	第5回B種新株予約権	第6回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 2名	当社取締役 6名 当社執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 125,200株	普通株式 128,000株
付与日	2016年5月10日	2017年7月11日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2016年5月11日 至 2056年5月10日	自 2017年7月12日 至 2057年7月11日

	第7回B種新株予約権	第8回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 7名	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 164,000株	普通株式 156,000株
付与日	2018年8月28日	2019年7月30日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2018年8月29日 至 2058年8月28日	自 2019年7月31日 至 2059年7月30日

	第9回B種新株予約権	第10回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 5名	当社取締役 7名 当社執行役員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 159,600株	普通株式 158,100株
付与日	2020年8月1日	2021年7月31日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2020年8月2日 至 2060年8月1日	自 2021年8月1日 至 2061年7月31日

	第11回B種新株予約権	第12回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 7名	当社取締役 2名 子会社の取締役 6名 子会社の執行役員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 188,000株	普通株式 176,700株
付与日	2022年8月23日	2023年8月1日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2022年8月24日 至 2062年8月23日	自 2023年8月2日 至 2063年8月1日

	第12回A種新株予約権	第13回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社執行役員 1名 グループ会社の取締役 15名 グループ会社の執行役員 5名	当社取締役 1名 当社執行役員 1名 グループ会社の取締役 8名 グループ会社の執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 455,100株	普通株式 150,300株
付与日	2024年7月30日	2024年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていません。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2024年7月31日 至 2064年7月30日	自 2024年7月31日 至 2064年7月30日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2013年7月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
権利確定前（株）								
前連結会計年度末	30,400	28,000	27,600	32,000	32,000	76,000	84,000	84,000
付与	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	30,400	28,000	27,600	32,000	32,000	76,000	84,000	84,000
権利確定後（株）								
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-	-	-	-

	第9回B種 新株予約権	第10回B種 新株予約権	第11回B種 新株予約権	第12回B種 新株予約権	第12回A種 新株予約権	第13回B種 新株予約権
権利確定前（株）						
前連結会計年度末	119,600	135,200	163,700	176,700	-	-
付与	-	-	-	-	455,100	150,300
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	5,900	455,100	-
未確定残	119,600	135,200	163,700	170,800	-	150,300
権利確定後（株）						
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	5,900	455,100	-
権利行使	-	-	-	5,900	452,400	-
失効	-	-	-	-	2,700	-
未行使残	-	-	-	-	-	-

（注）2013年7月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
権利行使価格（円）	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	-	-	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	128	306	186	472	480	316	253	290

	第9回B種 新株予約権	第10回B種 新株予約権	第11回B種 新株予約権	第12回B種 新株予約権	第12回A種 新株予約権	第13回B種 新株予約権
権利行使価格（円）	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	-	-	-	500	495	-
付与日における公正な 評価単価（円）	228	241	262	321	536	342

（注）権利行使価格は、1株当たりの金額を記載しております。なお、2013年7月1日付株式分割（1株につき4株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第12回A種新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	第12回A種新株予約権
株価変動性（注）1	25.9%
予想残存期間（注）2	0.0028年
予想配当率（注）3	3.89%
無リスク利率（注）4	0.078%

- （注）1．2022年8月1日から2024年7月29日までの株価実績に基づき算定しております。
2．新株予約権割当日から権利行使期間開始日までの期間を使用しております。
3．直近10年間の配当実績に基づき算定しております。
4．予想残存期間が非常に短いため、無担保コール翌日物金利の平均値を使用しております。

当連結会計年度において付与された第13回B種新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	第13回B種新株予約権
株価変動性（注）1	37.3%
予想残存期間（注）2	11.5年
予想配当率（注）3	3.89%
無リスク利率（注）4	1.228%

- （注）1．2013年1月24日から2024年7月29日までの株価実績に基づき算定しております。
2．新株予約権者の予想残存勤務年数の加重平均値を使用しております。
3．直近10年間の配当実績に基づき算定しております。
4．予想残存期間に対応する期間の国債利回りに基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	272百万円	271百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	84	93
販売用不動産評価損否認	58	79
会員権評価損否認	33	34
退職給付に係る負債損金算入限度超過額	404	483
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	30	20
減価償却損金算入限度超過額	182	0
減損損失否認	292	488
繰延消費税等	254	280
未払事業税等	220	213
投資有価証券強制評価減否認	3	3
資産除去債務否認	67	82
税務上の繰越欠損金	-	387
税務繰延資産	246	373
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	48	122
新株予約権	84	102
工事補償損失否認	66	152
分割承継法人株式	290	299
連結上の未実現利益の消去に係る税効果	360	25
譲渡損益調整勘定	210	116
その他	29	81
繰延税金資産小計	3,240	3,713
評価性引当額(注)	836	848
繰延税金資産合計	2,403	2,864
繰延税金負債		
合併受入資産評価差額	551	551
その他有価証券評価差額金	43	316
譲渡損益調整勘定	38	20
その他	-	68
繰延税金負債合計	634	957
繰延税金資産(は負債)の純額	1,769	1,906

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、譲渡損益調整勘定及び減損損失等に係る評価性引当額の増加であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
評価性引当額の増減	1.8	1.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	0.6
住民税均等割	0.2	0.2
子会社税率差異	0.5	0.3
のれん償却額	1.2	1.1
連結修正による影響	2.2	1.8
その他	0.4	3.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3	26.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による当連結会計年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)への影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社グループは、貸事務所用土地の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)及び賃貸用のマンション等を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は151百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は748百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	35,714	31,045
期中増減額	4,668	1,056
期末残高	31,045	29,989
期末時価	36,080	33,538

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得(11,659百万円)であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替(17,010百万円)、減価償却費(303百万円)であります。当連結会計年度の主な増加額は不動産取得(8,644百万円)であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替(9,546百万円)、減価償却費(367百万円)であります。

3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づく金額によっております。

4. 建設中の資産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。なお、建設中の資産の前連結会計年度及び当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、それぞれ2,165百万円及び4,873百万円です。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,379百万円	8,220百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,220	2,834
契約負債（期首残高）	10,172	8,994
契約負債（期末残高）	8,994	7,143

契約負債は、主に、不動産事業における不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う一般消費者である顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、7,420百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,285百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、不動産事業における不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	26,656百万円	16,823百万円
1年超2年以内	31,714	33,455
2年超3年以内	11,717	207
合計	70,089	50,485

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、マンション分譲を中心に事業活動をしております。なお、「不動産事業」、「エネルギー事業」及び「アセットマネジメント事業」を報告セグメントとしております。

「不動産事業」は、コア事業である新築分譲マンション事業のほか、新築戸建分譲、マンションのリニューアル・リセール、レジデンスやオフィス等の収益不動産の売却を行う流動化事業、不動産賃貸事業、不動産管理事業等を行っております。

「エネルギー事業」は、太陽光をはじめとした風力、バイオマス等の再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社に売却し、安定収入を得る事業を行っております。

「アセットマネジメント事業」は、当社グループに蓄積された不動産、再生可能エネルギーに関する豊富な専門知識・ノウハウ・ネットワークを活用し、J-REIT及び私募ファンド等の運用を受託し、優良な投資機会と堅実な資産管理サービスの提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ後の価額で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	不動産事業	エネルギー 事業	アセットマ ネジメント 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	156,933	13,849	734	171,517	7,805	179,322
その他の収益	5,871	-	-	5,871	-	5,871
外部顧客への売上高	162,804	13,849	734	177,388	7,805	185,194
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	162,804	13,849	734	177,388	7,805	185,194
セグメント利益又は損失()	13,790	2,026	34	15,782	325	15,457
セグメント資産	178,033	113,998	935	292,967	7,264	300,232
セグメント負債	157,048	117,604	110	274,763	3,562	278,325
その他の項目						
減価償却費	344	4,585	5	4,935	84	5,020
のれんの償却額	78	-	-	78	-	78
支払利息	1,315	1,544	0	2,860	2	2,862
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	16,320	22,960	0	39,281	1,231	40,513

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業やホテル運営事業等を含んでおります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	不動産事業	エネルギー 事業	アセットマ ネジメント 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	169,435	9,921	1,162	180,519	6,927	187,446
その他の収益	9,077	-	-	9,077	-	9,077
外部顧客への売上高	178,512	9,921	1,162	189,596	6,927	196,523
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	178,512	9,921	1,162	189,596	6,927	196,523
セグメント利益又は損失()	13,130	1,110	268	14,509	144	14,364
セグメント資産	204,206	114,317	2,528	321,052	5,912	326,965
セグメント負債	177,441	121,844	291	299,577	2,622	302,199
その他の項目						
減価償却費	440	4,479	11	4,930	89	5,020
のれんの償却額	19	-	-	19	-	19
支払利息	1,418	1,338	0	2,757	6	2,763
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	12,259	8,600	102	20,961	48	21,010

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業やホテル運営事業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	177,388	189,596
「その他」の区分の売上高	7,805	6,927
セグメント間取引消去	-	-
連結財務諸表の売上高	185,194	196,523

(単位:百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	15,782	14,509
「その他」の区分の利益	325	144
セグメント間取引消去	-	-
のれんの償却額	-	-
連結財務諸表の営業利益	15,457	14,364

(単位:百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	292,967	321,052
「その他」の区分の資産	7,264	5,912
本社管理部門に対する債務の相殺消去	62,756	59,419
全社資産(注)	99,971	104,961
連結財務諸表の資産合計	337,447	372,508

(注)全社資産は、報告セグメントに帰属しない資産であります。主なものは、現金及び預金、管理部門にかかる資産及び繰延税金資産等であります。

(単位:百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	274,763	299,577
「その他」の区分の負債	3,562	2,622
本社管理部門に対する債務の相殺消去	44,596	42,725
全社負債(注)	32,049	23,926
連結財務諸表の負債合計	265,778	283,401

(注)全社負債は、報告セグメントに帰属しない負債であります。主なものは、借入金等であります。

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	4,935	4,930	84	89	350	945	5,370	5,965
のれんの償却額	78	19	-	-	430	386	509	405
支払利息	2,860	2,757	2	6	66	253	2,795	3,017
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注)	39,281	20,961	1,231	48	13,871	660	26,641	21,670

(注)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに配分していないのれんの発生額、本社建物等の設備投資額及びセグメント間取引の消去額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産事業	エネルギー事業	アセットマネジメント事業	その他(注)	全社・消去	合計
減損損失	39	13	-	455	-	508

（注）「その他」の金額は、ホテル事業に係る金額であります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産事業	エネルギー事業	アセットマネジメント事業	その他	全社・消去(注)	合計
当期償却額	78	-	-	-	430	509
当期末残高	19	-	-	-	3,400	3,420

（注）全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却額及び未償却残高であります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産事業	エネルギー事業	アセットマネジメント事業	その他	全社・消去(注)	合計
当期償却額	19	-	-	-	386	405
当期末残高	-	-	-	-	3,014	3,014

（注）全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却額及び未償却残高であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

「その他」において、レーベンホテルズ株式会社の株式を取得し連結子会社としたことにより、0百万円の負ののれん発生益を計上しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社グループは、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、不動産の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、当社グループは不動産（信託受益権を含む）を特別目的会社（合同会社）1社に譲渡し、特別目的会社が当該不動産を裏付けとして借入等によって調達した資金を売却代金として受領しております。特別目的会社に対しては、匿名組合契約を締結し、当該契約に基づき出資を実施しております。なお、当社グループは議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 特別目的会社との取引金額等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高 (百万円)	主な損益	
		項目	金額(百万円)
譲渡した不動産	2,847	売却益	216
匿名組合出資金	142	-	-

(注) 1. 譲渡した不動産に係る取引金額は、譲渡時点の譲渡価格によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却益は、売上総利益に計上されております。

2. 匿名組合出資金に係る取引金額は、当連結会計年度における出資額によって記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	596円90銭	610円61銭
1株当たり当期純利益	74円39銭	62円69銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	73円72銭	62円13銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,178	8,207
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,178	8,207
期中平均株式数 (千株)	109,938	130,926
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	990	1,174
(うち新株予約権(千株))	(990)	(1,174)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
MIRARTHホールディングス(株)	第2回無担保社債	2020年1月24日	2,600 (2,600)	-	1.50	なし	2025年3月24日
MIRARTHホールディングス(株)	第3回無担保社債	2023年10月6日	2,000	2,000	1.45	なし	2026年10月6日
MIRARTHホールディングス(株)	第4回無担保社債	2023年10月6日	3,000	3,000	1.60	なし	2027年10月6日
MIRARTHホールディングス(株)	第5回無担保社債	2025年3月11日	-	886	0.10	なし	2030年3月11日
(株)タカラレーベン	第2回無担保社債	2020年6月30日	250	250	0.30	なし	2027年6月30日
(株)タカラレーベン	第3回無担保社債	2020年9月30日	100	100 (100)	0.02	なし	2025年9月30日
(株)タカラレーベン	第4回無担保社債	2021年3月25日	300	300 (300)	0.30	なし	2026年3月25日
(株)タカラレーベン	第5回無担保社債	2021年9月24日	50 (50)	-	0.37	なし	2024年9月25日
(株)タカラレーベン	第11回無担保社債	2020年6月30日	100	100 (100)	0.37	なし	2025年6月30日
(株)タカラレーベン	第13回無担保社債	2020年9月18日	100	100 (100)	0.60	なし	2025年9月18日
(株)タカラレーベン	第14回無担保社債	2020年9月30日	100	100 (100)	0.40	なし	2025年9月30日
(株)タカラレーベン	第15回無担保社債	2021年1月20日	100	100 (100)	0.39	なし	2026年1月20日
(株)タカラレーベン	第16回無担保社債	2021年2月5日	40 (20)	20 (20)	0.19	なし	2026年2月5日
(株)タカラレーベン	第17回無担保社債	2021年2月19日	50	50 (50)	0.36	なし	2026年2月19日
(株)タカラレーベン	第18回無担保社債	2021年12月15日	60 (20)	40 (20)	0.05	なし	2026年12月15日
(株)タカラレーベン	第19回無担保社債	2022年1月20日	60 (20)	40 (20)	0.27	なし	2027年1月20日
(株)タカラレーベン	第20回無担保社債	2023年9月25日	300	300	0.57	なし	2026年9月25日
(株)タカラレーベン	第21回無担保社債	2023年10月25日	300	300	0.25	なし	2026年10月25日
MIRARTHエナジーソリューションズ(株)	第1回無担保社債	2022年9月29日	105 (30)	75 (30)	0.70	なし	2027年9月29日
MIRARTHエナジーソリューションズ(株)	第2回無担保社債	2023年12月29日	200 (66)	133 (66)	0.70	なし	2026年12月29日
合計	-	-	9,815 (2,806)	7,894 (1,006)	-	-	-

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1,006	2,736	3,265	-	886

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	25,621	43,238	1.22	-
1年以内に返済予定の長期借入金	44,102	39,462	1.40	-
1年以内に返済予定のリース債務	34	36	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	130,673	136,185	1.53	2026年4月～ 2058年5月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	214	188	-	2026年4月～ 2031年12月
合計	200,647	219,111	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	35,376	35,368	13,390	10,204
リース債務	36	34	31	31

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	86,363	196,523
税金等調整前中間(当期)純利益 (百万円)	3,344	11,326
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (百万円)	2,077	8,207
1株当たり中間(当期)純利益(円)	16.47	62.69

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,689	24,920
売掛金	1,326,676	1,379
未収入金	3676	3521
販売用不動産	1,214,153	1,273,399
仕掛販売用不動産	1,231,949	1,218,794
前渡金	2,380	698
前払費用	3620	3692
関係会社短期貸付金	37,585	36,836
その他	36,763	36,264
貸倒引当金	275	275
流動資産合計	83,220	65,932
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,26,993	1,25,321
構築物	1,2177	1,2122
機械及び装置	13,341	12,891
工具、器具及び備品	1,278	1,271
土地	1,211,814	1,27,510
建設仮勘定	1,21,025	1453
有形固定資産合計	23,432	16,372
無形固定資産		
借地権	1242	1242
ソフトウェア	1283	2363
のれん	19	-
その他	79	136
無形固定資産合計	624	741
投資その他の資産		
投資有価証券	2,049	2,655
関係会社株式	122,039	121,091
その他の関係会社有価証券	13,868	0
出資金	358	281
会員権	71	89
敷金及び保証金	840	725
関係会社長期貸付金	-	3400
繰延税金資産	408	231
その他	1,722	1,526
投資その他の資産合計	41,358	27,001
固定資産合計	65,416	44,116
繰延資産		
社債発行費	41	35
繰延資産合計	41	35
資産合計	148,678	110,084

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	14,308	12,429
買掛金	3 3,552	3 676
短期借入金	1 5,688	1 6,818
1年内償還予定の社債	2,600	-
1年内返済予定の長期借入金	1 24,831	1 12,188
未払金	3 988	3 773
未払費用	44	41
未払法人税等	1,930	569
前受金	1,660	1,308
預り金	242	3 52
前受収益	3 37	3 37
賞与引当金	3	12
完成工事補償引当金	299	571
その他	338	0
流動負債合計	56,526	35,481
固定負債		
長期借入金	1 29,840	1 10,451
社債	5,000	5,886
預り敷金及び保証金	421	3 535
退職給付引当金	2	5
資産除去債務	26	26
固定負債合計	35,290	16,906
負債合計	91,817	52,388
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,819	9,056
資本剰余金		
資本準備金	4,817	9,054
その他資本剰余金	34	505
資本剰余金合計	4,851	9,559
利益剰余金		
利益準備金	92	92
その他利益剰余金		
別途積立金	14,681	14,681
繰越利益剰余金	36,097	25,021
利益剰余金合計	50,870	39,795
自己株式	4,066	1,657
株主資本合計	56,476	56,754
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	107	615
評価・換算差額等合計	107	615
新株予約権	277	326
純資産合計	56,861	57,695
負債純資産合計	148,678	110,084

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高		
不動産事業収入	1 86,590	1 65,509
エネルギー事業収入	1 1,091	1 707
その他事業収入	150	-
営業収益		
関係会社受取配当金	1,392	1 2,011
売上高及び営業収益合計	89,226	68,227
売上原価		
不動産事業原価	1 73,068	1 56,480
エネルギー事業原価	1 1,164	1 721
その他事業原価	1 271	-
売上原価合計	74,503	57,202
売上総利益	14,722	11,025
販売費及び一般管理費	1, 2 7,132	1, 2 5,658
営業利益	7,590	5,366
営業外収益		
受取利息	1 81	1 85
受取配当金	46	242
匿名組合投資利益	1 404	1 416
受取手数料	21	2
雑収入	1 1,060	1 1,123
営業外収益合計	1,614	1,870
営業外費用		
支払利息	1 706	1 586
雑損失	1 161	1 171
営業外費用合計	867	757
経常利益	8,336	6,479
特別利益		
固定資産売却益	26	-
投資有価証券売却益	146	-
固定資産交換差益	-	143
関係会社株式売却益	300	-
特別利益合計	473	143
特別損失		
固定資産除却損	-	25
減損損失	455	-
工事補償損失	-	282
特別損失合計	455	307
税引前当期純利益	8,354	6,315
法人税、住民税及び事業税	2,145	1,031
法人税等調整額	0	59
法人税等合計	2,145	972
当期純利益	6,209	5,343

【売上原価明細書】

1. 不動産事業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
仕入土地代等	2	29,655	40.6	30,033	53.1
外注建築費		40,867	55.9	24,525	43.4
租税公課		220	0.3	204	0.4
減価償却費		240	0.3	288	0.5
維持管理費		563	0.8	493	0.9
その他		1,520	2.1	936	1.7
不動産事業原価		73,068	100.0	56,480	100.0

(注) 1. 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

2. 当事業年度における棚卸資産評価損の金額は177百万円となります。なお、前事業年度における棚卸資産評価損の計上はありません。

2. エネルギー事業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
発電施設売却原価		291	25.0	-	-
租税公課		60	5.2	51	7.2
減価償却費		521	44.9	449	62.3
維持管理費		153	13.2	90	12.6
賃借料		10	0.9	3	0.5
その他		125	10.8	125	17.4
エネルギー事業原価		1,164	100.0	721	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,819	4,817	3	4,820	92	14,681	32,523	47,297
当期変動額								
剰余金の配当							2,635	2,635
当期純利益							6,209	6,209
自己株式の処分			31	31				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	31	31	-	-	3,573	3,573
当期末残高	4,819	4,817	34	4,851	92	14,681	36,097	50,870

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,174	52,762	45	45	220	52,937
当期変動額						
剰余金の配当		2,635				2,635
当期純利益		6,209				6,209
自己株式の処分	108	140				140
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			153	153	56	210
当期変動額合計	108	3,713	153	153	56	3,924
当期末残高	4,066	56,476	107	107	277	56,861

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,819	4,817	34	4,851	92	14,681	36,097	50,870
当期変動額								
新株の発行	4,237	4,237		4,237				
剰余金の配当							2,931	2,931
当期純利益							5,343	5,343
自己株式の取得								
自己株式の処分			470	470				
吸収分割による減少							13,487	13,487
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	4,237	4,237	470	4,707	-	-	11,075	11,075
当期末残高	9,056	9,054	505	9,559	92	14,681	25,021	39,795

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	4,066	56,476	107	107	277	56,861
当期変動額						
新株の発行		8,474				8,474
剰余金の配当		2,931				2,931
当期純利益		5,343				5,343
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	2,408	2,879				2,879
吸収分割による減少		13,487				13,487
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			507	507	49	556
当期変動額合計	2,408	278	507	507	49	834
当期末残高	1,657	56,754	615	615	326	57,695

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式、その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～50年

機械及び装置 7～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 不動産事業

新築分譲マンション事業

新築分譲マンション事業は、マンションの各分譲住戸を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産販売契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

取引価格は、不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額の受領日と同日としているため、物件引渡しと同時期に売買代金の支払いを受けております。

流動化事業

流動化事業は、賃貸レジデンス、オフィスビル等を取得し、リーシング並びにリノベーション等により資産価値を高めた後、事業会社等へ販売する事業であります。

流動化事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。

(2) エネルギー事業

エネルギー事業は、稼働済み発電施設の売却収入及び発電施設の売電収入による事業であります。

稼働済み発電施設の売却収入における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。また、発電施設の売電収入については、売電契約に基づき、主として顧客への引渡時点において収益を計上しております。

(3) グループ経営管理事業

グループ経営管理事業の収益は、関係会社受取配当金であります。

関係会社受取配当金については、配当の効力発生日において収益を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

・固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の財務諸表に減損損失として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
土地	455百万円	- 百万円
計	455	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の物件単位にグルーピングを行っております。

この各資産グループについては、当事業年度において、減損損失の兆候がないと判断し、減損損失を計上しておりません。

なお、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについては、不動産鑑定士による鑑定評価額等又は使用価値を回収可能価額として、減損損失の測定を行っております。この鑑定評価額等は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案し算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度まで「流動負債」の「支払手形」に含めて表示しておりました「電子記録債務」の金額的重要性が増したため、当事業年度より、「電子記録債務」として区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「支払手形」14,308百万円は、「電子記録債務」14,308百万円に組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及びこれに対応する債務は以下のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
売掛金	45百万円	22百万円
販売用不動産	7,257	4,388
仕掛販売用不動産	26,127	11,566
建物	4,985	1,600
構築物	91	27
機械及び装置	2,379	2,079
工具、器具及び備品	12	6
土地	8,665	1,133
建設仮勘定	1,025	453
借地権	232	242
ソフトウェア	0	-
関係会社株式	6,032	6,032
計	56,855	27,555

(2) 上記に対する債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期借入金	5,688百万円	2,538百万円
1年内返済予定の長期借入金	17,287	10,438
長期借入金	24,840	7,201
計	47,816	20,177

2 資産の保有目的の変更

前事業年度(2024年3月31日)

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において仕掛販売用不動産7百万円を建物3百万円、土地4百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物5,264百万円、構築物143百万円、工具、器具及び備品22百万円、土地11,072百万円、建設仮勘定1,635百万円を販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当事業年度において売却しており、販売用不動産に振替えた18,137百万円のうち、9,640百万円を売上原価に計上しております。

当事業年度(2025年3月31日)

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において販売用不動産162百万円、仕掛販売用不動産9百万円を建物9百万円、土地162百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物4,407百万円、構築物71百万円、工具、器具及び備品7百万円、土地4,189百万円、ソフトウェア0百万円を販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当事業年度において売却しており、販売用不動産に振替えた8,675百万円のうち、4,236百万円を売上原価に計上しております。

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	13,661百万円	12,796百万円
長期金銭債権	-	400
短期金銭債務	530	360
長期金銭債務	-	4

4 偶発債務（保証債務）

金融機関からの借入に対する保証債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当社顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	2,441百万円	1,081百万円
株式会社タカラレーベン	1,200	-
株式会社レーベンゼストック	845	686
MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社（注）	2,537	3,774
Minato Vietnam Co., Ltd.	647	-
WISE ESTATE 3 Co., Ltd.	524	47
WISE ESTATE 8 Co., Ltd.	367	-
WISE ESTATE 10 Co., Ltd.	489	-
Takara Leben (Thailand) Co., Ltd.	1,552	933
計	10,606	6,522

（注）2024年4月1日付で、株式会社レーベンクリーンエナジーは、MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社に社名を変更しております。

5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関8社（前事業年度25社）と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	32,007百万円	12,908百万円
借入実行残高	25,458	7,758
差引額	6,549	5,150

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	36,314百万円	36,247百万円
営業収益	-	2,011
仕入高	2,485	965
営業取引以外の取引高	1,397	1,126

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47%、当事業年度31%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53%、当事業年度69%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
広告宣伝費	1,158百万円	1,118百万円
販売手数料	1,445	349
販売促進費	760	260
給料手当	75	121
賞与引当金繰入額	7	23
退職給付費用	2	0
減価償却費	148	167

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	22,039	21,091
その他の関係会社有価証券	13,868	0

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	1 百万円	3 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	84	86
販売用不動産評価損否認	19	74
会員権評価損否認	32	33
退職給付引当金損金算入限度超過額	0	1
減価償却損金算入限度超過額	182	-
減損損失否認	163	350
繰延消費税等	229	212
未払事業税等	110	52
投資有価証券強制評価減否認	3	3
資産除去債務否認	43	47
税務繰延資産	90	66
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	25	22
新株予約権	84	102
工事補償損失否認	66	152
賃貸管理費計上否認	20	-
分割承継法人株式	290	299
譲渡損益調整勘定	210	116
その他有価証券評価差額金	-	45
その他	-	0
繰延税金資産小計	1,661	1,672
評価性引当額	629	554
繰延税金資産合計	1,031	1,117
繰延税金負債		
合併受入資産評価差額	551	551
その他有価証券評価差額金	32	314
譲渡損益調整勘定	38	20
繰延税金負債合計	623	886
繰延税金資産(は負債)の純額	408	231

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
評価性引当額の増減	1.1	1.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.1	11.0
住民税均等割	0.0	0.0
組合等における投資損益	1.5	0.1
その他	2.6	3.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7	15.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）への影響は軽微であります。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）5．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定資産	建物	6,993	3,058	4,432	298	5,321	665	5,987
	構築物	177	30	71	14	122	38	161
	機械及び装置	3,341	0	-	450	2,891	1,956	4,847
	工具、器具及び備品	78	46	7	46	71	263	335
	土地	11,814	302	4,606	-	7,510	-	7,510
	リース資産	-	-	-	-	-	19	19
	建設仮勘定	1,025	2,512	3,084	-	453	-	453
	計	23,432	5,950	12,201	809	16,372	2,942	19,315
無形 固定資産	借地権	242	-	-	-	242	-	-
	ソフトウェア	283	176	0	96	363	-	-
	のれん	19	-	-	19	-	-	-
	その他	79	199	143	-	136	-	-
	計	624	376	143	115	741	-	-

(注) 当期増加の主な内容は以下のとおりであります。

建物	収益物件の取得	3,056百万円
土地	収益物件の取得	302百万円
建設仮勘定	収益物件の取得	2,512百万円
ソフトウェア	その他の取得	176百万円
その他	その他の取得	199百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	275	-	-	275
賞与引当金	3	24	16	12
完成工事補償引当金	299	282	9	571

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日及び3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を行使することができません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第52期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月26日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2024年6月26日関東財務局長に提出
- (3) 半期報告書及び確認書
（第53期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月12日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2024年6月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2024年7月10日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
2024年7月30日関東財務局長に提出
2024年7月10日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。
- (6) 有価証券届出書（一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し）及びその添付書類
2024年5月20日関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書（その他の者に対する割当）及びその添付書類
2024年5月20日関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書の訂正届出書
2024年5月29日関東財務局長に提出
2024年5月20日提出の有価証券届出書（一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し）に係る訂正届出書
であります。
2024年5月29日関東財務局長に提出
2024年5月20日提出の有価証券届出書（その他の者に対する割当）に係る訂正届出書であります。
2024年6月26日関東財務局長に提出
2024年5月20日提出の有価証券届出書（その他の者に対する割当）に係る訂正届出書であります。
2024年6月27日関東財務局長に提出
2024年5月20日提出の有価証券届出書（その他の者に対する割当）に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月25日

M I R A R T Hホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下川 高史

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているM I R A R T Hホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M I R A R T Hホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

エネルギー事業のために保有する固定資産の減損検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、エネルギー事業を今後の成長事業とし、不動産事業に次ぐ主軸事業と位置づけており、注記事項（セグメント情報等）セグメント情報3.に記載されているとおり、当連結会計年度においてエネルギー事業資産として114,317百万円を計上している。会社は、今後も中長期エネルギー事業戦略に基づきエネルギー事業資産を取得または開発することを計画しており、あわせてグループとして事業用資産の採算性を把握し管理している。</p> <p>会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を発電施設として減損を検討している。会社は、減損の兆候がある発電施設について減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を計上している。減損損失の認識の判定及び回収可能価額の算定に当たっては発電施設別の将来キャッシュ・フローを使用しており、当該将来キャッシュ・フローは関連するグループ会社の経営者によって承認された収支計画に基づき算定している。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、将来キャッシュ・フローにおける売電収入の基礎となる売電見込み及び売電単価、使用期間並びに中長期エネルギー事業戦略に基づくエネルギー事業の拡大による運営の効率化である。</p> <p>エネルギー事業資産は今後も増加すると見込まれ、エネルギー事業のために保有する固定資産の減損の検討において利用される将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、エネルギー事業のために保有する固定資産の減損について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期エネルギー事業戦略の内容やエネルギー事業に関連するグループ会社の役割について経営者との協議により理解するとともに、当該戦略に基づくエネルギー事業資産への投資計画を閲覧した。また、当該投資計画の裏付けとなる資金計画について確かめ、計画の合理性と実行可能性について検討した。 ・ 将来キャッシュ・フローについて、関連するグループ会社の経営者によって承認された収支計画との整合性を検討した。 ・ 将来キャッシュ・フローの見積りにおける発電施設の使用期間について、公表されているエネルギー事業に関連する制度の概要を理解し、外部機関のレポート、製造事業者の公表情報と比較した。 ・ 関連するグループ会社が作成した発電施設別の収支計画の重要な仮定について実績と比較し、将来キャッシュ・フローの基礎となる収支計画に適切に考慮されていることを確かめた。 ・ 将来キャッシュ・フローにおける売電収入の基礎となる売電見込みに関連して、その前提となる発電施設ごとの日射量、損失係数、経年劣化係数について外部機関の公表データと比較し、その合理性を検討した。 ・ 将来キャッシュ・フローにおける売電収入の基礎となる売電単価について、中長期エネルギー事業戦略における今後の販売戦略や、現行制度に代わる新たな制度への移行に向けた取組に関して関連するグループ会社の経営者と協議を行い、公表されている制度の概要を理解するとともに、新たな制度に基づく売電契約実績と比較し、その合理性と実行可能性について検討した。 ・ 関連するグループ会社が作成した発電施設別の収支計画について、当期の実績と比較し推移分析を実施するとともに、必要な設備投資や修繕費が適切に考慮されていることを確かめた。

不動産の売却取引に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度の連結損益計算書上、売上高196,523百万円を計上している。この売上高には、不動産事業のうち流動化事業における不動産の売却取引による収益が含まれている。</p> <p>これらの不動産の売却取引は、取引条件の個性が高く、かつ、取引金額が多額となる傾向がある。特に特別目的会社を利用した不動産流動化による場合には、販売後の管理業務の受託、譲受人への出資持分の一部保有等を通じて、当該不動産等へ継続的に関与することや、売買契約に買戻条項やリースバック条項が付されることもあり、売却取引の前提となる不動産に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転しているか否かの判断が複雑になることがある。この判断を誤った場合には、リスクと経済価値のほとんど全てが譲受人に移転しているとは認められない不動産の売却取引について重要な金額の収益が計上されることとなる。</p> <p>以上から、当監査法人は、流動化事業における不動産の売却取引に係る収益認識が、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、流動化事業における不動産の売却取引に係る収益認識を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引スキームの内容を理解するため、売買契約書等の閲覧、経営者への質問を実施した。 譲渡価額は、第三者との間で成立した契約に基づいた金額であることを売買契約書と突合して確かめた。また、必要に応じて不動産鑑定評価書等との比較を実施した。 継続的関与の程度について、不動産管理契約書や匿名組合出資契約書等を閲覧し、不動産に係るリスクと経済価値の移転に与える影響を評価した。 買戻条項やリースバック条項の有無について売買契約書等を閲覧し検討した。 引渡しの事実について、会計記録と売買契約書及び入金証憑を突合して確かめた。 特別目的会社を利用した流動化の場合、当該特別目的会社が子会社に該当しないか、匿名組合出資契約書等を閲覧し、会社及び連結子会社との出資関係等を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、MIRARTHホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、MIRARTHホールディングス株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

MIRARTHホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下川 高史

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているMIRARTHホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MIRARTHホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

不動産の売却取引に係る収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（不動産の売却取引に係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。